金融庁の1年

(平成27事務年度版)

平成 28 年 11 月

金融广

本冊子の記載内容について

- 1. 本冊子は、平成 27 年 7 月 1 日から 28 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
- 2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途 その活動状況を取りまとめており(「証券取引等監視員会の活動状況」及び「公 認会計士・監査審査会の活動状況」参照)、本冊子には記載していません。

本編・目次

第1部 金融庁の組織及び行政運営
第1章 金融庁の組織
第1節 金融庁の組織
I 概要 ···································
Ⅱ 特命担当大臣
Ⅲ 所掌事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV 組織編成の特徴 ····································
第2節 平成28年度の体制整備
第2章 金融庁の行政運営
第1節 「金融行政方針」の策定・公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節 財務局との連携 ····································
第3節 職員の任用等
I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成 ····································
Ⅱ 服務規律の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4節 研究
I 金融庁における研究 ·······1
Ⅱ 金融行政の参考となる調査研究の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅲ 産・官・学の連携強化 ·······1
第5節 研修 I 金融庁における研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6節 行政情報化の推進 I 概要 ························1
Ⅱ 取組み実績 ····································
第7節 報道・広報 I 報道対応 ··········1
I 報道対応 ····································
第8節 情報公開等 第8節 情報公開等
まる即 情報公開寺 I 開示請求の動向 ·······1
Ⅱ 文書管理等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第9節 金融機関等との意見交換 ····································
第9即 並融機関等との息兄文揆 ************************************
第11節 金融行政アドバイザリー制度
新川郎 並融1 政アトハイ リソー制度 I 制度の概要 ····································
I 平成27事務年度における取組み ····································
ユ 1次に 子が一(X) (2001 / O4X/III / /

第12節 金融行政モニター制度
I 制度の概要 ····································
Ⅱ 提出された意見等の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第13節 金融サービス利用者相談室
I 概要 ························2
Ⅱ 相談等の受付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
Ⅲ その他の活動状況2
第14節 政策評価への取組み2
第15節 金融庁業務継続計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み
I 経緯 ···································
Ⅱ 概要3
第2部 金融に関する制度の企画及び立案
第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の施行に
伴う関係政令・内閣府令等の整備(店頭デリバティブ取引等に関する規制
I 経緯 ······3
Ⅱ 概要3
第2節 金融商品取引法の一部を改正する法律(平成27年法律第32号)の施行に伴
う関係政令・内閣府令等の整備(いわゆるプロ向けファンドに関する規制
I 経緯 ···································
Ⅱ 概要3
第3節 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み
I 開示諸制度の整備 ············3
II 開示諸制度の運用 ·············3
Ⅲ EDINET (電子開示システム) の開発状況等 ····································
IV 会計基準の品質向上に向けた取組み ····································
V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み ····································
VI 公認会計士・監査法人等に対する監督 ······4
▼ 公認会計士の魅力向上に向けた取組み ······4
第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等
I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備 ······4
Ⅱ 金融商品取引所をめぐる動き4
Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き ·······4
Ⅳ 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催 ・・・・・・・・・・・・・・4
笠 4 辛 ・ 茲会取扱等会引機関 ・ 保険会社 この似の会引に関する場合の会示。 ・ 古安
第4章 預金取扱等金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案 第1節 情報通信は後の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を
第1節 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を みままるは独(ALCHO20年は独第62日)
改正する法律(平成28年法律第62号)

I	経緯50
П	概要50
Ш	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
第2領	う フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議
I	経緯・背景等 ······54
П	議論の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
第3額	市 決済高度化官民推進会議
I	経緯・背景等 ······55
П	議論の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
第4領	゛FinTechサポートデスク
I	経緯56
П	概要
第5額	5 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について
I	振り込め詐欺救済法の概要 ・・・・・・・・・57
П	預保納付金事業について57
Ш	預保納付金事業の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・58
第6額	
I	保険業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第45号)の施行 ・・・・・・59
П	不妊治療に係る保険の引受けについての制度の整備 ・・・・・・・・・・・・59
第7領	
第5章	審議会等の活動状況
第1額	
I	金融審議会の構成61
П	平成27事務年度の開催実績 ・・・・・・・・・・・・・・・61
第2領	f 自動車損害賠償責任保険審議会
I	設置63
П	自動車損害賠償責任保険審議会の組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・63
Ш	自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・63
第3領	市 企業会計審議会 (1)
Ţ	
1	企業会計審議会の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
I	・
П	平成27事務年度の審議状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
П	平成27事務年度の審議状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ェ Ⅱ 第4額	平成27事務年度の審議状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ェ Ⅱ 第4覧 I	平成27事務年度の審議状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
: Ⅱ 第4領 Ⅱ Ⅱ	平成27事務年度の審議状況 64 金融トラブル連絡調整協議会 65 経緯 65 議論の状況 65 政府全体の施策における金融庁の取組み
第4章 第4章 耳 耳 第6章	平成27事務年度の審議状況 64 金融トラブル連絡調整協議会 65 経緯 65 議論の状況 65 政府全体の施策における金融庁の取組み

Ⅲ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)」
(平成27年12月24日閣議決定)68
Ⅳ 「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定) ・・・・・・・68
第2節 金融に関する税制
I 平成28年度税制改正について70
Ⅱ NISA(少額投資非課税制度)の普及・定着に向けた取組みについて・・・72
第3節 規制・制度改革等に関する取組み
I 規制・制度改革に関する取組み74
Ⅱ 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応 ・・・・・・・・・75
Ⅲ 地域再生に関する取組み75
第4節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について
I スチュワードシップ・コードについて ······77
$oxdots$ コーポレートガバナンス・コードについて $\cdots\cdots\cdots$ 77
Ⅲ スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの
フォローアップ会議について ・・・・・・・・・・78
Ⅳ ガバナンス改革の進捗状況78
第5節 中小企業等の経営改善・体質強化の支援
I 背景 ······80
Ⅱ 主な取組み80
第6節 東日本大震災への対応
I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策 ······82
Ⅱ 金融機能強化法(震災特例)の運用状況 ・・・・・・・・・・・・・83
Ⅲ その他 ·····83
第7節 平成28年熊本地震への対応
I 金融庁及び金融機関等における対応について ······84
Ⅱ ガイドラインの活用促進について85
第8節 消費者行政に関する取組み
I 経緯等 ······86
Ⅱ 工程表の作成等86
Ⅲ 消費者基本計画における金融庁関連の施策 ・・・・・・・・・・・・・86
第9節 障害者施策への対応
I 概要 ·······88
Ⅱ 対応要領、対応指針の作成等88
第10節 金融経済教育の取組み
I 概要 ······89
Ⅱ 金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況 ・・・・・・・・・・89
第11節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み
I 金融分野におけるサイバ―セキュリティ強化に向けた取組方針 ······92
П 取組み 主 績

第7章	銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り ・・・・・・・・・・・94
第3部 슄	金融検査・監督等
第8章	業態横断的な検査・監督をめぐる動き
第1領	6 金融行政方針に基づく金融モニタリング
I	経緯等 ······························· 95
П	金融行政方針に基づく27事務年度のモニタリング ・・・・・・・・・・・・95
第2領	う 業態横断的な金融モニタリング
I	マクロプルーデンス97
П	金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング ・・・・・・・97
第3額	6 早期是正措置・早期警戒制度・社外流出制限措置について
I	早期是正措置の概要及び運用 ・・・・・・・・・・・・・・99
П	早期警戒制度について101
Ш	社外流出制限措置の概要及び運用 ・・・・・・・・・・・・・102
第4領	市 金融上の行政処分について
I	
П	行政処分の業態別発動状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・104
第5額	
I	経緯105
П	これまでの対応 ・・・・・・・・・・105
第6額	う 指定 紛争 解決機関 ······107
第9章	預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き
第1領	5 監督指針等
I	主要行等向けの総合的な監督指針等 ・・・・・・・・・・・・・・・108
П	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等 ・・・・・・・・・・・109
第2領	う 預金取扱等金融機関の概況
I	
П	地域銀行の平成27年度決算概況 ······110 再編等の状況 ·····110
Ш	再編等の状況 ・・・・・・・・・・・110
IV	不良債権処理等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・112
第3領	
I	主要行等に対する金融モニタリング ・・・・・・・・・・・114
П	地域銀行に対する金融モニタリング114
Ш	外国銀行に対する金融モニタリング ・・・・・・・・・・・114
IV	協同組織金融機関に対する金融モニタリング ・・・・・・・・・・・115
第4領	
I	バーゼル2 ・・・・・・・118
П	バーゼル3118
π	新国内基準118

IV :	要承認手法の承認実績(27事務年度) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	18
V	レバレッジ比率	18
	流動性規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
VII :	資本バッファー規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	19
VIII	TLAC規制 ·······1	19
第5節	資本増強制度の運用状況	
I	旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法1	20
	金融機能強化法1	
第6節	地域密着型金融の推進	
I i	経緯 ·········1	22
П :	地域密着型金融の推進に係る取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	22
第7節	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	
I :	対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
П	現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	25
第8節	金融仲介機能の質の改善に向けた取組み	
Ιi	融資先企業へのヒアリング等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	27
П :	金融仲介の改善に向けた検討会議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	27
Ш :	金融仲介の取組みの評価に係る多様なベンチマークの検討 ・・・・・・・・1	28
第9節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	
I :	被害及び補償の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	30
П :	金融機関における対応状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	30
第10節	口座不正利用対策	
I :	- ユーエーバルスス 金融庁における取組状況 ·······1	31
П :	金融機関における取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	31
第11節	振り込め詐欺等への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	32
第10章	信託会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	33
	信託会社等の新規参入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
第3節	信託会社等に対する金融モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	35
第4節	類似商号への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	36
第11章	保険会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	37
第2節	保険会社の概況	
I	平成28年3月期決算状況1	38
П	平成28年3月期決算状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 再編等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	保険会社に対する金融モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
第4節	統合的リスク管理態勢の整備・高度化について ・・・・・・・・・・・・・・・・・1	41
笙5節	ソルベンシー・マージン比率の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・1	42

第6節	保険商品審査態勢について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
第7節	少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8節	認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
第12章 🕏	金融商品取引業者等の監督をめぐる動き	
第1節	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
第2節	金融商品取引業者等に対する金融モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	148
	第一種金融商品取引業	
	第一種金融商品取引業者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
II §	第一種金融商品取引業者に対する行政処分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
皿扌	投資者保護基金について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
第4節	第二種金融商品取引業	
	第二種金融商品取引業者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
II ĝ	第二種金融商品取引業者に対する行政処分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
第5節	投資助言・代理業	
I ‡	 投資助言・代理業者の概況 ····································	154
II ‡	投資助言・代理業者に対する行政処分	154
第6節	投資運用業	
I ‡	投資運用業者の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
II ‡	投資運用業者の推移 ····································	155
Ш	軍用資産の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
第7節	登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者	
Ι₫	登録金融機関の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
II B	取引所取引許可業者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
Ⅲ 3	金融商品仲介業者の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
	信用格付業者	
I ſ	言用格付業者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
Ⅱ 作	言用格付業者の特定関係法人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
第9節	適格機関投資家等特例業務届出者	
Ιij	適格機関投資家等特例業務届出者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	158
Пj	適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	158
	認定投資者保護団体 ······	
第11節	詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について	
I ħ	相談件数の状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	160
	対応 ·····	
第13章 -	その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
	- 事務ガイドライン第三分冊 ····································	161
	貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	
	食业米日中の快量 血目をめてる動と 貸金業者向けの総合的な監督指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162

П	貸金業者の数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
Ш	貸金業者に対する金融モニタリング	162
IV	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
V	貸金業務取扱主任者の登録状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
VI	登録講習機関の講習実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
VII	指定信用情報機関の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
第3領		
I	前払式支払手段発行者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
П	前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ш	前払式支払手段の払戻手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
IV	前払式支払手段の発行保証金の還付手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
V	資金移動業者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
VI	資金移動業者に対する金融モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	166
第4頁	う SPC等の監督をめぐる動き	
I	SPC等の概況 ····································	167
П	資産の流動化の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	167
第5額		169
第6領		
第7領		171
第8領	う 金融コングロマリットの監督をめぐる動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
第9領		
I	信用保証協会に対する金融モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	173
П	政策金融機関等に対する金融モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	173
第14章	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	
I	本制度導入の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
П	回答実績 ······	174
Ш	利用上の留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 174
<i>kk</i> 1		
	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	175
I	本照会手続導入の経緯 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	175
I	回合美額 ····································	175
Ш	利用上の留息点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1/5
第16章	疑わしい取引の届出制度	
		176
П	疑わしい取引の届出制度 ······ 疑わしい取引の届出に関する概況 ·····	176
	課徴金納付命令	
I	課徴金制度について ·······	177

П	課徴金納付命令等の状況 ・・・・・・・・・・・178
第18章	金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策
第1節	ī 検査モニター制度 ······180
第2節	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	i 金融モニタリング情報の収集について
	概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · 182
	情報の収集状況 ······182
第4部 国	際関係の動き
第19章	国際的な課題への対応(総論)
第1節	i 国際的な意見発信 ·····183
第2節	i 国内の課題と国際的課題の一体的対応 ······185
第20章	金融危機再発防止に向けた国際的な取組み
	i 首脳・閣僚級の国際会議(G20・G7)
I	概要186
П	概要 ······186 活動状況 ······186
Ш	当庁の対応 ・・・・・・・・・・188
	ī 金融安定理事会(FSB)
I	概要190
П	活動状況191
	金融監督国際機構
	i バーゼル銀行監督委員会(BCBS)
	概要194
	活動状況195
	i 証券監督者国際機構(IOSCO)
	概要199
	活動状況201
Ш	その他203
	i 店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み
I	概要205
П	活動状況205
	i 保険監督者国際機構(IAIS)
	概要207
	活動状況208
第5節	i 金融サービス利用者保護国際組織(FinCoNet) ·······210
第22章	金融に関するその他の国際的フォーラム

第1節	5 国際通貨基金 (IMF)	
I	概要	·211
П	活動状況	·211
第2貿		
I	概要	·213
п		
第3領	节 世界貿易機関(WTO)	
Ī	····································	-215
Π	活動状況 (金融サービス分野)	
第4節		
лты I		-216
П	100女 活動状況 ····································	
# 第5節		210
		010
I	概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	010
П	活 到 状况 ····································	'219
第23章	海外の金融当局との関係	
第1節	市 金融監督者間の連携強化 - 二国間協議等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	001
I		221
П	米国の店頭デリバティブ規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	221
Ш	欧州の店頭デリバティブ規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
IV	アジア地域ファンドパスポート(ARFP) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·222
第2節	がアジア等の新興市場国への取組み	
I	金融インフラ整備支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	223
п	グローバル金融連携センター(GLOPAC) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	224

資料編•目次

第1部 金融庁の組織	ひで行政運営
第1章 金融庁の組織	数
第1節 金融庁の約	且織
資料1-1-1	金融庁の組織(平成27年度) ・・・・・・・・・・226
資料1-1-2	金融担当大臣(内閣府設置法抜粋)227
資料1-1-3	金融庁の各局等の所掌事務(平成27年度) ・・・・・・・228
第2節 平成28年原	での体制整備
資料1-2-1	金融庁の組織(平成28年度) ・・・・・・・・・・229
資料1-2-2	金融庁の各局等の所掌事務(平成28年度) ・・・・・・・230
第2章 金融庁の行政	文運営
第1節 「金融行政	女方針」の策定・公表
資料2-1-1	金融行政方針 主なポイント ・・・・・・・・231
第4節 研究	
資料2-4-1	金融研究センター 研究官・特別研究員 ・・・・・・・239
資料2-4-2	平成27事務年度に公表したディスカッションペーパー ・・・・240
資料2-4-3	金融庁金融研究センター・グローバル金融連携センター主催
	シンポジウム「日本及びアジアにおける地方創生に貢献する
	金融業のあり方」 ・・・・・・・241
資料2-4-4	平成27事務年度 金曜ランチョン ・・・・・・・・・・・242
第5節 研修	
資料2-5-1	平成27年度金融庁研修体系図 · · · · · · · · · · · · · · · · 245
資料2-5-2	平成27事務年度研修実施状況 · · · · · · · · · · · · · · 246
第7節 報道・広幸	设
資料2-7-1	金融庁ウェブサイトの特設ページについて ・・・・・・・249
資料2-7-2	平成27事務年度政府広報実績250
第10節 パブリック	フ・コメント手続の実績
資料2-10-1	意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)
	実施一覧251
第12節 金融行政	Eニター制度
資料2-12-1	金融行政モニターについて ・・・・・・・・・・253
資料2-12-2	「金融行政モニター」における
	ご意見等の受付状況について ・・・・・・・・・・255
第13節 金融サービ	ごス利用者相談室
資料2-13-1	相談室パンフレット ・・・・・・・259
資料2-13-2	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表

	(平成27年4月1日~28年3月31日)261
第14節 政策評価へ	の取組み
資料2-14-1	実績評価における基本政策・施策等一覧
	(平成24~28年度) · · · · · · · · · 263
資料2-14-2	金融庁における政策評価への取組み264
資料2-14-3	金融庁における平成27年度政策評価・
	28年度実施計画(概要)266
第15節 金融庁業務	総統計画の策定
資料2-15-1	金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)<概要> ・・・・267
第2部 金融に関する制	川度の企画及び立案
第3章 金融・資本市	5場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第1節 金融商品取	双引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の施行に
伴う関係政	な令・内閣府令等の整備(店頭デリバティブ取引等に関する規制)
資料3-1-1	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等(案)」及び
	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正
	(案)」に対するパブリックコメントの結果等について ・・・273
第2節 金融商品取	双引法の一部を改正する法律(平成27年法律第32号)の施行に伴
う関係政令	内閣府令等の整備(いわゆるプロ向けファンドに関する規制)
資料3-2-1	平成27年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令の概要・275
第3節 情報開示、	会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み
資料3-3-1	「ディスクロージャーワーキング・グループ」
	メンバー名簿276
資料3-3-2	
	報告の概要 ・・・・・・・・・・・・277
資料3-3-3	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき
	事項について (平成28年3月期以降)278
資料3-3-4	有価証券報告書レビューの実施について
	(平成28年3月期以降)279
資料3-3-5	平成26年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び
	情報等活用審査の実施結果について・・・・・・・280
資料3-3-6	有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の
	名称等について(警告書の発出を行った発行会社等) ・・・・281
資料3-3-7	日本におけるIFRS適用状況 ······282
資料3-3-8	国際会計基準(IFRS)に基づく連結財務諸表の開示例の
	公表について・・・・・・・283
資料3-3-9	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の
	一部を改正する内閣府令(案)」等に対する
	パブリックコメントの結果等について285
資料3-3-10	「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

	—会計監査の信頼性確保のために— ······287
資料3-3-11	外国監査法人等に対する検査監督の考え方 ・・・・・・305
資料3-3-12	諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する
	同等性評価のガイダンス ・・・・・・・・・308
資料3-3-13	公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する
	意見交換会当面のアクションプランの改定について312
	金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
	技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の
	Eする法律(平成28年法律第62号)
資料4-1-1	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の
	一部を改正する法律の概要313
第2節 フィンテッ	ック・ベンチャーに関する有識者会議
資料4-2-1	「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」
	メンバー名簿 ・・・・・・324
資料4-2-2	シリコンバレーのエコシステム325
資料4-2-3	日本のFinTechベンチャーを巡る環境と
	検討の視点の例326
資料4-2-4	FinTech等の金融サービスを巡る環境変化への対応 ·327
第3節 決済高度個	比官民推進会議
資料4-3-1	「決済高度化官民推進会議」メンバー名簿 ・・・・・・・・328
資料4-3-2	決済高度化のためのアクションプラン329
資料4-3-3	決済高度化官民推進会議においてフォローアップしていくこと
	が考えられる主要事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料4-3-4	アクションプランの全体像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・331
第4節 FinTe	e c h サポートデスク
	FinTechサポートデスクの活動状況 ······332
第5節 振り込め言	f欺救済法に基づく預保納付金の活用について
資料4-5-1	振り込め詐欺救済法の制度概要 ・・・・・・・・・・・333
資料4-5-2	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る
	諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要 ・・・・・334
第7節 金融庁への	D役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正
資料4-7-1	「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び
	監督指針の改正案」に対するパブリックコメントの
	結果等について335
第6音 南洋の年の年	七香小牛 、口
第5章 審議会等の活	
第1節・金融審議会	•
	金融審議会の構成337
首ね5一1一2	- 金融審議会委員名簿 - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

資料5-1-3	諮問事項 企業の情報開示のあり方等に関する検討 ・・・・・339
資料5-1-4	諮問事項 市場・取引所を巡る諸問題に関する検討340
資料5-1-5	「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」
	メンバー名簿341
資料5-1-6	金融審議会 決済業務等の高度化に関する
	ワーキング・グループ報告の概要342
資料5-1-7	「金融グル―プを巡る制度のあり方に関する
	ワーキング・グループ」メンバー名簿343
資料5-1-8	
	ワーキング・グループ報告の概要344
資料5-1-9	「ディスクロージャーワーキング・グループ」
	メンバー名簿345
資料5-1-10	金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告
	の概要 ······346
資料5-1-11	市場ワーキング・グループ委員等名簿 ・・・・・・・・347
資料5-1-12	事務局説明資料
	(市場・取引所を巡る諸問題に関する検討) ・・・・・・・・348
第2節 自動車損害	导賠償責任保険審議会
資料5-2-1	自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿358
第3節 企業会計審	緊議会
資料5-3-1	企業会計審議会の組織 ・・・・・・・・・・・・・359
第4節 金融トラフ	ブル連絡調整協議会
資料5-4-1	金融トラブル連絡調整協議会委員名簿 ・・・・・・・・・360
資料5-4-2	第50回 金融トラブル連絡調整協議会(議事次第)361
資料5-4-3	第51回 金融トラブル連絡調整協議会(議事次第) ・・・・・364
第6章 政府全体の旅	施策における金融庁の取組み
第1節 政府の成長	長戦略等における金融庁の取組み
資料6-1-1	「日本再興戦略2016」における金融庁関連の主要施策 ・・・・367
第2節・金融に関す	ける税制
資料6-2-1	平成28年度税制改正について
	ー税制改正大綱における金融庁関係の主要項目- ・・・・・・370
資料6-2-2	NISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査 ·····385
第3節 規制・制度	を改革等に関する取組み
資料6-3-1	地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋) ・・・・・・388
第4節 コーポレー	- トガバナンスの実効性の向上について
資料6-4-1	「責任ある機関投資家」の諸原則
	《日本版スチュワードシップ・コード》
	~投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~ ・・389
資料6-4-2	コーポレートガバナンス・コード〜会社の持続的な成長と

	中長期的な企業価値の向上のために~ ・・・・・・・・404
資料6-4-3	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・
	コードのフォローアップ会議」の設置について440
資料6-4-4	会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた
	取締役会のあり方41
資料6-4-5	実効的なコーポレートガバナンスの進捗状況 ・・・・・・・449
第6節 東日本大震	
資料6-6-1	二重債務問題への対応方針 ・・・・・・・・・・・450
資料6-6-2	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
	(平成23年7月15日策定)の概要451
資料6-6-3	
	手続の流れ (概要) ・・・・・・・・・・・454
資料6-6-4	個人版私的整理ガイドライン運営委員会について ・・・・・・455
資料6-6-5	個人債務者の私的整理に関するガイドライン456
資料6-6-6	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
	の運用の見直しについて(平成23年10月26日)467
資料6-6-7	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
	の運用の見直しについて(平成24年1月25日)468
資料6-6-8	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
	の運用における決定事項~震災後に購入した
	不動産の取扱いについて~(平成24年12月19日)469
資料6-6-9	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対
	する金融上の措置について ・・・・・・・・・・470
第7節 平成28年第	長本地震への対応
資料6-7-1	平成28年熊本地震に係る金融庁関連の対応 ・・・・・・・472
資料6-7-2	平成28年熊本地震に係る金融機関等の対応 ・・・・・・・475
資料6-7-3	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン ・・479
資料6-7-4	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
	の債務整理成立までの流れ ・・・・・・・・・・・・491
第8節 消費者行政	
資料6-8-1	消費者基本計画工程表(抄)492
第9節 障害者施領	食への対応
資料6-9-1	金融庁における障害を理由とする
	差別の解消の推進に関する対応要領 ・・・・・・・・・515
資料6-9-2	金融庁所管事業分野における障害を理由とする
	差別の解消の推進に関する対応指針 ・・・・・・・・・・522
第10節 金融経済教	教育の取組み
資料6-10-1	金融庁における金融経済教育への取組み ・・・・・・・・531
資料6-10-2	大学における連携講義について ・・・・・・・・・・536
資料6-10-3	各種ガイドブック537

資料6-10-4	消費者被害防止のための啓発チラシ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	539
資料6-10-5	2015年度金融知識普及功績者一覧	540
資料6-10-6	金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した	
	各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況・	543
第11節 金融分野に	こおけるサイバ―セキュリティ強化に関する取組み	
資料6-11-1	金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた	
	取組方針(概要)	545
資料6-11-2	サイバーセキュリティに係る金融機関との	
	建設的な対話と一斉把握の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	554
資料6-11-3	金融ISACへの加盟状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	556
第3部 金融検査・監督	S等	
第8章 業態横断的な	に検査・監督をめぐる動き	
第3節 早期是正排	昔置・早期警戒制度・社外流出制限措置について	
資料8-3-1	早期是正措置の概念図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	557
資料8-3-2	保険会社に係る早期是正措置制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	558
資料8-3-3	早期警戒制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	559
資料8-3-4	早期警戒制度の導入について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	560
資料8-3-5	「最低所要自己資本比率」と「資本バッファー」 ・・・・・	561
第4節 金融上の行	示政処分について	
資料8-4-1	金融上の行政処分について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	562
資料8-4-2	行政処分の件数(平成14年4月~平成27事務年度) ・・・	566
第9章 預金取扱等金	金融機関の検査・監督をめぐる動き	
第2節 預金取扱等	等金融機関の概況 おおおお おおお おおお おおお おおお おおお おおお おおお おお おお	
資料9-2-1	主要行等の平成28年3月期決算の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	567
資料9-2-2		
資料9-2-3	地銀の再編等の状況① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	569
資料9-2-4	地銀の再編等の状況② ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	570
資料9-2-5		
資料9-2-6	地銀の再編等の状況④ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	572
資料9-2-7	リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、	
	自己査定の違い	573
資料9-2-8	リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係 ・	574
資料9-2-9	自己査定における債権分類基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 575
資料9-2-10		
	(ポイント)	
	金融再生法開示債権等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料 9 - 2 - 13	金融再生法開示債権の保全状況の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	582

資料9-2-14	担保不動産の評価額(処分可能見込額)と
	売却実績額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・585
資料9-2-15	不良債権処分損等の推移(全国銀行) ・・・・・・・・・586
資料9-2-16	リスク管理債権額等の推移 ・・・・・・・・・・・・・590
資料9-2-17	自己査定による債務者区分の推移 ・・・・・・・・・・・593
資料9-2-18	金融再生プログラム ・・・・・・・・・594
資料9-2-19	不良債権比率の推移(主要行) ・・・・・・・・・・595
第3節 預金取扱等	等金融機関に対する金融モニタリング
資料9-3-1	平成27事務年度における預金取扱等金融機関に対する
	金融モニタリングの実施状況 ・・・・・・・・・・・596
第4節 自己資本上	比率規制等への対応
資料9-4-1	バーゼル2(自己資本比率規制)について ・・・・・・・605
資料9-4-2	バーゼル3の全体像 ・・・・・・・・・・・・・・・・608
資料9-4-3	新たな自己資本比率規制の概要 ・・・・・・・・・・・・・612
資料9-4-4	自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先
	(平成27事務年度) ······615
資料9-4-5	レバレッジ比率616
資料9-4-6	流動性規制の導入617
資料9-4-7	資本バッファ一規制(府省令・告示・監督指針)の概要 ・・618
資料9-4-8	TLACに関する国際合意の概要 ······619
第5節 資本増強制	削度の運用状況
資料9-5—1	経営健全化計画履行状況報告(平成27年12月)620
資料9-5-2	経営健全化計画履行状況報告(平成28年6月)624
資料9-5-3	金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会
	に対する資本参加の概要 ・・・・・・・・・・・628
資料9-5-4	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関に
	おける「経営強化計画の履行状況(平成27年3月期)」の
	概要629
資料9-5-5	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関に
	おける「経営強化計画の履行状況(平成27年9月期)」の
	概要638
資料9-5-6	金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要 ・・647
第7節 中小企業金	金融をはじめとした企業金融等の円滑化
資料9-7-1	民間金融機関における
	「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績 ・・・・・・・652
資料9-7-2	「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る
	参考事例集について ・・・・・・・・・653
資料9-7-3	年末・年度末における中小企業・小規模業者に対する
	金融の円滑化について ・・・・・・・・・・654
資料9-7-4	金融機関における貸付条件の変更等の状況 ・・・・・・・・658

資料9-7-5	日銀短観 D. I. の推移 ······659
資料9-7-6	法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表660
資料9-7-7	不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達 ・・・・・661
第8節 金融仲介機	機能の質の改善に向けた取組み
資料9-8—1	「金融仲介の改善に向けた検討会議」の設置について ・・・・662
第9節 偽造・盗業	性キャッシュカード問題等への対応
資料9-9-1	偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し
	(被害発生状況・補償状況) ・・・・・・・・・・・・・・・・664
資料9-9-2	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況
	(平成28年3月末) · · · · · · · · · · · · 670
第10章 信託会社等 <i>0</i>)検査・監督をめぐる動き
第2節 信託会社等	
	- 1611775277 - 信託会社等の新規参入状況 - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
201110 = 1	
第11章 保険会社等の	O検査・監督をめぐる動き
第2節 保険会社の)概況
資料11-2-1	生命保険会社の平成28年3月期決算の概要 ・・・・・・・・674
資料11-2-2	
資料11-2-3	
資料11-2-4	損害保険会社一覧表677
資料11-2-5	保険持株会社一覧表678
資料11-2-6	生命保険会社の推移679
資料11-2-7	損害保険会社の推移 ・・・・・・・・・・・・・・680
第3節 保険会社に	こ対する金融モニタリング
資料11-3-1	平成27事務年度における保険会社に対する
	金融モニタリングの実施状況 ・・・・・・・・・・681
第5節 ソルベンシ	ノー・マージン比率の見直しについて
資料11-5-1	経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する
	フィールドテストの実施について ・・・・・・・・・684
第7節 少額短期係	R険業者の検査・監督をめぐる動き
資料11-7-1	少額短期保険業者登録一覧686
第8節 認可特定例	保険業者の検査・監督をめぐる動き
資料11-8-1	認可特定保険業者一覧
第10章 秦 勋亲口野司	1学学学の登録され グス動き
	業者等の監督をめぐる動き
第3節 第一種金属	
	金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移・・・・690
	国内証券会社の平成27年度決算概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
貞科12一3一3	株式市況と証券会社の損益の推移 ・・・・・・・・・・・692

資料12-3-4 投資者保護基金の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
第4節 第二種金融商品取引業	
資料12-4-1 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移 …・6	94
第5節 投資助言・代理業	
資料12-5-1 金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移 ・・・・・・・6	95
第6節 投資運用業	
資料12-6-1 金融商品取引業者(投資運用業)数の推移6	96
資料12-6-2 投資法人の新規上場について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
資料12-6-3 投資信託の純資産総額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者	
資料12-7-1 登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移6	99
資料12-7-2 取引所取引許可業者一覧	00
第8節 信用格付業者	
資料12-8-1 信用格付業者登録一覧 ···············7(01
第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	
資料13-2-1 貸金業務取扱主任者資格試験実施状況7(02
第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	
資料13-6-1 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移7(03
第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング	
資料13-9-1 平成27事務年度における独立行政法人に対する	
金融モニタリングの実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・7(04
第16章 疑わしい取引の届出制度	
資料16-1 疑わしい取引の届出制度の概念図 ・・・・・・・・・・・・・・7(05
第17章 課徵金納付命令	
資料17— 1 調査から課徴金納付命令までの流れ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
課徴金制度に係る手続等の流れ ・・・・・・・・・・・・・・7(07
資料17-2 課徴金納付命令の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・7(08
第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節 検査モニタ一制度	
資料18-1-1 「オフサイト検査モニター」の集計結果について ・・・・・・・ブ	12
第2節 意見申出制度	
資料18-2-1 意見申出実績7	18
第3節 金融モニタリング情報の収集について	
資料18-3-1 金融モニタリング情報収集窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

第4部 [国際関係の動き
第21章	金融監督国際機構
第11	節 バーゼル銀行監督委員会(BCBS)
資	料21-1-1 バーゼル銀行監督委員会(BCBS)組織図 ······721
第21	節 証券監督者国際機構(IOSCO)
資	料21-2-1 証券監督者国際機構(IOSCO)組織図 ・・・・・・・・722
第41	節 保険監督者国際機構 (IAIS)
資	料21-4-1 保険監督者国際機構(IAIS)組織図 ········723
第22章	金融に関するその他の国際的フォーラム
第41	節 経済連携協定(EPA)等
資	料22-4-1 経済連携協定(EPA)等締結・交渉状況 ‥‥‥‥‥724
巻末資料	1 この 1 年の主な出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・726
巻末資料	2 最近の主な金融関連立法757
巻末資料	3 この 1 年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等
	(平成27事務年度) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
金融庁の	听在地等 ··············765

本 編

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織(資料1-1-1~3参照)

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、27年度末現在、全体で一般職1,566名及び特別職5名(証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名)の体制となっている。

Ⅱ 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の 円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必 置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

Ⅲ 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して 担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的 に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する 事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、 財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

第2節 平成28年度の体制整備(資料1-2-1~2参照)

現下の政策課題に的確に対応すべく、19名(グロス)の増員(5名の純増)並びに 審議官(サイバーセキュリティ担当)及び参事官(マクロプルーデンス担当)の設置 等の体制整備を図った。

- 1. 「日本再興戦略」の金融面からの推進等〔8人〕
 - ・コーポレートガバナンスの更なる推進を図るための体制整備
 - 金融分野のサイバーセキュリティ対策に対応するための横断的組織の整備等
- 2. 金融インフラ・金融サービスが安心して利用されるようにするための体制整備 [6人]
 - ・金融市場のインフラ構築に係る対応のための体制強化
 - ・適格機関投資家等特例業務届出者(「プロ向けファンド」)等に対する検査・監督体制の強化 等
- 3. 金融モニタリングの拡充・高度化に向けた対応〔5人〕
 - ・マクロプルーデンスの視点に立った金融行政を推進するための体制整備 等

【定員の推移】

定員の推移	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
增 員 (A)	32	33	25	22	19
定員合理化減等(B)	▲ 21	▲ 34	▲ 16	▲ 12	▲ 14
純 増 (A-B)	11	1	9	10	5
年度末定員	1, 548	1, 547	1, 556	1, 566	1, 571

第2章 金融庁の行政運営

融行政を行っていくこととした。

第1節 「金融行政方針」の策定・公表(資料2-1-1参照)

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」(平成25事務年度においては「金融モニタリング基本方針」)や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、平成26事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、27 事務年度においては、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、27 年9月、「平成 27 事務年度金融行政方針」(以下、「金融行政方針」)として公表した。

「金融行政方針」では、金融を取り巻く環境が急激に変化する中においても、

- ① 景気のサイクルに大きく左右されることなく、質の高い金融仲介機能(直接金融・間接金融)が発揮されること、
- ② こうした金融仲介機能の発揮の前提として、将来にわたり金融機関・金融システムの健全性が維持されるとともに、市場の公正性・透明性が確保されること、を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大がもたらされることが重要であり、金融庁としては、このような姿の実現を目指し、金

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務(支)局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務(支)局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務(支)局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部等が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換を行っている。

1. 財務局長会議

財務(支)局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回(平成27 事務年度は7、10、1、4月)、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務(支)局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、 年2回(27事務年度は11、3月)、定例的に開催している。

(上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務(支)局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。)

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部等が各地域に赴き、年1回(27事務年度は10~11月)、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

27 事務年度は、「金融行政方針」等について説明を行ったほか、企業経営者や 経済団体役員、経営支援の担い手等との間で、地域経済の現状・課題や地域金融 機関に対する評価・期待等について意見交換を行った。

第3節 職員の任用等

I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成

高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。

こうした観点から、以下のとおり、組織として力を発揮できる体制に向けた取組み、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組みについて、これまでに整理した中長期的かつ包括的な枠組み・方向性等に基づき、着実に取組みを行った。また、国家公務員法の一部を改正する法律により26年8月から施行された幹部候補育成課程について、当庁における運用を実施した。

1. 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、 定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、庁内 ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透 を図った。

また、全職員を対象とした組織活性化アンケート調査等を通じて、金融庁の人材育成、職場環境等についての職員の意識把握を行い、課題解決のために出来るものから順次取り組み始めたほか、業務の効率化・職場環境の改善策等について、各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う仕組みを継続して実施した。

さらに、「第4次男女共同参画基本計画」(27 年 12 月 25 日閣議決定)を踏まえ、女性職員の採用・登用、男性職員の育児休業取得率並びに配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇について、数値目標を設定し、28 年 3 月に「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」を改定・公表した。

2. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で整理した以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき人事配置等を行った。

(1) 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野(銀行・保険・証券・市場・開示及び官房)に振り当てるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行った。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・ 年齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行っ た。

(2) 民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行った。

【民間専門家の登用状況】

(単位:人)

	27年3月1日現在	28年3月1日現在
弁 護 士	34	28
公認会計士	59	63
不動産鑑定士	6	4
アクチュアリー	7	8
研 究 者	0	1
情報処理技術者	30	34
金融実務経験者	235	222
計	371	360

(3) 官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督 当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図る等 の取組みを行った。

【出向の状況】 (単位:人)

	27年3月1日現在	28年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	25	25
民間企業等	13	17
地方自治体	2	3
大学教授	2	2
計	42	47

(国内新規派遣先) 東急不動産(株)、有限責任監査法人トーマツ、(株)日本人材機構、 南さつま市

(4) 職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、国際機関等への出向や海外の大学院への留学を積極的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②「国際人材育成コース(通信研修)」の新設、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる等の取組みを実施した。

(5) 大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、引き続き海外大学への客員研究員の派遣も行った。

【大学院への留学等の状況】

(単位:人)

	26 年度	27 年度
国内大学院(法科、会計、IT、金融等)	8	7
海外大学·大学院(法科、MBA等)	18	19
計	26	26

3. 幹部候補育成課程に基づく職員の育成

将来において幹部職員の候補となり得る管理職員としての職責を担うにふさわし い能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するため、国家公務員法及 び当庁の実施規程等に基づき、幹部候補育成課程の対象者を選定し、多様な勤務経 験の機会の付与や、育成課程対象者向けの研修を実施する等、課程の運用に取り組 んだ。

Ⅱ 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した(27年 12月、28年6月)。
- (2) 全職員を対象に、倫理監督官(長官)が、金融庁職員としての心構えやその考え方などについて、講話を実施した(27年10月)。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した(全 17回)。

(27 事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1件	3件

Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法(平成 16 年法律第 122 号)の施行(18 年 4 月 1 日)等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

〇法令等遵守調査室のメンバー(28年6月1日現在)

室長 田中 豊 (総務企画局参事)

石田 哲也 (検査局総務課)

大井 修平 (監督局証券課)

大村 由紀子 (監督局保険課)

小川 惠輔 (総務企画局企業開示課)

君島 直之 (審判官)

久保庭 幸之介 (検査局総務課)

髙橋 瑛輝 (監督局総務課)

船越 涼介 (総務企画局市場課)

顧問 久保利 英明 (総務企画局参事)

第4節 研究

I 金融庁における研究

金融庁内での先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター(以下「センター」という。)、英語名Financial Services Agency Institute(略称: FSA Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、 民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け 橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

Ⅱ 金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っており、その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用している。

28年6月末現在における研究官・特別研究員については、資料2-4-1参照。

27 事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「銀行勘定の金利リスク管理モデルー修正期間収益アプローチと経済価値アプローチの比較」、「諸外国における市場構造とHFTを巡る規制動向」等がある。前者については、銀行における銀行勘定の金利リスク管理の手法として、期間収益アプローチと経済価値アプローチの関係について分析し、銀行勘定の特性を十分に反映させるためには経済価値だけでなく期間収益もあわせて管理する必要があることを示した。後者では、HFTが有する特徴や取引戦略の基礎等を概説した上で、証券市場が抱える市場構造の課題のHFTへの作用、及び諸外国における規制動向等を紹介している。

27 事務年度の調査研究の成果は、計6本の研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上にセンター・ディスカッションペーパー(以下「DP」という。)として公表した。なお、各DPの公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。27 事務年度に取りまとめたDPについては、資料2-4-2参照。

Ⅲ 産・官・学の連携強化

1. シンポジウムの開催(資料2-4-3参照) 諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政 府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、シンポジウム等を開催している。

27 年度は、28 年 5 月に、神戸大学大学院経営学研究科、大阪大学社会経済研究所、京都大学経済研究所及びアジア開発銀行研究所(ADBI)との共催により、金融庁金融研究センター・グローバル金融連携センター主催シンポジウム「日本及びアジアにおける地方創生に貢献する金融業のあり方」を開催し、日本における地方創生に関する取組みを、間接金融部門・直接金融部門それぞれの観点から議論するとともに、アジアにおける地域金融について主に金融包摂の観点から議論を行った。本シンポジウムでは、金融機関関係者、公的機関関係者、研究者等、産・官・学から 131 名の参加者を得て、活発な議論がなされた。

2. 研究会等の開催

主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また庁内の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする「金融経済学勉強会」を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て開催している。27事務年度は合計8回開催した。

3. 昼休み勉強会(金曜ランチョン)の開催(資料2-4-4参照)

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。27 事務年度は合計 30 回開催した。

第5節 研修

I 金融庁における研修

「我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑化を図る」という金融庁 任務の的確な遂行に資するため、職員に対する研修の充実を図っている。

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と 資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

Ⅱ 研修の実績

1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の3区分で構成される。 なお、一部の研修については、財務(支)局等の職員も受講することから、財 務省との共同研修を開催している。

- 2. 平成27年度の研修方針及び研修計画(資料2-5-1参照)
- (1) 27 年度の研修についても、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。
- (2) 27 年度の研修計画については、計 81 コースの研修を計画した。研修計画の 策定に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾 力化を図るほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修 生がより参加しやすい環境とした。また、金融実務にかかる専門的な分野につ いては、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図った。
- 3.27事務年度の研修実施状況(資料2-5-2参照)
- (1) 概況

職員の資質の向上を図るため、金融実務にかかる専門的な研修を充実させる ことに注力しつつ、概ね研修計画のとおり実施した。

(2) 研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を目的とした「英語研修」、「中国語研修」を実施したほか、世界経済の全体像を理解した上で金融庁の政策(金融行政)がどのように関係しているか

を理解することを目的とした「グローバル経済と金融行政研修」などを実施 した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、会計制度にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「企業会計実務研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

また、金融モニタリングの基礎となる銀行業務を理解するため、銀行の内情や実例等を踏まえた基礎的な知識を付与することを目的とした「銀行業務研修」を新たに実施した。

ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、IT・セキュリティ人材の育成に向け、職員のITに関する知識向上を目的とした「IT研修」や、職員のグローバルな観点でのスキル向上を目的とした「国際人材育成研修」などを実施した。

(3)検査局に所属する職員を対象とした研修の特徴的な取組み

検査局では、所属する職員に対して、資料2-5-2に記載した金融検査課程研修の機会を活用し、金融モニタリング等の実施に際し必要な知識・スキルの習得に関する研修を実施した。また、各モニタリングチーム主催による専門研修や、外部団体が主催する研修会等への職員の派遣、さらに組織マネジメントスキル向上等に関する研修等を実施した。

ア、各モニタリングチーム主催による専門研修

各モニタリングチームでは、各モニタリングチームの業務内容に見合った 専門人材の継続的育成を図るため、専門性を高める研修メニューを企画・立 案し、研修会や勉強会等を実施した。

イ、外部団体が主催する研修会等への職員の派遣

各モニタリングチームでは、ベストプラクティスや業態毎のベンチマーク 等についての知見を蓄積・充実させるため、外部団体が主催する研修会等へ 職員を派遣した。

ウ、組織マネジメントスキル向上等に関する研修等の実施

各階層に応じた組織マネジメントスキル向上等に関する研修を実施しているほか、自立的・主体的な職員の育成を図るため、職員の意識改革や成長のきっかけを提供するような研修を実施した。

第6節 行政情報化の推進

I 概要

「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日閣議決定)では、今後5年程度の期間(平成32年まで)に安全・安心・快適な国民生活を実現することを目標に、国・地方の行政情報システム改革と成果の横展開や、国全体のデータ流通環境の整備などに取り組むこととしている。

金融庁においても、情報化統括責任者(CIO: Chief Information Officer)、 専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの統括のもと、 以下の取組みを行っている。

- ① IT化に対応した業務の最適化、コスト削減への取組み
- ② 情報セキュリティ対策の推進
- ③ オンライン手続の利用促進
- ④ IT人材育成の推進

Ⅱ 取組み実績

- 1. IT化に対応した業務の最適化、コスト削減への取組み
- (1)「業務・システム最適化計画」による減量・効率化等の取組み 効率化・合理化などの効果が見込まれる業務・情報システム分野において、 「業務・システム最適化計画」を策定し、減量・効率化等の取組みを進めているところである。

No.	最適化計画	効果測定時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に 関する業務・システム最適化計画	27 年度
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最 適化計画	26 年度
3	金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画	26 年度

各最適化計画の27事務年度の実施状況については、次のとおりである。

- ① No.1に関しては、システムの安定運用を行い、最適化による効果が得られた。
- ② No.2に関しては、システムの安定運用を行い、最適化による効果が得られた。
- ③ No.3に関しては、システムの安定運用を行い、最適化による効果が得られた。
- (2) 情報システム調達の適正化 情報システムの調達にあたっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に

検証することが重要である。

そのため、情報化統括責任者(CIO)である総括審議官、各局総務課長及びCIO補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、①システムの仕様が使途・目的に照らして適切なものとなっているか、②調達予定価格が過去のSE単価や工数などの実績に照らして適切なものとなっているかを審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

(3) コスト削減への取組み

「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、金融庁においても、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいる。また、一定条件の調達案件については、情報システム投資計画書を策定のうえ、投資による効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。

2. 情報セキュリティ対策の推進

最近の政府機関等を対象としたサイバー攻撃等による情報漏えい事案等の発生 を踏まえ、金融庁においては、27事務年度では、以下のような情報セキュリティ 対策を実施した。

(1) 職員の情報セキュリティ対策水準の向上

全職員に対して、情報セキュリティに関する知識を習得するための研修を実施したほか、職員が標的型メール攻撃に対して適切に対応できるか、不審メール訓練を実施するなど、セキュリティ意識の向上を図った。その他、情報セキュリティ対策の実施状況について点検を実施した。

(2) 技術的情報セキュリティ対策の強化

金融庁の情報システムを対象に、高度サイバー攻撃対処のためのシステムリスク評価及び情報セキュリティ監査を行い、監査結果を踏まえた対策を実施した。

また、昨今のウェブサイトシステムへの攻撃を踏まえ、改めて、セキュリティに係るリスクを網羅的に把握・評価し、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の多層化及び多重化に取り組んでいる。

(3) 金融庁情報セキュリティポリシー等の改定

政府機関が準拠する共通基準の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準じて金融庁情報セキュリティポリシー関連規則等を整備し、その運用の徹底を図った。

(4) 緊急対応体制の強化

情報システムのセキュリティに関する脅威が発生した際の対応体制を強化

するため、金融庁CSIRT(Computer Security Incidents Response Team: 情報セキュリティ事案に関する緊急時対応の機能を有した専門的な部隊)のメンバーが内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)のサイバー攻撃への対策に関する訓練に参加し、CYMAT(Cyber Incident Mobile Assistant Team:情報セキュリティ緊急支援チーム)の研修員が、NISCの情報セキュリティに関する研修に参加した。

3. オンライン手続の利用促進

(1) オンライン手続の利便性向上に向けた改善

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、改善促進手続(公認会計士試験受験願書の提出、公認会計士試験免除申請書の提出の2手続)の利便性向上に向け、「改善取組計画」を改定した。

(2) オンライン申請・届出等の利用状況

金融庁における近年のオンラインによる申請・届出等手続件数は下表のとおり。

(単位:件)

(参考 フ	トンライン	/による申請・	届出等手続件数)
-------	-------	---------	----------

	24 年度	25 年度	26 年度
オンライン申請・届出等手続件数	1, 315, 200	1, 450, 662	1, 456, 437

※27 年度の申請・届出等手続件数は、28 年度中に公表予定。

4. IT人材育成の推進

金融行政を遂行するうえでIT知識を身につけることが必要と認識し、新入職員及び受講希望の職員を対象に「IT基礎知識研修」を開催しており、受講者にはITパスポート試験の受験を推奨しているほか、全職員を対象に、総務省主催の情報システム統一研修への参加を推奨した。

また、情報システムの専門知識を習得させることを目的として、継続的に職員をIT大学院のほか、NISC等に派遣した。

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見(83回)に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明(29回)を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ(報道発表件数:448件)。

Ⅱ 広報活動

金融庁ウェブサイト等による広報の充実(資料2-7-1参照)

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、 金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置による施策の周知・注意喚起などの取 組みを行っている。

平成27事務年度は、NISA(少額投資非課税制度)について、制度のさらなる普及・定着と金融リテラシー向上のための取組みの1つとして、28年5月、NISA特設ウェブサイトを開設したほか、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行った。

また、平成28年熊本地震においては、被災者に有益と思われる情報を掲載するための特設サイト「平成28年熊本地震関連情報」を立ち上げた。

このほか、27 年 11 月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、 現場の方々と意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

2. 海外に対する情報発信の強化

英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報(報道発表)の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、サイバーセキュリティなどの海外からも関心が高い公表物については、ウェブサイトのトップページに常時掲載するなどの取組みを行った。

3. 政府広報の活用(資料2-7-2参照)

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2-7-2のとおり、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第8節 情報公開等

Ⅰ 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成 11 年法律第 42 号、13 年 4 月 1 日施行)に基づく、27 年度の開示請求の受付件数は135 件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 行政処分等に関する文書
- ② 金融機関等所管する法人に関する文書
- ③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況(27年度)

			開	示:	決 定	等		
部局	前年度	開示請求	開	開 示 決 定			請求の	翌年度
נייו יום	繰越	の受付	全面	一部	小計	不開示 決定	取下げ	繰越
			開示	開示	•1 ·1	<i>//</i> ///		
総務企画局	2	31	10	14	24	2	6	1
検査局	0	0	0	0	0	0	0	0
監督局	7	76	3	69	72	7	2	2
小 計	9	107	13	83	96	9	8	3
証券取引等 監視委員会	0	21	5	6	11	8	0	2
公認会計士 · 監査審査会	0	7	0	0	0	0	7	0
合 計	9	135	18	89	107	17	15	5

- (注1) 本表は、27年4月から28年3月末までの計数を取りまとめたものである。
- (注2)「翌年度繰越」5件については、28年6月末までに全て開示決定等済。
- (注3) 27 年度における6月末までの開示請求の受付件数は41 件である。 ※ うち35 件は6月末までに開示決定等済。

(3) 不服申立等

平成27年度における不服申立受理件数は1件、前年度繰越分と併せて2件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、平成27年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は6件(全て前年度以前からの繰越事案)。うち、5件については、同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号、17 年 4 月 1 日施行)に基づく、27 年度の開示請求の受付件数は 1,017 件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況 (27年度)

			開	示》	央 定	等		
部局	前年度	開示請求	開	示 決!	定	不開示	請求の	翌年度
HP /PJ	繰越	の受付	全面	一部	小計	決定	取下げ	繰越
			開示	開示				
総務企画局	0	25	4	3	7	0	0	18
検査局	0	0	0	0	0	0	0	0
監督局	1	16	3	11	14	0	0	3
小 計	1	41	7	14	21	0	0	21
証券取引等 監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公認会計士 · 監査審査会	1	976	970	0	970	0	0	7
合 計	2	1017	977	14	991	0	0	28

- (注1) 本表は、27年4月から28年3月末までの計数を取りまとめたものである。
- (注2)「翌年度繰越」28件については、28年6月末までに全て開示決定等済。
- (注3) 27 年度における6月末の開示請求の受付件数は29件である。 ※うち27件は6月末までに開示決定等済。

(3) 不服申立等

平成27年度における不服申立受理件数は5件となっており、うち4件は同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行い、1件は取下げられている。平成27年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は2件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

Ⅱ 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施(合計14回)。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、27年10月~11月に自主点検を実施。 また、自主点検後、27年12月~28年1月にかけて監査を実施。 さらに、28年5月にフォローアップ監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、27 事務年度(27 年 7 月~28 年 6 月)において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が8件発生した(メール誤送信、ファックスの誤送付、行政文書の紛失など)。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、対応いただいており、誤送付は文書を後日回収している。行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 庁外へのメール送信時に確認画面を表示し、より詳細な条件で注意喚起を 行う機能の導入・職員への周知徹底
- ② 情報管理研修の事務年度早期の受講の励行
 - ⇒ 文書管理・情報管理の重要性を認識させるため、可能な限り全職員が夏 季期間中に研修を受講するよう、励行する。

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績(平成27年7月~28年6月)

主要行	地方銀行	地方銀行 第二地方銀行	
10 回	11 回	11 回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4 🛽	3回	5回	5回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者
4回	2回	2回	1回
信託	外資系事業者団体	貸金業者	
4回	1回	2回	

第 10 節 パブリック・コメント手続の実績(資料 2 - 10 - 1 参照)

行政手続法において、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、 政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上の意見提出期間を置き、 広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続(いわゆるパブリック・コメント手 続)が義務付けられている。

当庁においては、27年7月から28年6月末までの1年間に、行政手続法を踏まえ、 同法に基づく意見公募手続32件のほか、任意の意見公募手続1件、計33件について、 幅広く意見・情報の募集を行った。

第11節 金融行政アドバイザリー制度

Ⅰ 制度の概要

金融行政アドバイザリー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務(支)局に5名配置された金融行政アドバイザリーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

(参考1) 金融行政アドバイザリーの委嘱状況

委嘱者数は各財務(支)局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- ① 金融機関の利用者(中小企業経営者等)
- ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 : 18 名

: 15 名

- ③ 消費者団体職員、地方公共団体(消費者相談窓口担当)の職員等 : 5名
- ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等: 17名

(参考2) 金融行政アドバイザリーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務(支)局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

Ⅱ 平成 27 事務年度における取組み

1. 金融行政に関する意見等を報告

27年7月~28年6月、財務(支)局において「金融行政アドバイザリー連絡会議」を開催し、アドバイザリーから金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられたご意見等は、今後の金融行政の企画・立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務において重要な情報として活用することとしている。

2. 金融行政に関する広報に参画

財務(支)局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、アドバイザリーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節 金融行政モニター制度

Ⅰ 制度の概要(資料2-12-1参照)

金融庁では、金融行政に対する外部からの提案や批判等を取り入れるため、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もあった。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などを伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、 平成28年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を伺うための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることに よって、よりよい金融行政の遂行を目指している。

Ⅱ 提出された意見等の公表(資料2-12-2参照)

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、運用開始(28年1月29日)から28年2月29日までに「金融行政モニター受付窓口」に寄せられた主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

同期間に、「金融行政モニター受付窓口」に寄せられた意見等は7件、「金融行政 ご意見受付窓口」に寄せられた意見等は47件となっている。

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要(資料2-13-1参照)

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

- 1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
- 2. 「事前相談 (予防的なガイド)」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
- 3. 金融機関と利用者の間の個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界 団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
- 4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、 企画立案・検査・監督等において活用する。
- 5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期 毎に公表する。

Ⅱ 相談等の受付状況(資料2-13-2参照)

平成27年4月1日から28年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

- 1. 総受付件数は 35,843 件となっている。1日当たりの平均受付件数は 148 件となっており 26 年度 (161 件) に比べて減少している。そのうち、事前相談の受付件数は 1,195 件となっている。
- 2. 分野別では、預金・融資等が 10,868 件 (30%)、保険商品等が 10,465 件 (29%)、 投資商品等が 9,969 件 (28%)、貸金等が 3,298 件 (9%)、金融行政一般・その 他が 1,243 件 (3%) となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が141件(12%)、保険商品等が

7件(1%)、投資商品等が861件(72%)、貸金等が177件(15%)、金融行政一般・その他が9件となっている。

- 3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。
- (1)預金・融資等については、行政に対する要望等が減少したことなどから、受付件数は26年度(11,574件)に比べてやや減少している。
- (2)保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は26年度(12,178件)に比べて減少している。
- (3) 投資商品等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は 26 年度 (10,209 件) に比べてやや減少している。このうち、詐欺的な投資勧誘に関する情報は 1,813 件あり、そのうち 940 件が何らかの被害があったものである。
- (4) 貸金等については、行政に対する要望等が増加したことなどから、受付件数は26年度(3,654件)に比べてやや減少している。
- 4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 27年4月1日~6月30日・・・27年7月31日公表(第40回) 27年7月1日~9月30日・・・27年10月30日公表(第41回) 27年10月1日~12月31日・・・28年1月29日公表(第42回) 28年1月1日~3月31日・・・28年4月28日公表(第43回)

Ⅲ その他の活動状況

- 1. 地域住民を対象に、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市の計5箇所で開催した「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」において、講演及び会場での出張相談会を開催。また、27年10月からは、総務省関東行政評価局が常設している「東京総合行政相談所」への参加を決定し、定期的(月1回(常設)及び特例相談日)に出張相談会を開設している。
- 2. 28 年 4 月 14 日に発生した「熊本地震」への対応として、被災者等からの各種 金融機関の窓口の問い合せや金融機関等との取引に関する相談等への対応のため のフリーダイヤルによる「平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤル」を開設し、被 災者等からの相談対応を実施している。

第14節 政策評価への取組み(資料2-14-1~3参照)

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」 (平成13年法律第86号) に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間:5ヵ年)
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」(計画期間:4月~翌年3月)

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。 現在、「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、24年4月から29年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び施策に共通する考え方や姿勢を明らかにするため、「「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24 年度までは、3~5月頃に新年度の実施計画を定め、8月頃に前年度の評価を実施していたが、PDCAサイクルを有効に機能させるため、25 年度からは、5~6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25 年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25 年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

(参考1) 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 1. 今回、平成24年4月から5年間にわたる基本計画を策定するにあたって、以下の3つの基本政策を定めることとした。
- (1) 経済成長の礎となる金融システムの安定
- (2) 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
- (3) 公正・透明で活力ある市場の構築
- 2. 金融行政が目指すのは、これらの基本政策の追求により金融仲介機能が十全に発揮されること、すなわち、
 - 顧客に対し、顧客のニーズを踏まえた資金が円滑に供給されるとともに、
 - 顧客の実態に応じ、資金調達において、成長・発展に向けた最適な解決策が

提供され、

- 顧客の将来の成長可能性を踏まえた適切なリスクテイクが行われること、 を通じて、経済の持続的成長と国民生活の安定に貢献していくことである。
- 3. それぞれの基本政策の下に位置づけられる施策の策定・実施に際しては、
 - 「金融システムの健全性確保」と「金融の円滑化」
 - 〇 「利用者の保護」と「利用者利便の向上」
 - 「市場の公正性・透明性の確保」と「市場の活性化」 の要請を両立させることを目指していく。
- 4. 具体的な施策の実施に際しては、
 - 金融システムの安定性確保や利用者保護等をおびやかすリスクを早期に把握 し、それに適切に対応するなど、リスク感応度の高い行政を目指す。
 - 中長期的な経済社会の構造変化も見据え、金融機関の活動や市場の働きが、 国民の資産の適切な運用、資金需要者の発展、資金の流れの改善等につながっていくことを目指す。
 - 質の高い金融仲介機能の発揮に向けた金融機関等の自主的な努力を尊重する とともに、金融機関等の活動が、経済や国民の観点からみて、より信頼され、 満足度の高いものとなるよう促す。
- 5. これらの施策を進めるため、金融庁としては、国民の立場に立ち、金融行政の 専門性・先見性の向上に努めるとともに、限られた行政資源を上記の目標に照ら し重要性の高い分野に使い、より効率的・効果的な行政を目指す。

(参考2) 評価の実施状況

年度	実績評価	事前事業評価	事 後事業評価	総合評価	規制の事前評 価(RIA)	租税特別措 置等に係る 政策評価
14 年度	26 件 (13 年度計画に掲げ 、 政策)	_	1			
15 年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	ı	l		
16 年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	1			
17 年度	43 件 (16 年度計画 : 掲 が : 政策)	7件	1	1件		
18 年度	28 件 (17 年度計画 二掲 げこ政策)	4件	5件	l		
19 年度	26 件 (18 年度計画 : 掲げ:政策)	3件	3件	_	11 件	
20 年度	25 件 (19 年度計画 : 掲 升:政策)	1件	6件	1件	23 件	

21 年度	24 件 (20 年度計画に掲げ こ 政策)	1件	4件	_	25 件	
22 年度	24 件 (21 年度計画に掲げ-政策)	_	3件	_	19 件	7件
23 年度	24 件 (22 年度計画に掲げ 、 政策)	_	2件	_	15 件	7件
24 年度	24 件 (23 年度計画に掲げ:政策)	1件	2件	_	6件	9件
25 年度	20 件 (24 年度計画に掲げご政策)	_	1件	_	31 件	9件
26 年度	20 件 (25 年度計画に掲 <i>汁</i> ご政策)	_	_	_	6件	8件
27 年度	20 件 (26 年度計画に掲げ _ご 政策)	_	2件	_	20 件	10 件
28 年度	20 件 (27 年度計画に掲げた政策)	_	1件	_	_	_

(注) 28 年度については、平成28年4月1日から同年6月30日までの間に実施したものを記載。

(備考)

○実績評価:行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する 実績を測定しその達成度を評価するもの。(例:金融機関の健全性確保)

○事業評価: 事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例:金融庁業務支援統合システムの開発)

〇総合評価:特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例:「金融システム改革(日本版ビッグバン)」)

○規制の事前評価(RIA:Regulatory Impact Analysis):規制の導入や修正に際し、実施 に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表するこ とにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より評価の実施が義務化された。

〇租税特別措置等に係る政策評価:租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、 その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望 内容の適切性を担保するための手法(事前評価)。また、過去に要望した租税特 別措置等についても同様に評価する(事後評価)。22 年 5 月より評価の実施が義 務化された。

第15節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」(平成 17 年 9 月策定、22 年 1 月修正)に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20 年 6 月に「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務(金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等)を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ対応編)」を22年8月に策定している。

2. 業務継続体制の更なる充実・強化

「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」について、より実践的な記載とするとの観点から、発災時の行動を時系列で一覧できるようにするとともに、行動の主体を明確化するなど、本計画の構成を整理して、27年12月に改正した。(資料2-15-1参照)

3. 災害等発生時に備えた訓練

(1) 災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、 職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練 などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

(2) 新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営 訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を行った。

第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

I 経緯

「日本再興戦略」(25 年6月 14 日閣議決定)、「『日本再興戦略』改訂 2014」(26 年6月 24 日閣議決定)、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」(25 年12 月 13 日公表)、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(26 年6月 12 日公表)において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

Ⅱ 概要

上記提言を受け、26年4月より、以下のとおり、英語による行政対応や発信力の 強化に向け、以下の取組みを実施している。

(1) FSA Weekly Review

26年4月22日に公表されたFSA Weekly Reviewより、庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Review として公表。また、定期的に公表される事案については、日英同時公表を行なった。

- (2) 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応(ワンストップ窓口) 英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を設置し、一元的な 対応を実施している。平成27年7月から28年6月末までに、371件の照会が寄 せられ、そのうち142件の回答を行った。照会内容の内訳としては、詐欺的な証 券投資等の勧誘行為に関する照会が134件、法令・行政手続等に関する照会が98 件、その他の照会が139件寄せられた。
- (3) 法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

27 事務年度において、以下の法令やガイドライン等のほか、金融モニタリングレポートの概要や金融行政方針の概要等の英語版の作成・公表を行った。また、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議の資料・意見書・議事録の英語版を会議と並行して公表するとともに、内外に広く意見を募集し、英文でのコメントも多数受け付けた。そのほか、金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」に関しても、報告書の英語版を公表した。

【英語版を作成した主な法令・ガイドライン等】

- 銀行法(平成二十三年法律第四十九号による改正まで反映)
- 銀行法施行令(平成二十六年政令第三百四十二号による改正まで反映)

- ・銀行法施行規則(平成二十二年内閣府令第四十二号による改正まで反映)
- ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映)
- ・保険業法施行規則(平成二十二年内閣府令第二十三号による改正まで反映)
- ・社債、株式等の振替に関する法律(平成二十四年法律第五十三号による改正まで反映)
- ・社債、株式等の振替に関する命令(平成二十六年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映)
- ・株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十八号による改正まで反映)
- ・平成27年度監査事務所等モニタリング基本計画(審査・検査基本計画)

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

- 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
 - 第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備(店頭デリバティブ取引等に関する規制)

I 経緯

資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化並びに 金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、「金融商品取引法等の一部を 改正する法律」が、平成24年9月6日に成立し、同月12日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後3年以内に施行することとされている事項(店頭デリバティブ規制の整備)について、関係政令・内閣府令等の整備を行った。

Ⅱ 概要

- 1. 公布後3年以内施行(店頭デリバティブ規制の整備)関係政令・内閣府令等の整備(26年11月19日公布、27年9月1日施行(政令の附則第2項及び第3項については公布日から施行))(資料3-1-1参照)
- (1) 改正法では、以下の制度整備を行った。
 - ア. 金融商品取引業者等が、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金融商品取引業者等が提供する電子情報処理組織を使用することを義務付けた。
 - イ. 外国から電子情報処理組織を提供する者については、内閣総理大臣の許可により、金融商品取引業者等を相手方とする店頭デリバティブ取引等を可能とする制度を整備した。
- (2) これを受け、政令・内閣府令等では、以下の措置を講じた。
 - ア. 金融商品取引業者のうち電子情報処理組織の提供を行う者の要件等(最低 資本金、資本金額又は出資の総額の計算等)について規定。
 - イ、電子情報処理組織使用義務の対象取引及び対象者等について規定した。

第2節 金融商品取引法の一部を改正する法律(平成27年法律第32号)の施行に伴う 関係政令・内閣府令等の整備(いわゆるプロ向けファンドに関する規制)

I 経緯

適格機関投資家等特例業務(いわゆるプロ向けファンド)をめぐる昨今の状況を踏まえ、ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給しつつ、投資者の保護を図るため、①適格機関投資家等特例業務を行う届出者の要件や届出書の内容の拡充・公表、②届出者に対する行為規制、③問題業者への行政対応や罰則の強化等に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 32 号)」が27 年 5 月 27 日に成立し、同年 6 月 3 日に公布された。

これを受け、関係政令及び内閣府令等の整備を行った(28年2月3日公布、同年3月1日施行)。

Ⅱ 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。(資料3-2-1参照)

- 1. 金融商品取引法施行令の改正
- (1) 適格投資家向け投資運用業に係る投資家の範囲 適格投資家向け投資運用業に係る投資家(適格投資家)の範囲に、金融商品 取引業者の役員、使用人、親会社等に準ずる者を追加した。
- (2) 適格機関投資家等特例業務に係る投資家の範囲
 - ア. 適格機関投資家等特例業務を行う者が、当該業務として金融商品取引業の 登録を受けることなく、出資又は拠出の勧誘を行うことができる対象を、上 場会社など投資判断能力を有すると見込まれる一定の者や特例業務届出者と 密接に関連する者等に限定した。
 - イ. 適格機関投資家等特例業務が、出資等の額の100分の80を超える額を充て て非上場有価証券等に対する投資を行うものであるなどの一定の要件を満た す場合には、出資又は拠出を行うことができる対象に、上記アのほか、投資 に関する知識及び経験を有するものを追加(以下、ベンチャー・ファンド特 例)した。
 - ウ. 上記イの投資に関する知識及び経験を有するものを相手方として適格機関 投資家等特例業務を行う場合(適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保 護を図ることが特に必要なもの)には、当該業務に係る契約の契約書の写し を内閣総理大臣に提出しなければならないこととした。

(3) 適格機関投資家等特例業務に係る事業報告書の提出期限 外国法人等の適格機関投資家等特例業務に係る事業報告書の提出期限を、事 業年度経過後、原則3か月とした。

(4) 適格機関投資家等特例業務に係る説明書類の縦覧開始期間 適格機関投資家等特例業務に係る説明書類の縦覧を開始するまでの期間を、 事業年度経過後、原則4か月とした。

2. 金融商品取引業等に関する内閣府令の改正

(1)業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの

特例業務届出者が該当することのないようにしなければならない業務の運営の状況として、適格機関投資家等特例業務において、適格機関投資家が特例業務届出者の子会社等のみであることその他の事情を勘案して金融商品取引法第63条第1項各号に掲げる行為を適切に行っていないと認められる状況を追加した。

(2) 運用財産相互間取引の禁止の適用除外

特例業務届出者がベンチャー・ファンド特例の要件を満たす場合における運用財産相互間取引の禁止の適用除外に係る要件等を規定した。

(3) 運用報告書の対象期間

特例業務届出者がベンチャー・ファンド特例の要件を満たす場合であって、 その交付する運用報告書の対象期間の定めが契約書に記載されているときにお ける当該対象期間は、1年以内とした。

(4) 投資判断能力を有すると見込まれる一定の者等の範囲

上記の政令の改正概要 1(2) アの投資判断能力を有すると見込まれる一定 の者等の範囲として、特例業務届出者の親子会社等、投資性金融資産を 1 億円 以上保有し、かつ証券口座開設後 1 年経過した個人等を規定した。

(5) 投資に関する知識及び経験を有するものの範囲

上記の政令の改正概要 1 (2) イの投資に関する知識及び経験を有するものとして、上場会社の役員、新規事業の立上げ等の業務に直接携わった経験があり、専門的な知識や能力を有する者等を規定した。

- (6) 投資に関する知識及び経験を有するものを相手方とするための要件 ベンチャー・ファンド特例の適用を受ける特例業務届出者が、出資等の額の 100分の80を超える額を投資しなければならない非上場有価証券の内容等を規 定した。
- (7) 適格機関投資家等特例業務として認められない場合 投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして適格機関投資家等特例 業務として認められない場合として、以下の場合を規定した。
 - ア. 出資又は拠出をする適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみであって、 当該投資事業有限責任組合が5億円以上の運用資産残高(借入れを除く)を 有しない場合
 - イ. 特例業務届出者と密接に関連する者等からの出資割合が2分の1以上である場合
- (8) 適格機関投資家等特例業務を行う者の届出事項等

内閣府令で定める届出事項として、適格機関投資家等特例業務に係る出資対象事業の内容、出資の勧誘対象、出資する全ての適格機関投資家の名称、種別、数を規定した。

また、当局及び届出者が公表する事項として、特例業務届出者の代表者、業務の種別、所在地及び電話番号並びに適格機関投資家の数等を規定した。

- (9) 適格機関投資家等特例業務を行う者の事業報告書及び説明書類の内容 事業報告書及び説明書類の内容として、業務や財務の状況、出資者の状況等 を規定した。
- (10) ベンチャー・ファンド特例の適用を受ける場合に契約で定める事項等 ベンチャー・ファンド特例の適用を受ける場合に契約で定める事項として、 以下の事項等を規定した。
 - ア. 財務諸表等を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受け、出資者に対し監査報告書を提供すること。
 - イ、出資者に対し、事業の運営及び財産の運用状況を報告すること。
 - ウ、出資者の同意を得て、ファンド資産運用者を選解任することができること。
 - エ. 契約を変更する場合には出資者の同意を得なければならないこと。 また、内閣総理大臣への契約書の写しの提出期限を、届出等を行った日から 3月以内とした。

(11) 特例業務届出者の廃業等の届出

特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合として、欠格事由に該当することとなった場合等を規定した。

第3節 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

1. 企業と投資家との建設的な対話を促進するための制度整備

「『日本再興戦略』改訂 2015」及び「平成 27 事務年度金融行政方針」を踏まえ、 平成 27 年 10 月、金融担当大臣より「企業の情報開示のあり方等に関する検討」 を行うよう諮問がなされ、金融審議会の下にディスクロージャーワーキング・グ ループが設置された。当該ワーキング・グループにおいては、企業と投資家との 建設的な対話を促進する観点も踏まえつつ、効果的・効率的な情報開示のあり方 等について幅広く検討が行われ、28 年 4 月、報告書が公表された。(資料 3 - 3 - 1 及び資料 3 - 3 - 2 参照)

当該報告書においては、

- ① 開示内容の整理・共通化・合理化を行うことにより、会社法に基づく事業報告等と金融商品取引法に基づく有価証券報告書の開示内容の共通化や、両者の 一体的な書類としての開示等をより容易にすること
- ② より適切な株主総会日程の設定を容易とするための開示の見直しや、事業報告等の早期提供のための株主総会資料の電子化の推進に取り組むこと
- ③ フェア・ディスクロージャー・ルール(※)の導入に向けた検討を実施する こと

などが提言されている。

※ 企業又はその関係者が、公表前の重要な内部情報を特定の第三者に提供する場合、当該情報を原則として同時に公表しなければならないとするルール。

2. 特定投資家向け取得勧誘における社債券等の転売制限の緩和

プロ向け市場の活性化の一環として、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等を改正し、特定投資家向け取得勧誘における社債券等の転売制限の方式について、従来の方式に加え、転売制限に関する事項を社債要項等に記載し、金融商品取引業者等が投資家に当該内容を説明した上で、投資家がその遵守に同意することを取得条件とする方式を利用できることとした(27 年 9 月 25 日公布・施行)。

3. 外国法人等に係る適格機関投資家の届出書類の見直し 適格機関投資家の届出に係る適正性を確保するため、「金融商品取引法第二条に 規定する定義に関する内閣府令」を改正し、外国法人等が適格機関投資家の届出を行う場合、届出者が代理人に代理権限を付与したことを証する書面(委任状等)を届出書類に添付しなければならないこととした(27年9月25日公布・施行)。

4. 株式報酬付与時の届出義務に係る制度整備

「『日本再興戦略』改訂 2015」において、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図ることとされた。

このような取組みの一環として、株式報酬として一定期間の譲渡制限が付された現物株式(いわゆるリストリクテッド・ストック)の割り当てをする場合に、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする改正等を行うこととし、28 年 6 月、改正案に関する意見募集(パブリック・コメント)を開始した。

Ⅱ 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、 各財務局と連携して、開示書類の審査及び違反行為への適切な対応を行っている。 具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書等の記載内容の適正性を確保するため、有価証券報告書レビューとして、特定の重点テーマ(退職給付及びセグメント情報)に着目し、対象企業を抽出して行う審査のほか、適時開示や金融庁に提供された情報等を活用した審査を行った。

また、上記の有価証券報告書レビューにおいて把握された事象等を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項(28年3月期以降)及び28年3月期以降の有価証券報告書レビューの実施について公表したほか、26年度に実施した有価証券報告書レビューの結果について公表した。(資料3-3-3-3、資料3-3-4及び資料3-3-5参照)

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、 各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有 価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届 出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保 されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出した発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

27 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	6件

3. 無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対し、有価証券届出書の提出の慫慂や警告書の発出を行うとともに、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、投資者に対して注意を呼びかけている。

27 事務年度には1件の警告書を発出した。(資料3-3-6参照)

Ⅲ EDINET (電子開示システム)の開発状況等

EDINETについては、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL(※)データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を行い、25年9月より現行システムを稼働している。

なお、27年度のEDINETの稼働率は100%であり、アクセス(検索)件数は年間2億6千万件を超えるなど、EDINETにより提出された企業情報等は、安定的に多くの投資家等に利用されている。

※ XBRL (eXtensible Business Reporting Language): 財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

Ⅳ 会計基準の品質向上に向けた取組み

国際会計基準 (IFRS) の任意適用企業数 (適用予定企業数を含む) は、28年6月末時点で120社となっている。このうち、上場企業である116社の時価総額

は全上場企業の時価総額の約21.2%となっている。(資料3-3-7参照)

我が国において用いられる会計基準の品質向上のためには、今後とも、国際的に 用いられているIFRSの任意適用の促進に取り組むとともに、あるべきIFRS の内容についての我が国の考え方を意見発信してIFRSに適切に反映させるよう 努めていく必要がある。このため、IFRSに基づく会計監査の実務を担える人材 や、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の裾野の拡大が必要である。 また、日本基準についても、更なる高品質化のための取組みが必要である。

なお、「平成27事務年度金融行政方針」においても、「こうした取組みを一体的に進め、我が国上場企業等において使用される会計基準の品質が、より高水準なものとなることを目指す」とされた。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

(1) IFRS任意適用の拡大促進に向けた取組み

「『日本再興戦略』改訂 2015」を受けて、IFRS適用企業やIFRSへの移行を検討している企業の実務に資する観点から、28年3月、「国際会計基準 (IFRS)に基づく連結財務諸表の開示例」を改訂、公表した。(資料3-3-8参照)

(2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化(※)

IFRSに関する意見発信の一環として、企業会計基準委員会(ASBJ)において修正国際基準の公表が行われた(27年6月公表)ことを受けて、必要な関係府令等の改正を実施した(同年9月公布)。(資料3-3-9参照)

また、ASBJと連携し、のれんの会計処理及びリサイクリング(その他の包括利益に計上した項目を純利益に振り替える会計処理)について、我が国の考えるあるべきIFRSについての国際的な意見発信を継続して行った。

※ 「2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与」も参照

(3) 国際会計人材の育成

企業会計審議会・会計部会等の場で、

- ① 国際会計基準に関する意見発信の強化のため、国際的な場で効果的に意 見発信できる人材の育成、及び
- ② 企業の国際会計基準への円滑な移行の確保のため、国際会計基準に関する知識・経験が豊富な人材の裾野の拡大、

に向けて、関係者において必要な取組みについて議論、取組みを強化してい くことを確認した。

(4) 日本基準の高品質化

ASBJにおける収益認識基準の高品質化に向けた検討を支援し、ASBJにおいては、28年2月、収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての

意見募集が公表された。

2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRSは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるIFRS財団により策定されており、本財団は国際会計基準審議会(IASB)、IFRS財団評議員会等で構成されている。IASBは、IFRSを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、16名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、IFRS財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)には、当初より日本から企業会計基準委員会(ASBJ)がメンバーとして参加しており、ASBJは、海外当局と共同でASAF会合においてディスカッション・ペーパーを公表する等、基準開発に積極的に参画している。

また、IFRS財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード(MB)が設置され、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している(※)。MBでは、24年2月に公表されたIFRS財団のガバナンス改革に関する報告書に掲げられた提言に基づき、MBの更なる機能強化のためメンバー枠の拡大に向けた審査が実施されたほか、IFRS財団評議員会が実施した体制と有効性に関するレビュー、MBの活動の透明性向上について議論が行われた。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者 国際機構(IOSCO)等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との 連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行ってい る。

※ 金融庁の河野金融国際審議官が22年10月から暫定議長、25年2月からは議 長を務め、27年2月には、議長再任が決定された。

V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

1. 会計監査の在り方に関する懇談会

会計監査については、これまで、その充実に向けて累次の取組みが行われてきたところである。しかしながら、最近の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況に至っている。

このため、今後の会計監査の在り方について、経済界、学者、会計士、アナリストなど関係各界の有識者から提言を得ることを目的として、「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し(27年10月)、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みについて幅広い議論が行われ、28年3月、以下の施策を含む提言が公表された。(資料3-3-10参照)

- ① 監査法人のマネジメントの強化のための監査法人のガバナンス・コードの策定
- ② 大手・準大手監査法人との定期的な対話の実施
- ③ 企業や監査法人等による会計監査に関する情報提供の充実
- ④ 監査法人のローテーション制度について、導入に伴うメリット・デメリット 等に関する調査・分析の実施

こうした取組みにより、有効なガバナンスとマネジメントのもとで高品質な会計監査を提供する監査法人が、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環の確立を図る必要があるとされている。

2. 国際監査基準 (ISA) への対応

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、証券監督者国際機構(IOSCO)、 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) を通じて、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) の基準設定プロセスに参画している。

VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

1. 公認会計士・監査法人等に対する処分

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

27 事務年度においては、重大な虚偽が認められた企業の財務書類について相当の注意を怠り重大な虚偽がないものとして証明し、かつ、運営が著しく不当であるとして公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた1監査法人に対して、新規業務にかかる業務停止命令、課徴金納付命令及び業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
27年7月	監査法人	業務改善命令	著しく不当な
	セントラル		業務運営
27年10月	公認会計士 1名	業務停止2月	信用失墜行為
			(税理士法に基づく
			業務停止処分)
27年10月	公認会計士1名	業務停止2月	信用失墜行為
			(税理士法に基づく
			業務停止処分)

27年10月	公認会計士 1名	業務停止4月	信用失墜行為
			(税理士法に基づく
			業務停止処分)
27年12月	仁智監査法人	業務改善命令	著しく不当な
			業務運営
27年12月	新日本有限責任	新規業務停止3月、	過失による虚偽証
	監査法人	業務改善命令、	明、著しく不当な業
		課徴金納付命令	務運営
		2, 111 百万円	
	公認会計士 1名	業務停止6月	過失による虚偽証明
	公認会計士2名	業務停止3月	
	公認会計士4名	業務停止1月	
28年3月	公認会計士1名	業務停止1月	信用失墜行為
			(税理士法に基づく
			業務停止処分)
28年3月	公認会計士1名	業務停止4月	信用失墜行為
			(税理士法に基づく
			業務停止処分)
28年4月	明誠有限責任	業務改善命令	著しく不当な
	監査法人		業務運営

(参考)

	24年	25 年	26年	27年	28年
	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末
公認会計士の 登録数(人)	23, 132	24, 965	26, 274	27, 360	28, 353
監査法人の数 (法人)	215	216	220	218	217

2. 外国監査法人等の検査監督

金融庁及び公認会計士・監査審査会では、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を公表し、外国監査法人等の所属する国の①監査制度や監査人監督体制の同等性が確認され、②情報交換等の監査監督上の協力に関する書簡などが交換され、③相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている(相互依拠)。(資料3-3-11、3-3-12参照)

28 年 4 月には、フランス会計監査役高等評議会(H3C)との間で情報交換等の 監査監督上の協力に関する書簡を交換した。

金融庁及び公認会計士・監査審査会は、引き続き、相互依拠に向けた外国監査法人等に対する検査監督体制の整備のため、諸外国の当局との情報交換等の取組

みを進めていく。

WI 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21年以降、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融4団体による意見交換会を開催してきたところ。金融庁においては、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。(資料3-3-13参照)

27 事務年度は、引き続き、アクションプランに基づき、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

- I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備
 - 1. 私設取引システム (PTS) 等による取引所金融商品市場外での取引に係る価格公表制度の見直し

取引所金融商品市場外での売買等に関する報告等につき、当該売買等に関する報告を行うPTS業務の認可を受けた金融商品取引業者(PTS業者)及び当該報告を受けて売買等に関する公表を行う日本証券業協会の負担軽減のため、PTS業者による個別銘柄のリアルタイム報告(5分以内)を不要とする等の金融商品取引業協会等に関する内閣府令の改正を行った(注1)(平成26年7月14日公布、28年9月5日施行予定)。

(注1) 本件に関して、日本証券業協会においても取引所金融商品市場外で の売買等に関する自主規制規則を見直し、PTS業者が日本証券業協 会のシステムを利用して個別銘柄のリアルタイム公表(5分以内)を 行う等の改正が行われた。同規則の施行後においては取引所金融商品 市場外での売買等に関する情報については、従来と同様に日本証券業 協会のウェブサイトを通じてリアルタイムで取得することができる。

2. インサイダー取引規制の見直し

金融審議会金融分科会報告「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」(25年2月27日)における提言を踏まえ、いわゆる「知る前契約」「知る前計画」に係るインサイダー取引規制の適用除外について、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正を行った(27年9月2日公布、同月16日施行)。

具体的には、これまで適用除外とされてきた類型に当てはまらない取引であっても、インサイダー取引規制上問題のない取引については、これを円滑に行うことができるよう、次の①~③を要件とするより包括的な適用除外規定を設けることとした。

- ① 未公表の重要事実を知る前に締結・決定された契約・計画の存在
- ② 裁量性の排除のため、売買等の具体的な内容が、あらかじめ特定されている、 又は定められた計算式等で機械的に決定されること
- ③ 契約・計画に従って売買等が執行されること
- 3. 投資型クラウドファンディングに係るクレジットカード決済について

金融商品取引法では、信用取引以外の方法で行う金銭の貸付けその他信用の供与を条件とする売買の受託等を、原則として禁止しており、クレジットカード決済も原則認められていない。

但し、投資家保護上の問題が少ないと認められるものについては例外を認めて おり、具体的には、累積投資契約について、信用供与額が10万円以下で翌月一括 払いを満たす場合であれば、クレジットカード決済を可能としているところ。

そこで、投資型クラウドファンディングについても、累積投資契約と同様、信用供与額が10万円以下で翌月一括払いを満たす場合には、クレジットカード決済を行うことができるよう、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った(28年6月30日公布、同日施行)。

4. 投資一任契約における契約締結時交付書面の交付義務緩和

投資一任契約に基づく個々の有価証券売買等の取引については、投資判断を金融商品取引業者等に一任しており、個別取引の詳細を都度確認するニーズが低いと考えられること及び最長3ヶ月に1回交付される取引残高報告書で期中の個別取引の詳細を確認できることから、顧客の事前承諾を得ている場合には、契約締結時交付書面の交付省略を認める旨の金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った(28年6月30日公布、同日施行)。

Ⅱ 金融商品取引所をめぐる動き

1. JPX日経インデックス 400 について

日本取引所グループ及び東京証券取引所は、日本経済新聞社と共同で、収益性 やコーポレートガバナンス等、グローバルな投資要件を満たした、「投資者にとっ て魅力の高い会社」で構成される株価指数「JPX日経インデックス 400」を 26 年1月から算出している。

その算出当初から、本インデックスに連動したETFの上場や公募投信の運用がなされ、現在は、東京証券取引所に6商品のETFが上場し、50以上の公募投信が運用されている。海外でも、26年9月にロンドン証券取引所等にETFが上場され、28年6月末では7カ国でETFが上場されている。また、大阪取引所において26年11月からは、本インデックスの先物取引が開始されている。

Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. 経緯

先般の世界的な金融危機を受け、G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明などにおける国際的に重要な問題として認識された課題(注)等に関して、我が国金融・資本市場において、早急に取り組むべき諸課題を整理した「金融・資本市場に係る制度整備について」(22 年 1 月)、「「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ」(23 年 12 月)を公表した。

これらを踏まえ、22 年 5 月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用義務付け及び取引情報保存・報告制度等を盛り込む改正を行った(24 年 5 月関係政令公布、同年11 月施行、24 年 7 月内閣府令等公布、同年11 月施行)。また、取引情報保存・報告制度の対象を拡大する内閣府令の改正を行った(26 年 11 月公布、27 年 4 月施行)。さらに、清算集中義務の対象を拡大する内閣府令等の改正を行った(26 年 6 月公布、26 年 12 月(対象者拡大部分)・27 年 7 月(対象取引拡大部分)施行)。

(注) 21 年9月のG20 ピッツバーグ・サミットでは、「標準化されたすべての店頭デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである」旨、合意された。

2. 概要

(1) 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

清算集中義務の対象者及び対象商品の更なる拡大のために、内閣府令を改正 し、以下の措置を講じた(26年11月19日公布、28年12月1日施行予定)。

- ① 清算集中義務の対象者に保険会社を追加
- ② 信託財産に属するものとして経理される取引のうち、過年度の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本の合計額の平均額が3,000億円以上である信託財産に係るものを、清算集中の対象となる取引に追加

また、一定の店頭デリバティブ取引の電子取引基盤の利用義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(24年9月)したことを受け、第1節II. 1に記載したとおり、関係政令・内閣府令の整備を行った。

さらに、中央清算されない店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け 等を盛り込んだ内閣府令等を整備した(28年3月公布、同年9月施行予定)。

(2) 国債取引等の証券決済・清算態勢の強化

国債については、「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、30年度の上期に国債の決済期間を短縮化(T+1)することを目指し、その実現に向けた課題等について議論が進められている。

株式等についても、市場関係者において、検討が進められており、27 年 12 月に中間報告書がとりまとめられ、31 年中のなるべく早い時期を目標に株式等 の決済期間の短縮化(T + 2)を実施することが決定された。

金融庁は、こうした検討に積極的に参加するとともに、半年毎に更新される 工程表を、金融庁ウェブサイトで公表し広く周知する(27年12月)ことなど により、市場関係者の取組みを支援してきた。

Ⅳ 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、地元ベンチャー 企業の経営者をはじめとし、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、証券取引所、 証券会社、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場をめぐる現状や課題につい て幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るため、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を、27 年 12 月 9 日に仙台、28 年 2 月 12 日に名古屋、同年 6 月 10 日に金沢で開催した。

第4章 預金取扱等金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する 法律(平成28年法律第62号)

I 経緯

情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図ることが、喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、①金融グループにおける経営管理の充実、②共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化、③ITの進展に伴う技術革新への対応、④仮想通貨への対応等に係る施策を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が、平成28年5月25日に成立し、同年6月3日に公布された。

Ⅱ 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。(資料4-1-1参照)

- 1. 銀行法の一部改正
- (1) 金融グループにおける経営管理の充実

銀行持株会社(銀行持株会社を有さないグループの場合は、グループ頂点の銀行)は、その属するグループの経営の基本方針の策定及びその適正な実施の確保等、当該グループの経営管理を行わなければならないこととする。

- (2) 共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化
 - ア、持株会社による共通・重複業務の執行

銀行持株会社は、認可を受けて、銀行持株会社グループに属する二以上の会社(銀行を含む場合に限る。)に共通して必要とされる業務であって、当該業務を銀行持株会社が行うことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものを、当該会社に代わって行うことができることとする。

イ. 子会社への業務集約の容易化

銀行持株会社グループに属する二以上の会社(銀行を含む場合に限る)が、 共通する業務を当該グループに属する他の会社(業務委託先)に委託する場合において、銀行持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を 講ずる場合には、当該銀行には、業務委託先の管理のための規制を適用しないこととする。

ウ. グループ内の資金融通の容易化 銀行が同一の銀行持株会社グループに属する他の銀行との間で取引を行う 場合であって、当該取引を行うことにより銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと等の要件を満たすものとして承認を受けた場合には、特定関係者との間の取引等の規制(いわゆるアームズ・レングス・ルール)を適用しないこととする。

(3) I Tの進展に伴う技術革新への対応

ア. 金融関連 I T企業等への出資の容易化

銀行又は銀行持株会社は、認可を受けて、情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することができることとする。

イ、決済関連事務等の受託の容易化

銀行の子会社である従属業務を営む会社(主として銀行の営む業務のためにその業務を営む会社)に求められる当該銀行に対する収入依存の要件を一部緩和することとする。

(4) 外国銀行代理業務に関する特則

銀行等が外国銀行代理業務を行おうとする場合、委託元である外国銀行ごとの個別の認可のほか、外国銀行グループごとの包括的な認可によることを可能とする特例を定めることとする。

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

2. 資金決済に関する法律の一部改正

- (1) I Tの進展等を踏まえた規制の合理化等
 - ア. I T機器を利用した前払式支払手段に対応した利用者に対する情報提供方法に関する規定の整備

前払式支払手段に係る支払可能金額等の情報の利用者に対する提供方法について、証票等の交付の有無を前提とした規定を改め、規定の合理化を行うこととする。

イ. 前払式支払手段の払戻し時の公告に関する規定の整備

前払式支払手段発行者が、その発行する前払式支払手段について払戻しを 行う場合の公告に関する規定を整備することとする。

ウ. 前払式支払手段に係る苦情の処理に関する規定の整備

前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者 からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければなら ないことを明確化することとする。

- エ. 前払式支払手段に係る発行保証金の額の算定に関する特例 前払式支払手段発行者は、発行保証金の額の算定の基準日について、毎年 3月末日及び9月末日の基準日に加え、毎年6月末日及び12月末日を基準 日とすることを選択できることとする。
- オ. 資金移動業の一部廃止に係る手続の整備 資金移動業者が、その資金移動業の一部を廃止した場合の手続を整備する こととする。

(2) 仮想通貨交換業に係る制度整備

ア. 定義

「仮想通貨」の定義を定めることとする。

イ. 登録制の導入

- (ア) 仮想通貨交換業(仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換等を業として行うことをいう。)は、登録を受けた法人でなければ行ってはならないこととする。
- (イ) 仮想通貨交換業者の登録手続、登録拒否要件等を定めることとする。

ウ. 業務に関する規定の整備

- (ア) 仮想通貨交換業者は、情報の安全管理のために必要な措置を講じなけれ ばならないこととする。
- (イ) 仮想通貨交換業者は、利用者への情報提供など利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととする。
- (ウ) 仮想通貨交換業者は、利用者の財産を自己の財産と分別して管理し、その管理の状況について、定期に公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととする。
- (エ) 仮想通貨交換業者に関し、金融分野における裁判外紛争解決制度(いわゆる金融ADR制度)を設けることとし、紛争解決機関との間で契約を締結する措置等を講じなければならないこととする。

エ、監督規定の整備

仮想通貨交換業者に関し、帳簿書類及び報告書の作成、公認会計士又は監

査法人の監査報告書等を添付した当該報告書の提出、立入検査、業務改善命令等の監督規定を設けることとする。

オ. 認定資金決済事業者協会に関する規定の整備

仮想通貨交換業者が設立した一般社団法人であって、仮想通貨交換業の適切な実施の確保を目的とすること等の要件に該当すると認められるものを、 法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとするなど、認定資金決済事業者協会に関する規定を設けることとする。

力. 罰則

仮想通貨交換業者に関し、所要の罰則規定の整備を行うこととする。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

Ⅲ その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める 日から施行することとする。

2. 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 銀行法等の改正に伴い、仮想通貨交換業者を犯罪による収益の移転防止に関する法律の特定事業者に追加する等、関係法律の改正を行うこととする。

第2節 フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議

I 経緯・背景等

欧米等に比べ、我が国では、先進的なFinTechベンチャー企業やベンチャーキャピタルの登場が未だ必ずしも実現していないとの指摘がある。

我が国の強みを活かしつつ、海外展開を視野に入れたFinTechベンチャー企業の創出を図っていくためには、技術の担い手(研究者、技術者等)とビジネスの担い手(企業、資金供給者、法律・会計実務家等)など、幅広い分野の人材が集積し、これらの連携の中で、FinTechベンチャー企業の登場・成長が進んでいく環境(エコシステム)を整備していくことが重要である。

このため、「FinTechエコシステム」の実現に向けた方策を検討するとともに、こうした動きが金融業に与える影響等について議論することを目的として、平成28年4月27日に「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」(座長:福田慎一東京大学大学院経済学研究科教授)を設置した。(資料4-2-1~4-2-4参照)

Ⅱ 議論の状況

〇第1回(28年5月16日開催)

事務局から、有識者会議を設置した趣旨・目的等について説明を行った後、伊藤 委員からヒアリングを行い、その後、討議が行われた。

〇第2回(28年6月14日開催)

松尾委員から「人工知能の動向と金融との関係」と題して、金子委員から「Abrief history and ecosystem of Silicon Valley」と題してヒアリングを行った後、討議が行われた。

第3節 決済高度化官民推進会議

I 経緯・背景等

決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、FinTechの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要である。

平成27年12月に、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。

こうしたことを受け、同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況をフォローアップし、FinTechの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政など決済に関する幅広いメンバーが、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、28年6月3日に「決済高度化官民推進会議」(座長:森下哲朗 上智大学法科大学院教授)を設置した。(資料4-3-1~4-3-4参照)

Ⅱ 議論の状況

〇第1回(28年6月8日開催)

事務局から、推進会議を設置した趣旨・目的等について説明を行った後、全国銀 行協会の田村委員から決済高度化に向けた全銀協の取組状況についての報告が行わ れ、その後、討議が行われた。

第4節 FinTechサポートデスク

I 経緯

平成27年9月に公表した「平成27事務年度 金融行政方針」において、金融庁としては、FinTechの動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、FinTechの動向を出来る限り先取りして把握していくこととしている。

これを受け、同年12月、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口として「FinTechサポートデスク」を金融庁に設置し、IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促している。

Ⅱ 概要

「FinTechサポートデスク」においては、事業者からの相談に応じて、事業実施の支援を行うとともに、FinTechに関するビジネスや事業者のニーズ把握を進めている。

設置以後、7ヶ月で計91件の問い合わせが寄せられている。月平均では13件の問い合わせが寄せられており、そのうちの多く(8割弱)は事業計画に基づいた、法令解釈に係る具体的な相談が占めている。法令解釈に係る相談のうち、3割弱は銀行代理・金融商品仲介・保険販売等、既存金融機関の顧客接点を担うサービスに関する相談が占めている。このほか、仮想通貨に関する相談が2割、クラウドファンディングに関する相談が1割強寄せられている。(資料4-4-1参照)

法令解釈に係る相談(70件)のうち、既に対応が終了した案件(46件)については、平均して4営業日前後で対応している。

第5節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

I 振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座(犯罪利用口座)に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されている。

本法律に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」(いわゆる財産犯)において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の2段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている(以下「預保納付金」という。)。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人(口座名義人)を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保(保管)することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保(保管)されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。(資料4-5-1参照)

Ⅱ 預保納付金事業について

預保納付金の具体的使途については、22 年 10 月以降、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームにおいて議論がなされた。その結果、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に活用することとされた(内閣府・財務省令で規定)。

預保納付金事業は、公募を通じて選定された公益財団法人日本財団を事業の担い 手として24年度より開始されている。

(参考)現行事業の概要

① 奨学金事業(高校生から大学院生等を対象とした無利子貸与、返済期間は30 年以内)

•大学生:月額8万円、大学院生:月額10万円

· 高校生:月額5万円(私立)、3万円(国公立)

・入学時に一時金を貸与(大学生は30万円)

② 団体助成事業

犯罪被害者等を支援する団体を対象に、当該団体の財政基盤を支える仕組み

を作る事業や犯罪被害者等への支援拡充のための資機材を整備する事業等について、助成を行っている。

Ⅲ 預保納付金事業の見直しについて

1. 預保納付金事業の見直し

預保納付金事業については、政府の第3次犯罪被害者等基本計画(計画期間: 28~32 年度)の策定に向けた議論を通じて、その見直しを求める意見が寄せられてきた。こうした状況を踏まえ、27 年 11 月に、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームを設置し、議論が行われ、28 年 3 月に報告書が取りまとめられた。同報告書で示された預保納付金事業の主な見直し内容は、以下のとおり。(資料4-5-2参照)

① 奨学金事業(高校生から大学院生等を対象とした給付) 貸与制から給付制に移行する。

•大学生:月額5万円、大学院生:月額5万円

高校生:月額2.5万円(私立)、1.7万円(国公立)

・入学時に一時金を支給(大学生は30万円)

② 団体助成事業

団体助成事業において、現在、原則として人件費は対象となっていないところ、犯罪被害者等支援団体に定着することが見込まれる人材については、相談員としての要件を満たすまでに必要な育成費(雇用経費)を助成対象に追加。

2. 内閣府・財務省令の改正

事業の内容は内閣府・財務省令で規定していることから、上記の見直し内容に基づき、これを改正した(28年6月22日公布、29年4月1日施行予定)。

3. 担い手の再選定

今般の給付制の導入等の見直しにより、事業の内容が変わることから、担い手の再選定手続きを開始した(28年6月22日担い手募集開始)。

第6節 保険業法に関する制度の整備

I 保険業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第45号)の施行

近年の保険会社を巡る経営環境の大きな変化を踏まえ、新たな環境に対応するために保険募集規制を整備することや、保険業の発展を通じて経済活性化への貢献を 実現していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、保険の信頼性を確保するための施策及び保険会社等の 海外への積極的な業務展開を推進するなど、保険業を活性化するための施策等を盛 り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律案」が、26 年 5 月 23 日に成立し、同 月 30 日に公布された。

これを受け、2年以内に施行することとされている、①情報提供義務、②意向把握義務の導入、③保険募集人等に対する体制整備義務の導入に係る規定について、28年5月29日に施行された。また、金融庁では、円滑な施行に向け、保険会社等と双方向の議論や各種セミナーにおける講演、出版物への寄稿等を行った。

Ⅱ 不妊治療に係る保険の引受けについての制度の整備

1. 経緯

不妊治療への社会的関心は高まっているが、その治療内容によっては多額の費用を要することから、当該費用をてん補するための保険に対する需要が高まりつつあることを受け、内閣府令の改正を行った。

2. 概要

不妊治療に係る保険の引受けについて、内閣府令を改正(28年3月31日公布、同年4月1日施行)し、不妊治療を要する身体の状態を事由とした保険の引受けができることとした。

第7節 金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正

金融機関が、金融庁に対して新規に登録等を申請する場合には、一般的に、役員等の氏名の記載が必要とされている。金融機関の役員等に変更がある際にも、各業法において、その旨の届出が必要とされている。

他方、当該申請・届出における、婚姻前の氏名の使用については、本人確認の手続を含め、各業法等に特段規定がなかった。

これらの状況を踏まえ、金融機関が金融庁に役員等の氏名届出等を行う際に、現在の戸籍上の氏名とともに、婚姻前の氏名を併記することを可能とする旨の内閣府令等及び監督指針の改正を行った(平成 28 年3月1日公布・施行)。(資料4-7-1参照)

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され(金融庁設置法第6条、第7条)、現在その傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。(資料5-1-1~2参照)

Ⅱ 平成27事務年度の開催実績

1. 総会·金融分科会合同会合

(1) 第35回総会・第23回金融分科会合同会合(平成27年10月23日開催) 審議会に対して、「企業の情報開示のあり方等に関する検討」に関する諮問が行われ、「ディスクロージャーワーキング・グループ」が設置された。(資料5-1-3参照)

また、「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」及び「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」の検討状況等について、報告がなされた。

その後、27年9月に公表された「金融行政方針」について事務局より説明 がなされた。

(2) 第36回総会・第24回金融分科会合同会合(28年2月8日開催)

「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」及び「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされた。

また、「ディスクロージャーワーキング・グループ」の検討状況等について、 報告がなされた。

その後、最近の金融行政の動向として、「国際的な金融規制改革の動向」について、事務局より説明がなされた。

(3) 第37回総会・第25回金融分科会合同会合(28年4月19日開催) 審議会に対して、「市場・取引所を巡る諸問題に関する検討」に関する諮問 が行われ、「市場ワーキング・グループ」が設置された。(資料5-1-4参 照)

また、27 年 10 月の諮問事項に関し、「ディスクロージャーワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされた。

2. ワーキング・グループ

(1) 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ

27年7月以降、7回にわたり、「中間整理」(当ワーキング・グループの前身となったスタディ・グループが取りまとめ、同年4月公表)で指摘された課題や仮想通貨について、審議を重ね、同年12月22日、報告書がとりまとめられた。(資料5-1-5~6参照)

(2) 金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ 27年5月以降、9回にわたり、関係者からのヒアリングを行いながら、金融グループにおける経営管理機能の充実とグループ全体での戦略的かつ柔軟な業務運営の促進との視点を踏まえ審議を重ね、同年12月22日、報告書がとりまとめられた。(資料5-1-7~8参照)

(3) ディスクロージャーワーキング・グループ

27年11月以降、5回にわたり、開示の内容や開示の日程・手続のあり方、 非財務情報の開示の充実等について審議を重ね、28年4月18日、報告書が とりまとめられた。(資料5-1-9~10参照)

(4) 市場ワーキング・グループ

28年5月以降、2回にわたり、取引の高速化への対応、市場間競争のあり方といった課題について、審議を行った。(資料5-1-11~12参照)

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会(以下、「自賠審」という。)は、自動車損害賠償保障法(以下、「自賠法」という。)第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

(注) 内閣総理大臣の諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

Ⅱ 自動車損害賠償責任保険審議会の組織(資料5-2-1参照)

自賠審は委員 13 人をもって組織され、委員は、学識経験のある者 (7名)、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者 (3名)、保険業に関し深い知識及び経験を有する者 (3名) から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置く ことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、落合 誠一氏(東京大学名誉教授)である。

Ⅲ 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成28年1月21日に、第135回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の 検証結果を踏まえた基準料率の改定の必要性等について審議が行われた。

審議においては、損害保険料率算出機構から 27 年度の自賠責保険の基準料率の検証結果が報告されたが、その内容は、27 年度の予定損害率 95.9%、28 年度の予定損害率 95.4%というものであり、25 年4月の基準料率改定時における予定損害率 100.2%との乖離は 27 年度で 4.3%、28 年度で 4.8%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされた。

その他、自動車安全特別会計、民間保険会社、JA共済それぞれにおける27年度の自賠責保険運用益の使途等について報告がなされた。

(注)損害率=(支払保険金/収入純保険料)×100

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会(会長:安藤英義 専修大学大学院教授)は、会計を巡る事項、 監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。(資料5-3-1参照)

Ⅱ 平成 27 事務年度の審議状況

〇第3回·会計部会(27年11月19日開催)

IFRSの任意適用企業の拡大促進及びIFRSに関する国際的な意見発信の強化に向けて、IFRSに基づく会計監査の実務を担える人材や、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の裾野の拡大が必要であり、企業や監査法人、日本公認会計士協会等において取組みを強化すべきであるとされた。

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会(座長:山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授)は、金融審議会答申(平成12年6月)を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関(内閣府等)、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関(金融庁等)の担当者による任意の自主的な協議会として同年9月に設置されたものである。(資料5-4-1参照)

(参考) 早期に実施すべきとされた項目は、

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
- ② 苦情・紛争処理手続の透明化
- ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
- ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
- ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善 の各点である。

Ⅱ 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで51回の協議会を開催してきた。

1. 第50回金融トラブル連絡調整協議会

27年12月4日、第50回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況(27年度上半期)及び「利用者からの信頼を向上させるための対応」等について報告・意見交換等を行った。(資料5-4-2参照)

2. 第51回金融トラブル連絡調整協議会

28 年 6 月 9 日、第 51 回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況(27 年度)及び「指定紛争解決機関がない業態の苦情・紛争解決の対応」及び「金融 A D R の当面の主要課題を考えて」(石戸谷委員)等について報告・意見交換等を行った。(資料 5 - 4 - 3 参照)

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

I 「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)

1. 経緯

25 年6月、アベノミクスにおける「三本の矢」(①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略)の「三番目の矢」として、産業競争力会議での議論を経て、「日本再興戦略」(25 年6月 14 日閣議決定)が取りまとめられた。その改訂版として、26 年6月に「『日本再興戦略』改訂 2014」(26年6月 24 日閣議決定)、27 年6月に「『日本再興戦略』改訂 2015」(27 年6月 30日閣議決定)がそれぞれ策定された。

そして、28年6月、回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、 「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現を目指していくとして、「日本再興戦略 2016」が策定された(28年6月2日閣議決定)。

2. 金融庁関連の施策(資料6-1-1参照)

「日本再興戦略 2016」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

(1)「攻めの経営」の促進

- コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上
 - ・ コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後はコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。

(2) 活力ある金融・資本市場の実現

- 成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の 整備等
 - より良い資金の流れを実現し、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するため、家計と金融機関の双方に対して働きかけを行っていく。
- FinTechをめぐる戦略的対応
 - ・ FinTechと呼ばれる金融・IT融合の動きの進展に対し、利用者 保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、FinTechによる金融革新 の推進や制度面での対応を進め、利用者利便の向上や我が国経済の成長力 強化につなげていく。

- 〇 金融仲介機能の質の改善
 - ・ 金融機関が、経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援していく。

(参考:「日本再興戦略2016」の構成)

第1総論

第2 具体的施策

- I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等
- Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革
 - 2. 未来投資に向けた制度改革
 - 2-1.「攻めの経営」の促進
 - 2-2. 活力ある金融・資本市場の実現
- Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材 の創出等
- Ⅳ 海外の成長市場の取り込み
- Ⅴ 改革のモメンタム~「改革 2020」の推進~
- Ⅱ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)
 - 1. 経緯

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と29年度予算編成に向けた 考え方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基 本方針2016」(28年6月2日閣議決定)が取りまとめられた(骨太の方針)。

- 2. 金融庁関連の施策
- (1) 企業の成長力・収益力の強化と活用

ESG(環境、社会、ガバナンス)や人材投資、研究開発投資などの無形資産への投資を含む取組や、資本効率の向上に向けた取組により、中長期的な成長力や収益力を強化することが重要である。そのため、取引所等の関係者と協力し、コーポレート・ガバナンスの実効性の向上に向けて取り組むとともに、企業と投資家の対話の充実に向けた具体策を検討する。

(2) ストックを活用した消費・投資喚起

老後の生活等に備えた自助による資産形成を支援するためにも、NISAの 利便性を向上させるとともに、平成35年までの投資可能期間を恒久化すること を検討する。

(参考:「経済財政運営と改革の基本方針2016」の構成)

第1章 現下の日本経済の課題と考え方

第2章 成長と分配の好循環の実現

- 2. 成長戦略の加速等
 - (1) 生産性革命に向けた取組の加速
 - ④ 企業の成長力・収益力の強化と活用
- 3. 個人消費の喚起
 - (3) ストックを活用した消費・投資喚起

第3章 経済・財政一体改革の推進

第4章 当面の経済財政運営と平成29年度予算編成に向けた考え方

Ⅲ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)」(平成 27 年 12 月 24 日閣議 決定)

1. 経緯

まち・ひと・しごと創生本部において、26 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂版として「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂 2015」(27 年 12 月 24 日閣議決定)が策定された。また、地方創生を本格展開し、各分野の施策を推進するため、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」(28年6月2日閣議決定)が策定された。

- 2.「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂 2015」における金融庁関連の施策
- (1) リスク性資金の充実に向けた環境整備
 - ・ 金融機関等によるローカルベンチマーク等の活用により、地域企業の経営 改善・ガバナンスを強化。こうしたことにより、地方に投資を呼び込む環境 を整備する。
 - ・ 地域経済活性化支援機構(REVIC)や政府系金融機関の活用の促進に加え、証券会社やプライベートエクイティファンド等による取組を促進する。
- (2)「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備等
 - ・ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」や金融機関等との連携を通じて、日本人材機構が、地域企業等へのコンサルティング、経営改善・生産性向上等に資する経営人材の紹介等を実施する。

(参考:「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)」の構成)

- I. 基本的な考え方
- Ⅱ.政策の企画・実行に当たっての基本方針
- Ⅲ. 今後の施策の方向性
- Ⅳ. 地方創生に向けた多様な支援 「地方創生版・三本の矢」-
- Ⅳ 「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)

1. 経緯

アベノミクスの「新・三本の矢」(「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育 て支援」、「安心につながる社会保障」)の実現を目的とする「一億総活躍社会」の 実現に向けた具体的施策のとりまとめとして、一億総活躍国民会議での議論を経て、 「ニッポンー億プラン」が策定された。

2. 金融庁関連の施策

(1) 未来投資に向けた制度改革(コーポレートガバナンスの強化)

コーポレートガバナンスの強化は、改革リストのトップアジェンダである。 コーポレートガバナンス・コードの適用、独立社外取締役を選任する企業の増加、機関投資家のスチュワードシップ・コードの受入れなど、旧来型の内向きの経営マインドの一掃に取組んできた。形式だけではなく、実効的にガバナンスを機能させなければ、企業が「攻めの経営」に転じていくことは難しい。企業の情報開示の実効性・効率性を国際水準に照らしても高いものにするなど、更なる改革に着手し、企業と投資家の建設的な対話を促進する。

(2) 女性活躍の推進

旅券・金融機関口座等の旧姓使用の現状と課題について調査を行い、必要な 取組を進める。

(参考:「ニッポンー億総活躍プラン」の構成)

- 1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示
- 2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向
- 3. 「希望出生率 1.8」に向けた取組の方向
 - (3) 女性活躍
- 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向
- 5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向
 - (14) 生産性革命を実現する規制・制度改革 (未来投資に向けた制度改革)
- 6. 10 年先の未来を見据えたロードマップ

第2節 金融に関する税制

I 平成28年度税制改正について

平成28年度税制改正要望にあたり、

- 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大
- 地域経済の活性化に資する中小企業の事業再生支援
- ・ 「国際金融センター」としての利便性向上と活性化 を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、平成 28 年度税制改正大綱(27 年 12 月 24 日閣議決定)において以下の内容が盛り込まれた(資料6-2-1参照)。主要な項目は以下のとおり。

1. NISAの更なる利用拡大に向けた利便性向上

NISAについては、マイナンバー制度の導入に伴い、口座開設手続き等の簡素化を図る観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 口座開設の際等に必要な非課税適用確認書の交付申請書について、30年以降、 基準日(勘定設定期間開始の前年の1月1日)における住民票の写し等の添付 を不要とし、併せて30年以後の勘定設定期間を統合する。
- ・ 29年10月1日において、29年分の非課税管理勘定を設定しており、個人番号を告知している者については、30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認 書の交付申請書を提出したものとみなす。

2. マイナンバーの導入に伴う手続きの簡素化

マイナンバー制度の活用により証券投資に係る税務手続きの簡素化を図る観点から、以下の措置が認められた。

・ 既に金融機関に対して個人番号を告知済みの者が、同一の金融機関において 口座開設手続き等を行う際に、当該金融機関等で帳簿により当該個人の個人番 号等を確認できる場合には、個人番号の告知等が不要とされる。

3. 金融所得課税の一体化

金融商品については、28年1月から、商品間の損益通算の範囲が、現行の株式 等の配当・譲渡所得から公社債等の利子・譲渡所得等まで拡大された。

デリバティブ取引については損益通算が認められていないが、投資家が多様な 金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成28年度与党税制改正大綱 においては、以下の記載が盛り込まれた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な 金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総 合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行 為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

4. 事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長

中小事業者の再生を引き続き支援する行う観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 28年3月末とされている期限を、31年3月末まで3年延長する。
- (注)本特例の適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日(21年12月4日)から28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

5. 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長

中小事業者の再生を引き続き支援する行う観点から、以下の措置が認められた。

- 28年3月末とされている期限を、31年3月末まで3年延長する。
- (注)本特例の適用対象となる中小事業者の範囲を、中小企業金融円滑化法の施行の日(21年12月4日)から28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた中小事業者とする。

6. 日本版スクークに係る非課税措置の延長

利子を生じる社債の取扱いが禁じられているイスラム投資家による投資を促進 し、日本市場の活性化を図る観点から、以下の措置が認められた。

・ 日本版スクークに係る①海外投資家への配当及び②信託からの不動産の買戻 しに係る登録免許税に関する非課税措置の適用期限を3年延長する。

7. 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率

協同組合の特性等に十分に配慮し、法人税の基本税率との税率差を維持する観点から、協同組合に対する軽減税率について引下げを行うよう要望し、平成 28 年度与党税制改正大綱においては、以下の記載が盛り込まれた。

「協同組合等課税については、組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成27年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響も考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

8. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

損害保険会社では、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年 増大しており、巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐えうる、十分な異常危 険準備金残高の確保・維持が必要不可欠との観点から、以下の措置が認められた。

・ 保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率の 適用期限を3年延長する。

- 9. 投資法人(インフラファンド)に係る税制優遇措置の拡充 再生可能エネルギーの普及促進や金融資本市場の競争力強化の観点から、以下 の措置が認められた。
 - 再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とするインフラファンド の導管性要件に係る時限措置(10年以内に総資産に占める再エネ設備の割合を 50%以下とすること)について、期限を「20年以内」に延長する。

10. 外国子会社合算税制 (CFC税制) の抜本的見直し

我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備する観点から、 適用除外基準の見直し、及びCFC税制の抜本的見直しを要望した。前者につい ては、英国ロイズ市場で保険業を行う特定外国子会社等の実体基準、管理支配基 準、非関連者基準について、適用方法の見直しが措置された。後者については、 平成28年度与党税制改正大綱において、以下の記載が盛り込まれた。

「喫緊の課題となっている航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、 租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、外国子会社の経済実体に即して課 税を行うべきとするBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト最終報告書の 基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の 防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保 等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る。」

Ⅱ NISA(少額投資非課税制度)の普及・定着に向けた取組みについて

NISAは、個人投資家のすそ野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図るため、毎年120万円(27年までは100万円)を上限とする上場株式、公募株式投資信託等の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間、非課税とする制度であり、26年1月より導入された。28年3月末時点において、NISAの口座開設数は約1,012万口座、買付額は約7兆7,554億円となっている。

また、28 年 1 月からは、O歳から 19 歳の未成年者にNISA口座の開設を認めるジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)が導入され、4 月から投資が可能となった(年間投資上限額は80万円)。28 年 3 月末時点において、ジュニアNISAの口座開設数は約8万口座となっている。

金融庁としては、投資家のすそ野の拡大に向けて、特に若年層や投資未経験者層へのNISAの普及・定着を図る観点から、引き続き、様々な取組みを進めていくこととしている。

27事務年度は、特に以下の取組みを行った。

制度の効果検証の実施

27 年 12 月末時点で制度の開始から 2 年が経過したことを踏まえ、NISAの利用状況や金融機関において販売されている商品内容及び販売態勢等について、

「国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査」(28 年 2 月) や金融機関へのヒアリング等を通じて、制度の総合的な効果検証を実施した。

周知・広報活動の実施

若年層や投資未経験者層へ投資家のすそ野を拡大させるため、NISAや投資に関する基礎的な情報、ライフプランや資産運用のシミュレーションツール、有識者によるコラムなどのコンテンツを盛り込んだ「NISA特設サイト」を当庁ウェブサイト内に開設(28年5月30日)したほか、以下の取組みを実施した。

- 政府広報オンラインに制度の概要や趣旨などについての記事を掲載
- 日本経済新聞社「資産形成応援プロジェクト」への協力
- 「NISAの日」シンポジウム(28年2月13日)において、当庁幹部による 講演等を実施したほか、新聞・雑誌等による取材、セミナー等における講演依 頼に随時対応

利用状況の調査

四半期毎に全金融機関を対象としたNISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査(資料6-2-2参照)を実施し公表した。

第3節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

「規制改革会議」(内閣総理大臣の諮問機関、平成25年1月設置) やその下に設置された5つのWGにおいて、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、これを踏まえた政府の方針が、「規制改革実施計画」として毎年取りまとめられている。28年も「規制改革実施計画」が取りまとめられ、閣議決定された(28年6月2日)。

なお、この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25 年 3 月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても随時検討を行っている。

- 2. 25 年6月、26 年6月、27 年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」や規制改革ホットラインに寄せられた提案を踏まえた金融庁の本事務年度における主な対応
- (1)「規制改革実施計画」(25年6月14日閣議決定、26年6月24日閣議決定、 27年6月30日閣議決定)に盛り込まれた規制の見直し
 - 電磁的な方法により利用される前払式支払手段の発行の廃止に伴う払戻しの公告の方法を柔軟化するため、資金決済に関する法律を改正した。
 - 銀行の連結決算状況表等の提出期限を緩和した (平成27年度中間決算分より適用)。
 - ・ 銀行の特定子会社のGP業務の併営について対応するため、金融商品取引 法施行令等を改正した。
 - ・ 銀行が銀行代理業者である場合の銀行代理業者の許可申請書の変更届出の 記載事項や添付書類の内容等の簡略化について対応するため、銀行法等を改 正した。
- (2) 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し
 - ・ 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案を踏まえて、「金融関連 IT 企業等への出資の容易化」や「銀行グループ内外での決済関連事務等の受託の容易化」等を盛り込んだ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」を国会に提出し、28 年 5 月 25 日に成立、同年 6 月 3 日に公布された。

(3)「規制レビュー」への対応

・ 「規制レビュー」とは、各府省が所管する多数の規制をより適時に実効性 ある形で見直していくため、所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取 り組むよう構築されたシステム。

- ・ 「規制レビュー」の一環として本年実施した取組としては、まず、規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」を修正した。また、見直し年度・周期が訪れた規制等について、規制シートを作成した。
- 3. 28 年 6 月 2 日に新たに閣議決定された「規制改革実施計画」における金融庁関連の施策

規制改革会議では、成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革が中心に検討され、その結果が「規制改革に関する第4次答申~終わりなき挑戦~」として公表された(28年5月19日)。それを踏まえて、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」の5つの分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された(28年6月2日)。「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管の主な施策として盛り込まれているものは下記のとおり。

【投資促進等分野】

- ・投資型クラウドファンディングに係る決済手段の多様化
- ・臨時報告書提出事由(海外募集)の見直し
- 投資一任口座で行う投信取引における取引報告書の交付義務の緩和

Ⅱ 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

産業競争力強化法(26年1月20日施行)において、新事業へチャレンジする 事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「企業実証特例制度」 が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、 具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる 制度であり、「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業 者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認め る制度である。

2. 本制度の実績

27 事務年度においては、グレーゾーン解消制度に基づく照会3件に対応した。なお、企業実証特例制度に基づく要望は寄せられなかった。

Ⅲ 地域再生に関する取組み

1. 概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的か

つ効果的に推進するため、地域再生法(平成17年法律第24号)第4条第1項の 規定に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域 再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定。最終変更:28年4月20日)を定 めている。

当該基本方針においては、地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が 記載されており、内閣府地方創生推進事務局が、当該再生計画と連動する施策及 び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約し、ウェブサイトに掲載して いる。(資料6-3-1参照)

2. 地域再生計画の認定

27 事務年度において、内閣府地方創生推進事務局が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請(第33回<27年8月18日~8月31日>、第34回<27年9月1日~27年9月18日>、第35回<27年11月16日~11月27日>、第36回<28年1月4日~1月27日>、第37回<28年4月18日~4月28日>、第38回及び第39回<28年6月13日~6月17日>)には、当庁関連の地域再生計画は含まれていなかった。

第4節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

I スチュワードシップ・コードについて

1. 経緯等

「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)を受けて、金融庁に有識者検討会が設置され、26年2月、「スチュワードシップ・コード」が策定・公表された。 (資料6-4-1)

2. コードの概要

スチュワードシップ・コードは、機関投資家が、資金の最終的な出し手からの付託を受け、企業との建設的な対話を通じて企業の持続的成長を促すことが目的。 「スチュワードシップ責任を果たすための方針の策定・公表」などの7つの原則を柱としている。

- (注1) スチュワードシップ・コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本コードの趣旨に賛同し、これを受け入れる機関投資家は、その旨を表明(公表)することが求められる。28年5月25日時点で計207の内外の機関投資家が受入れを表明。
- (注2) スチュワードシップ・コードは、「Comply or Explain」という手法を採用しており、本コードの受入れを表明した機関投資家は、本コードの各原則を「実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する」ことが求められる。

Ⅱ コーポレートガバナンス・コードについて

1. 経緯等

「『日本再興戦略』改訂 2014」(26 年 6 月閣議決定)を受けて、金融庁と東京 証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関す る有識者会議」が設置され、27 年 3 月、コーポレートガバナンス・コード原案が 取りまとめられた。これを受けて、東京証券取引所は「コーポレートガバナンス・コード」を策定し、同年 6 月より全ての上場企業に対して適用を開始。(資料 6 - 4 - 2)

2. コードの概要

コーポレートガバナンス・コードは、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための諸原則。

本コードは、健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、以下の5つの基本原則を柱としている。

- ① 株主の権利・平等性の確保
- ② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- ③ 適切な情報開示と透明性の確保

- ④ 取締役会等の責務
- ⑤ 株主との対話
- (注3) コーポレートガバナンス・コードも、「Comply or Explain」の手法を採用しており、取引所規則に基づき、各上場企業は、本コードの原則を「実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する」ことが求められる。
- エ スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議について

1. 経緯等

「『日本再興戦略』改訂 2015」(27 年 6 月閣議決定)を受けて、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、27 年 8 月、東証とともに「フォローアップ会議」を設置。(資料 6 - 4 - 3)

「フォローアップ会議」については、「平成27事務年度金融行政方針」において、「企業経営者、内外投資家、研究者等の有識者による議論・提言や、ベストプラクティスを情報発信しながら、上場会社全体のコーポレートガバナンスの更なる充実を促していく」とされた。

2. これまでの開催実績等

「フォローアップ会議」は、「取締役会をめぐる論点」や「政策保有株式をめぐる論点」、「企業と機関投資家の間の建設的な対話」について議論(28年6月末までに8回開催)。

28年2月には、取締役会のあり方についての意見書が取りまとめられており、 以下の考え方が示されている。(資料6-4-4)

- ① CEOの選解任は、上場会社にとって最も重要な戦略的意思決定であり、そのプロセスには、客観性・適時性・透明性が求められる。
- ② 適切な資質・多様性を備えたメンバーによる独立した客観的な取締役会の構成、戦略性を重視した取締役会の運営、継続的な取締役会の実効性の評価が重要である。

Ⅳ ガバナンス改革の進捗状況

企業側については、以下のような進捗が見られる。(資料6-4-5)

- ① 上場企業の約8割が、73 あるコーポレートガバナンス・コードの原則の9割以上を実施。
- ② 独立社外取締役を選任する上場企業は大きく増加。
- ③ 指名・報酬にかかる任意の諮問委員会を設置する上場企業の数が大きく増加するなど、機関設計を見直す企業が増加。
- ④ 政策保有株式について、3メガバンクグループが当面の削減目標を公表するな ど、縮減に向けた動き。

投資家側については、多くの企業が、スチュワードシップ・コード導入後、投資

家の行動に変化があったと評価するなど、「物言わぬ株主」と見られてきた国内投資家にも変化の兆しが表れてきている。

I 背景

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年12月成立・施行。以下、「中小企業金融円滑化法」という。)の期限到来(25年3月末)に際して、金融機関に対し、引き続き、貸付条件の変更等に努めるよう促すとともに、中小企業の経営改善につながる支援に軸足を移していくとの方針を明確化した。こうした方針に基づき、中小企業庁等と連携して、① 政府全体として中小企業金融円滑化法終了に対応する体制の構築、② 金融機関による円滑な資金供給の促進、③ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化、④ 個々の借り手への説明・周知等を柱とする総合的な対策を策定・推進してきた。

Ⅱ 主な取組み

1. 金融行政方針等に基づく検査・監督

27 年9月に公表した金融行政方針において、担保・保証に依存する融資姿勢を 改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)し、融 資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を 図り、地方創生に貢献していくことが期待される旨を明記し、金融機関に対し、そう した取組みを促した。また、各金融機関における取引先企業の事業性評価及びそ れに基づく融資や本業支援等の取組み状況について確認した。

2. 認定支援機関による経営支援

24年8月末に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下、「新促法」という。)(中小企業庁と共管)が改正され(中小企業経営力強化支援法施行に伴うもの)、財務、会計等の専門的知識を有する者(商工会・商工会議所、税理士、金融機関等)を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関(以下、「認定支援機関」という。)は、中小企業・小規模事業者に対し、経営状況の分析(運転資金の確保や業務効率化等)、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を実施してきた。

また、28 年5月24日に新促法が改正され、名称を中小企業等経営強化法とするとともに、中小企業の経営力向上の支援が法目的に追加され、認定支援機関の支援対象が経営力向上に取り組む中小企業等に拡大された(28 年7月1日施行)。 なお、28 年6月30日現在、25,212件の認定支援機関を認定している(うち金融機関485件)。

3. 地域経済活性化支援機構(REVIC)の積極的な活用

26年9月に公表したモニタリング基本方針に基づき、地域金融機関に対しては、 取引先企業への経営課題の解決策の提案及び実行支援に際し、REVICが有す る機能(専門家の派遣、企業に対する直接の再生支援、事業再生・地域活性化ファンドへの出資・運営等)を積極的に活用するよう、各種ヒアリング等の機会を通じて促した。

4. 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化については、第3部第9章第 7節「中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化」を参照。

第6節 東日本大震災への対応

I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」(平成23年6月17日)の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン(以下、「個人版私的整理ガイドライン」という。)」が取りまとめられた。(資料6-6-1~5参照)同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始された。同年10月26日、24年1月25日、同年12月19日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。(資料6-6-6~8参照)

27 事務年度においても、引き続き、このような民間の取組みを支援するため、 債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できる ようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報(新聞折込チラシ、新聞広告、テレビCM、交通広告等)、住宅再建ワンストップ相談会の開催など、より効果的な周知広報となるよう、様々な施策を実施した。

(参考) 個人版私的整理ガイドラインの運用状況(28年6月24日時点)

・ 個別の相談件数: 5,688 件

・ 債務整理に向けて準備中: 2件

•成立件数:1.347件

2. 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の 活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

さらに、27年9月18日に公表した「平成27事務年度金融行政方針」において も、東日本大震災からの復興を加速し、被災地域において持続可能な経済・産業 を再構築する観点から、金融機関に対して、被災地域の状況やニーズをきめ細か く把握・分析した上で、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、被 災事業者等にとって最適な解決策の提案・実行支援を行うよう促した。

(参考) (28年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設 立	23年11月11日	23年12月27日	23年12月28日	23年11月30日	24年3月28日
買取決定	106 先	140 先	44 先	20 先	16 先

	東日本大震災事業者再生支援機構		
設 立	24年2月22日		
支援決定	688 先		

Ⅱ 金融機能強化法(震災特例)の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、27年3月期(12金融機関)については同年8月21日に、同年9月期(11金融機関)については28年2月26日に、報告内容を公表した。

また、金融機能強化法の震災特例に基づき国の資本参加を行ったじもとホールディングス(仙台銀行・きらやか銀行)の新しい経営強化計画等については、27年8月21日に公表した。

Ⅲ その他

27年7月以降においても、震災発生当日の金融上の措置の要請(資料6-6-9 参照)を含め、今般の震災を受けて実施した施策について、金融庁ウェブサイトへ の掲載等により周知を図った。

第7節 平成28年熊本地震への対応

I 金融庁及び金融機関等における対応について

平成28年熊本地震(前震:4月14日、本震:同月16日)への対応として、金融 庁は、4月15日に、熊本県内の関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮した適 時的確な措置を講じるよう要請したほか、以下のような一連の対応を行った。(資料 6-7-1参照)

- ・ 被災者からの相談を受け付ける「平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤル」(フリーダイヤル)を設置
- ・ 住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援に向けて「自然災害による 被災者の債務整理に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」 を周知
- ・ 貸金業法施行規則を改正し、総量規制の例外となる緊急貸付の借入期間を3ヶ月から6ヶ月に延長するなど借入手続き等を弾力化
- ・ 被災企業が提出期限までに有価証券報告書等を提出することができない場合には、各財務(支)局において個別企業ごとに提出期限の延長を 承認することで対応

また、金融機関等においても、以下のような対応を行った。(資料6-7-2参照) 【銀行・信用金庫・信用組合】

- 通帳等紛失時の預金払戻しに係る本人確認の便宜扱い、定期預金等の 期限前払戻し
- 義援金口座への振込みに係る手数料の無料化
- 手形の不渡処分の猶予
- 返済の一時停止や震災関連融資等に柔軟に対応
- ガイドラインに係る被災者からの相談への対応

【損害保険会社】

- 保険料の払込み猶予、継続契約の締結手続の猶予
- 多数の損害調査員の現地派遣による保険金支払いの迅速化

【生命保険会社】

- 地震による免責条項を適用せずに保険金支払い
- 保険料の払込み猶予

【地域経済活性化支援機構(REVIC)】

- ・ 地域金融機関等と連携し、被災事業者の事業再建をはじめ被災地の復 旧・復興を支援する一環として熊本事務所を開設
- ・ 被災地の地域金融機関に対し、震災復興・復旧支援等に係る助言を行 うための専門家を派遣

金融庁としては、引き続き、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的

確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の 支援に向けて取り組んでいくこととしている。

Ⅱ ガイドラインの活用促進について

1. ガイドラインの策定

東日本大震災の経験を踏まえ、他の自然災害による被災者についても同様の支援が受けられるよう、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界、学識経験者等で構成される研究会において、全国の自然災害により既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な倒産手続きによる不利益を回避しつつ、債務免除を受けることを可能とするガイドラインが同年12月に策定され、28年4月より適用が開始された。(資料6-7-3~4)

ガイドラインの対象となる債務者は、同研究会が設置された 27 年 9 月 2 日以降に「災害救助法」の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者であり、ガイドラインによる債務整理のメリットは、以下のとおりとなっている。

- ① 財産の一部を、ローンの支払に充てずに、手元に残すことが可能。
- ② 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- ③ 国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることが可能。

金融庁としては、ガイドラインに基づく手続を支援する弁護士等の「登録支援専門家」にかかる費用を補助するための予算措置を講じるとともに、ガイドラインの運用支援と制度周知に努めている。

2. 平成28年熊本地震における対応

今般の熊本地震においては、被災者によるガイドラインの活用を促進するため、市町村窓口や避難所への広報用チラシの備え置きを実施するなど、周知広報に努めている。

また、金融機関においても、店頭窓口への広報用チラシの備え置きや 取引先への配布などの周知広報が行われている。

なお、ガイドラインによる債務整理において、より被災者に寄り添った支援ができるよう、法令上の手当てにより、以下の措置が講じられている。

- ① 各自治体が配分する義援金について、他の財産とは別枠で手元に残 すことが可能。
- ② 通常、債務者の自己負担となる特定調停の申立手数料を無料化。

第8節 消費者行政に関する取組み

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めなければならない」こととされていることを踏まえ、平成27年3月24日、27年度から31年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者の安全の確保、 ②表示の充実と信頼の確保、③適正な取引の実現、④消費者が主役となって選択・ 行動できる社会の形成、⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備、⑥国や地 方の消費者行政の体制整備が挙げられている。

Ⅱ 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施 策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとさ れており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表(以下「工程表」という。) が策定された。

工程表においては、各府省庁等の間で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したKPI(重要業績評価指標)を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の27年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、28年5月24日、「平成27年度消費者政策の実施の状況(消費者白書)」として公表された。また、消費者政策会議(閣僚級会議)において、消費者委員会の意見を聴取した上で、28年7月19日、工程表が改定された。

Ⅲ 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が 盛り込まれている。(資料6-8-1参照)

- (注)以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。
- 3 適正な取引の実現
 - (2) 商品・サービスに応じた取引の適正化
 - ③ 詐欺的な事案に対する対応
 - ④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度 の整備
 - ⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務(プロ向けファンド)に

関する制度の見直しの検討

- ⑥ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備
- ⑦ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備
- (4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
 - (1) 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
 - 4 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応
- 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成
 - (2) 消費者教育の推進
 - ① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進
 - ⑥ 学校における消費者教育の推進
 - ⑦ 地域における消費者教育の推進
 - ① 金融経済教育の推進
- 5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備
 - (1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進
 - ⑤ 金融ADR (裁判外紛争解決) 制度の円滑な運営
 - ⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等
 - ⑨ 多重債務問題改善プログラムの実施
- 6 国や地方の消費者行政の体制整備
 - (1) 国の組織体制の充実・強化
 - (8) 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

第9節 障害者施策への対応

I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、平成27年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行(28年4月1日)に向けて、各府省庁においては、基本 方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等 について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領(以下「対応要領」 という。)及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対 応指針」という。)を定めることとなっており、金融庁においても対応要領及び対応 指針を制定した。

Ⅱ 対応要領、対応指針の作成等

対応要領及び対応指針の作成に当たっては、障害者や事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう、障害者差別解消法に規定されている。金融庁は、対応要領案及び対応指針案に関するヒアリングにおいて障害者団体等から意見を聴取したほか、パブリック・コメント手続を実施して広く意見の募集を行った。

これらを踏まえ、職員向けの対応要領は金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(資料6-9-1参照)として制定するとともに周知を行い、また、事業者向けの対応指針は金融庁告示「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(資料6-9-2参照)として制定するとともに広く周知を行った。(28年4月1日施行)

第10節 金融経済教育の取組み

I 概要

金融経済教育については、以下の報告書や提言等においてその重要性が述べられており、金融庁としても、様々な機会を活用しながら金融経済教育を推進している。 (資料6-10-1参照)

- ・多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日、多重債務者対策本部決定)
- 金融 資本市場競争力強化プラン(19年 12月 21日、金融庁)
- 金融経済教育研究会報告書(25年4月30日、金融庁)
- ・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日、金融庁・財務省)
- ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言) (26年6月12日、金融庁・財務省)
- 消費者基本計画(27年3月24日、閣議決定)
- 日本再興戦略 2016 (28 年 6 月 2 日、閣議決定)

Ⅱ 金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況

1. 金融経済教育推進会議

金融経済教育を推進するため、25年6月、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置され(有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省が参画)、その後、26事務年度には、第4回推進会議(26年12月2日開催)で「金融リテラシー・マップ」(注)(高校生以下の部分)の改訂案等について、第5回推進会議(27年6月1日開催)で「金融リテラシー・マップ」(大学生以上の部分)の改訂案等について議論された。

27 事務年度に開催された第6回推進会議(27年12月7日開催)では、社会人向け金融経済教育の基本的考え方や関係団体内部研修への相互参加・相互講師派遣について議論されたほか、当庁から「土曜学習」について紹介することなどにより、その取組みの充実に向けた議論も行われた。

(注)金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化したもの(金融経済教育推進会議において26年6月に策定、27年6月に改訂)。

2. 大学における金融経済教育

大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、26年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施(資料6-10-2参照)。また、その取組みを拡大するため、大学に対する働きかけも行った。27年度:5大学で実施

(東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、 神 戸国際大学)

28年度:8大学で実施

(前期:東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大

(後期:武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学)

3. ガイドブックの改定・配布

金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」について、「金融リテラシー・マップ」の内容を反映した改定を行うとともに、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」を改定し、全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布した。(資料6-10-3参照)

4. 事前相談業務等の実施

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15 項目)」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26年5月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談(予防的なガイド)」を開設し、27事務年度は1,071件の相談を受け付けた。

なお、家計管理と生活設計について考える相談会「そこが知りたい!今後の生活設計~身につけよう!くらしの金融知識~」についても東京都及び関係団体と連携して開催した(27年9月3~5日)。

5. 電子マネーに関する消費者被害の未然防止に向けた対応

プリペイドカードに関する消費者被害が26年以降増加していることから、金融庁としても被害防止に向けて様々な手段を用いて取り組んでいる。例えば、「基礎から学べる金融ガイド」を改定する際に、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加して、金融庁等のウェブサイトに掲載するとともに全国の高校・大学・地方公共団体等に配布した。また、文部科学省等の協力を得て、消費者被害防止のための啓発チラシ(「『プリペイドカードを買ってきて』は詐欺」)を全国の高校へ配布した。さらに政府広報も実施するなど、様々な手段で注意喚起を行っている。(資料6-10-4参照)

6. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的 とした「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を、仙台市、さいたま 市、名古屋市、大阪市、広島市の計5箇所で開催した。

7. 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(27年度 22件)。(資料6-10-5参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

8. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(27事務年度 後援23件)。(資料6-10-6参照)

第 11 節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

I 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針

「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」(平成27年7月2日公表)において、以下の五つの方針を掲げ、金融システム全体の強靭性の向上に取り組んでいくこととしている。(資料6-11-1参照)

- ① サイバーセキュリティに係る金融機関との建設的な対話と一斉把握
- ② 金融機関同士の情報共有の枠組みの実効性向上
- ③ 業界横断的演習の継続的な実施
- ④ 金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた人材育成
- ⑤ 金融庁としての態勢構築

Ⅱ 取組み実績

27 事務年度は、主に下記について重点的に取り組んだ。

1. サイバーセキュリティ対策に係る建設的な対話と一斉把握

27 事務年度においては、地域銀行、証券会社、生損保等を対象に、サイバーセキュリティ対策の実態把握を行った。

実態把握の結果を総括すると、一部の金融機関においては、経営陣の積極的な関与の下、概ねサイバーセキュリティ対策の態勢整備が進んでいる状況が認められた。他方、サイバーセキュリティ対策の早急な態勢整備が必要である金融機関も少なからず認められた。態勢整備が遅れている根本的な要因については、経営陣の関与が受動的であることが共通してあげられる。(資料6-11-2参照)

実態把握の結果については、個別あるいは業界団体を通じて各金融機関に還元し、サイバーセキュリティ対策の改善を促した。

また、金融機関におけるサイバーセキュリティにかかる各種対策・整備の考え 方に関する理解を深め、サイバーセキュリティ対策の効果的・効率的な底上げを 図ることを目的として、28年4月以降、各財務局において、第二地銀、信金・信 組等を対象にサイバーセキュリティワークショップを開催した(同年6月末まで に22回実施)。

2. 情報共有の取組み

金融機関等の取組みを向上させ、金融業界全体のサイバーセキュリティを強化していくためには、金融機関自身の不断の取組み(「自助」)や内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)をはじめ関係省庁からの情報提供(「公助」)だけではなく、金融機関同士で情報共有・分析を行う「共助」が有効である。

金融庁としては、金融 ISAC をはじめとした情報共有機関等を活用して、情報 収集・提供及びこれを踏まえた取組みの高度化(脆弱性情報の迅速な把握・防御 技術の導入等)を進めていくことの意義について、金融機関に対して周知してき たところであり、金融 ISAC への加盟状況は、着実に進んでいる(28 年 6 月 1 日 時点で237社)。(資料6-11-3参照)

- (注) 27年9月にサイバーセキュリティ戦略本部が策定した「サイバーセキュリティ 2015」においても、金融庁が金融機関に対して、金融 ISAC を含む情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制の構築を促していくこととされている。
- 3. 国際的なサイバーセキュリティに関する取組み

G7各国の金融当局間で、「G7サイバーエキスパートグループ」が設置され、 金融分野におけるサイバーセキュリティの促進やG7各国間での協力強化を進め ている。

第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)は、「銀行等の株式等の保有の制限 等に関する法律(平成13年法律第131号)」による銀行の株式保有制限(銀行の株式保 有をTier1以下に制限)の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行 うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成14年に設立さ れた認可法人である。

機構の設立後、18年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結されている。

また、20 年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

① 株式買取再開等(21年3月9日公布、同月10日施行)

18 年9月末までとされていた機構による株式買取期限を 24 年3月末まで延長し、 株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、 銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株 売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20 兆円」に拡大した(20 年度第2次補正予算で手当て、21 年度以降も継続)。

② 買取対象の拡大(21年7月3日公布、同月6日施行)

上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取対象に追加した。

③ 買取期限の延長(24年3月31日公布、同日施行)

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、銀行等保有株式取得機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼル皿の実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を、29年3月末まで5年間延長した。

これらの措置を受け、27事務年度 (27年7月~28年6月末) において、機構は、1,713 億円 (買取再開後の累計11,996億円) の株式等の買取りを行っている。

第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

I 経緯等

金融庁では、検査・監督両局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング(立入 検査)とオフサイト・モニタリング(ヒアリングや資料の徴求等)を効果的・効率 的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態 把握に努めてきている。26 事務年度には、検査と監督の基本方針を統合し、「平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針」を策定・公表、27 事務年度は、検査局・ 監督局に加えて企画部門や国際部門等を含めた金融庁全体の方針として、「平成 27 事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

Ⅱ 金融行政方針に基づく27事務年度のモニタリング

金融行政方針では、第1部第2章第1節で記載した通り、

- ① 景気のサイクルに大きく左右されることなく、質の高い金融仲介機能(直接金融・間接金融)が発揮されること、
- ② こうした金融仲介機能の発揮の前提として、将来にわたり金融機関・金融システムの健全性が維持されるとともに、市場の公正性・透明性が確保されること、 を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大がもたらされることを目指して金融行政を行うこととしている。

これを踏まえ、金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保の観点から、金融モニタリングにおいては、具体的に以下の重点施策を実施した。

(1) 企業の価値向上、経済の持続的成長と地方創生に貢献する金融業の実現

- 金融機関が、営業地域における顧客の期待や二一ズを的確に捉えた商品・サービスを提供し、担保・保証に過度に依存せず取引先企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図っているか検証。
- 地域金融機関のビジネスモデルや提供されているサービスを、顧客がどのよう に評価しているかについて、取引先企業に対するヒアリング(企業ヒアリング)等を 通じて、実態把握。
- 企業ヒアリングの結果等を踏まえ、金融機関における金融仲介機能の発揮状況 を客観的に評価できる多様な指標(金融仲介機能のベンチマーク)を策定。
- (2) 金融システムの健全性維持(景気に左右されない金融仲介機能の発揮)

- マクロプルーデンスの観点から、グローバルなマクロ経済・金融市場や金融機関の貸出・運用動向等を継続的に把握していくことを通じて、金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析。
- 人口減少や高齢化の進展が地域銀行のビジネスモデルに与える影響及びそう した中でも比較的高い成果をあげている地域銀行について、そのビジネスモデル やガバナンス上の特徴を抽出・検証。
- 3メガバンクグループが海外業務の拡大を継続する中、海外与信管理や外貨流動性管理について水平的レビューを実施。

I マクロプルーデンス

金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。このため、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要である。

こうした観点から、市場分析部門、監督部門、検査部門等による一体的なモニタリングを通じて、金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析した。具体的には、グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、資金の流れを把握・分析するとともに、大手金融グループを中心に、金融機関のビジネス、貸出・運用動向等のリアルタイムな把握に努めた。これらの実態把握と分析を通じて、我が国金融システムに及ぼす潜在的リスクが顕在化した場合においても金融システムの健全性が維持されるよう、金融機関や関係当局との対話を深めた。

Ⅱ 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政方針に基づく金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

経営管理(ガバナンス)に関しては、3メガバンクグループ及び大手保険会社等を対象に、取締役会及び監査役会・監査委員会監査、内部監査、外部監査のいわゆる三様監査の機能発揮状況や連携状況等についてモニタリングを実施した。

その際、必要に応じて、各金融機関の社外取締役、監査役・監査委員、内部監査 部門及び外部監査人と面談し意見交換を行うとともに、経営管理(ガバナンス)に 関するグッドプラクティスを収集する観点から一般事業会社等へのヒアリングを 実施し、金融機関に対するモニタリングに活用した。

統合的リスク管理に関しては、主に地域銀行を対象に、ビジネスモデルの持続可能性を支える統合的リスク管理に関するテーマとして、収益管理態勢や与信集中リスク管理態勢に着目した検証を行った。また、3メガバンクグループを対象に、戦略策定や収益・リスク管理の一体管理に資するリスクアペタイトフレームワークの構築状況について、実態把握を行った。

市場業務に関しては、日米の投資信託の比較・分析や、販売会社における販売姿勢、更には、ここ数年、販売額が顕著に伸びている貯蓄性保険商品やファンドラップについて検証を行った。

法令等遵守に関しては、犯罪による収益の移転防止に関する法律等が改正され、 28 年 10 月に施行されることとなっており、27 事務年度も、26 事務年度に引き続き、 疑わしい取引の届出に関する取組みを中心に、業態横断的な水平的レビューを実施 した。

また、金融機関における反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みについては、 26事務年度の水平的レビューの結果について、フォローアップを実施した。 システムリスクに関しては、基幹システムの将来計画と移行プロジェクトの状況をテーマに、モニタリングを実施した。

(注)上記のモニタリングの結果に関しては、平成28年9月15日に公表された 「平成27事務年度金融レポート」を参照。

第3節 早期是正措置・早期警戒制度・社外流出制限措置について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨(資料8-3-1参照)

平成10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。 これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること。

などが期待される。

2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令(銀行法第26条第1項等)の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている(同条第2項等)。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により 算出されるものであり、株主資本(資本金、法定準備金、剰余金等)等の自己 資本を分子として、また、リスクアセット(金融機関の保有資産やリスクの種 類に応じて算出されたリスク資産額の合計額)を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要 不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者 や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

(注) 自己資本比率= 自己資本額(資本金等) リスクアセット額

3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。 当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健 全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早 期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直し を行い、現在は4段階となっている。 また、同年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際統一基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14 年 12 月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格化を行った。

24年8月の省令等の改正で、国際統一基準行に対して25年3月31日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制(バーゼル3)を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等Tier1比率」及び「Tier1比率」を追加した(同年3月31日施行)。

	自己資本比率		
	国際統一基準行	国内基準	措置の内容
		行	
第1区分	【普通株式等Tier1比率】	4%未満	経営改善計画(原則として資本増
	: 4.5%未満2.25%以上	2%以上	強に係る措置を含む)の提出及び
	【Tier1 比率】		その実行
	: 6%未満3%以上		
	【総自己資本比率】		
	:8%未満4%以上		
第2区分	【普通株式等Tier1比率】	2%未満	資本増強に係る合理的と認められ
	: 2.25%未満 1.13%以上	1%以上	る計画の提出・実行、配当・役員
	【Tier1 比率】		賞与の禁止又はその額の抑制、総
	: 3%未満1.5%以上		資産の圧縮又は抑制等
	【総自己資本比率】		
	: 4%未満2%以上		
第2区分	【普通株式等Tier1比率】	1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮
の2	: 1.13%未満0%以上	0%以上	小、合併又は銀行業の廃止等の措
	【Tier1 比率】		置のいずれかを選択した上当該選
	: 1.5%未満0%以上		択に係る措置を実施
	【総自己資本比率】		
	: 2%未満0%以上		
第3区分	【普通株式等Tier1比率】	0%未満	業務の全部又は一部の停止
	: 0%未満		
	【Tier1 比率】		
	: 0%未満		
	【総自己資本比率】		
	: 0%未満		

(注) 普通株式等 Tier1 比率及び Tier1 比率については 25 年 3 月 31 日より段階的に適

用し、27年3月31日より完全実施。

保険会社については、「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という客観的な基準を用いる早期是正措置を11年4月に導入した。(資料8-3-2参照)

4. 発動実績

27 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0件
信用組合	69 件
系統金融機関	3件
保険会社	1件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

Ⅱ 早期警戒制度について

1. 趣旨(資料8-3-3参照)

14年10月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして同年12月に「早期警戒制度」を整備した。

2. 概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第24条等に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第26条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14 年 12 月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の3つの措置に加え、15 年 3 月の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年 6 月末から新たに「信用リスク改善措置」を追加した。

また、19 年3月末から実施されたバーゼル2の第2の柱への対応として、18 年3月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング(19 年4月より実施)を含む早期警戒制度の規定の見直しを行った。

保険会社に対しては、15年8月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象 とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、 早め早めの経営改善を促すこととした。

金融商品取引業者に対しては、20年4月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期の経営改善への取組みを促すこととした。(資料8-3-4参照)

Ⅲ 社外流出制限措置の概要及び運用

1. 社外流出制限措置の趣旨(資料8-3-5参照)

リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファーの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意された。これを受けて導入された社外流出制限措置は、「資本バッファー比率」が一定の水準を下回った場合、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである。

2. 発動基準

社外流出制限措置は、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている(銀行法第26条第2項等)。

社外流出制限措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的に統一的なルールとして認められた「資本バッファー比率」という基準を用いることとしている。

この資本バッファー比率は、資本バッファーに係る普通株式等 Tier 1 資本の額 (普通株式等 Tier 1 資本の総額から最低所要自己資本比率を充足するのに必要 な普通株式等 Tier 1 資本の額を除いた額)を分子として、リスクアセット(金融 機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額)を分 母として算出される。

(注) 資本バッファー比率= $\frac{$ 資本バッファーに係る普通株式等T i e r 1資本の額 リスクアセット額

3. 措置区分

社外流出制限措置の措置区分は、資本バッファー比率の状況に応じて4段階定 められている。

資本バッファー の充実の状況に 係る区分	資本バッファー比率	措置の内容 社外流出制限割合			
資本バッファー 第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る		
資本バッファー 第2区分	1. 875%未満	60%	内容を含む資本バッファ 一比率を回復するための		
資本バッファー 第3区分	1. 25%未満	80%	合理的と認められる改善 計画の提出の求め・実行 の命令		
	0.625%未満	100%			
資本バッファー 第4区分	※早期是正措置における第1区分~第3区分に該当する場合、同時に資本バッファー第4区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む 1つの命令を発出することが想定される。				

(注1)上記の数値は、資本保全バッファー2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンター・シクリカル・バッファーおよびGーSIBs/DーSIBsバッファーは含んでいない。

(注2) 28年3月31日より段階的に適用し、31年3月31日より完全実施。

4. 発動実績

27 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

第4節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨(資料8-4-1参照)

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分(注1)を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

Ⅱ 行政処分の業態別発動状況(資料8-4-2参照)

27事務年度における行政処分の業態別発動件数(注2)は、以下の通り。

① 銀行等 : O件【O件】(注3)

 ② 協同組織金融機関
 : O件【O件】

 ③ 金融商品取引業者等
 : 35 件【17 件】

 ④ 保険会社等
 : O件【O件】

 ⑤ 貸金業者
 : O件【O件】

 ⑥ 特定目的会社
 : O件【O件】

 ⑦ 前払式支払手段発行者
 : O件【O件】

 ⑧ 資金移動業者
 : O件【O件】

- (注1) 本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利 益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善 指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、 役員解任命令等)をいう。
- (注2)本節でいう業態の内訳は、銀行等(主要行等(銀行持株会社を含む)、外国銀行支店等、その他銀行(ゆうちょ銀行を含む。)、地域銀行(銀行持株会社を含む)、信託会社、銀行代理業者)、協同組織金融機関(信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統)、金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者)、保険会社等(生命保険会社(かんぽ生命を含む。)、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人(特定少額短期保険募集人を除く。)、保険仲立人)、である。
- (注3)【 】内の件数は業務停止命令等(本節では、業務停止命令、登録取消し、 許可取消し、認可取消し等をいう)の件数。

第5節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画—「世界一安全な国、日本」の復活を目指して一」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議)を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

Ⅱ これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18 年 6 月 20 日、第 7 回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年 7 月 21 日、関係省庁の申し合わせにより設置された(19 年 7 月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称)。

2. 企業活動からの暴力団排除

- (1)暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)の策定に向けた検討を重ねた。19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。
- (2)金融庁では、19年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。25年12月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、26年6月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。
- (3) 金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策

協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、 反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの協議会での検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した(融資取引:20年11月、普通預金規定等:21年9月)。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22 年 4 月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼動を開始したほか、25 年 11 月、会員各行が他社(信販会社等)との提携等により金融サービス(融資等)を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。

(4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各 都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的 勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの連絡会や協議会での検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25年1月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続(同年2月より稼働)され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

(5)生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、 23年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24年1月に公表した。また、25年11月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた 今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の 関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等を それぞれ同年4月、7月に策定・公表した。また、同年11月、日本損害保険協 会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第6節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、その中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「金融行政方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針(平成25年8月2日策定)」に基づき、紛争解決等業務の運営態勢、紛争解決等業務の適切性及び紛争解決等業務の検証・評価等を評価項目とした監督を行うことで、利用者の信頼性向上や各機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図っている。

28年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(28年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別		
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	銀行業務農林中央金庫業務		
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人信託協会	手続対象信託業務特定兼営業務		
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	· 生命保険業務 · 外国生命保険業務		
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	損害保険業務外国損害保険業務特定損害保険業務		
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	損害保険業務外国損害保険業務特定損害保険業務保険仲立人保険募集		
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険 協会	• 少額短期保険業務		
22. 9. 15 (22. 10. 1)	日本貸金業協会	• 貸金業務		
23. 2.15 (23. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商 品あっせん相談センター	· 特定第一種金融商品 取引業務		

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針等

I 主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成17年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、27事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) 資本バッファー規制に係る改正(27年11月26日)

の改正を行ったもの(28年3月1日より適用)。

22 年 12 月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)により公表された「より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」等に基づき、国際統一基準行等に係る資本バッファー規制を導入するため、国内のシステム上重要な銀行(D-SIBs)の選定方法を記載する等所要の改正を行ったもの(28 年3月31日より適用)。

- (2) 金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正(28年3月1日) 金融機関が金融庁に役員等の氏名届出等を行う際に、現在の戸籍上の氏名とと もに、婚姻前の氏名を併記することを可能とするため、内閣府令等とともに所要
- (3)「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」 等を踏まえた改正(28年3月31日)

27年3月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)及び証券監督者国際機構(IOSCO)により公表された「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、証拠金授受に係る態勢整備を促すための改正を行ったもの(28年9月1日より段階的に適用)。

(4) コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成 26 年改正 (27 年 5 月 1 日施行) 等に係る改正 (28 年 6 月 3 日)

コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準のガバナンス態勢を構築するにあたって、同コードに則って、適切に取組みを進めているか、との着眼点を追記するとともに、26年改正会社法において新設された監査等委員会設置会社の記載を追加するなどの改正を行ったもの(28年6月3日より適用)。

(5)「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に係る改正(28年6月30日)

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正を行ったもの(28年7月1日より適用)。

- (注)上記のうち、(1)及び(5)について、金融検査マニュアル等の改定を行った。
- Ⅱ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、16年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に 的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、27事務年度において も以下のとおり改正を行っている。

(1)金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正(28年3月1日) 金融機関が金融庁に役員等の氏名届出等を行う際に、現在の戸籍上の氏名ととも に、婚姻前の氏名を併記することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改 正を行ったもの(28年3月1日より適用)。

(2)「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を 踏まえた改正 (28 年 3 月 31 日)

27年3月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)及び証券監督者国際機構(IOSCO)により公表された「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、証拠金授受に係る態勢整備を促すための改正を行ったもの(28年9月1日より段階的に適用)。

(3) コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成 26 年改正 (27 年 5月1日施行) 等に係る改正 (28 年 6月3日)

コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準のガバナンス態勢を構築するにあたって、同コードに則って、適切に取組みを進めているか、との着眼点を追記するとともに、26年改正会社法において新設された監査等委員会設置会社の記載を追加するなどの改正を行ったもの(28年6月3日より適用)。

(4)「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に 係る改正(28年6月30日)

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正を行ったもの(28年7月1日より適用)。

(注)上記のうち、(4)について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

Ⅰ 主要行等の平成27年度決算概況(資料9-2-1参照)

主要行等の27年度決算の概況(グループ連結ベース)は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- 1. 当期純利益は、債券等関係損益が増加したものの、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや与信関係費用が増加したことなどにより、前期に比べ1.580億円減少の2兆7.240億円となった。
- 2. 不良債権額(金融再生法開示債権)は、前期に比べ0.4兆円減少の3.1兆円、不良債権比率は前期に比べ0.13%ポイント低下の0.97%となった。
- 3. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.54%ポイント上昇の16.17%、 Tier1比率は前期に比べ0.88%ポイント上昇の13.21%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ0.68%ポイント上昇の11.38%となった。

国内基準行の自己資本比率は、公的資金の返済を進めたことに伴い、前期に比べ0.65%ポイント低下の13.30%となった。

Ⅱ 地域銀行の平成27年度決算概況(資料9-2-2参照)

地域銀行の27年度決算の概況(銀行単体ベース)は、各行決算短信等によれば、 以下のとおりである。

- 1. 実質業務純益は、資金利益の減少等により、前期に比べ284億円減少の1兆5,905 億円となった。
- 2. 当期純利益は、与信関係費用の減少及び株式関係損益の増加等により、前期に 比べ 1,100 億円増加の 1 兆 1,729 億円となった。
- 3. 不良債権額(金融再生法開示債権)は、前期に比べ0.4 兆円減少の5.2 兆円、不良債権比率は前期に比べ0.25%ポイント低下の2.13%となった。
- 4. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ 0. 54%ポイント低下の 14. 10%、 Tier1比率は前期に比べ 0. 19%ポイント上昇の 13. 19%、普通株式等 Tier1比率は前期に比べ 0. 2%ポイント上昇の 13. 16%となった。

国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ 0.30%ポイント低下の 10.20%となった。

Ⅲ 再編等の状況

1. 主要行等の再編等

27年7月以降、主要行等における再編等は、行われていない。

- 2. 地域銀行の再編等(資料9-2-3~6参照) 27年7月以降に行われた地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。
 - ① 肥後銀行、鹿児島銀行 (内容)27年10月1日に持株会社による経営統合 持株会社名:九州フィナンシャルグループ
 - ② 横浜銀行、東日本銀行 (内容)28年4月1日に持株会社による経営統合 持株会社名:コンコルディア・フィナンシャルグループ
 - ③ 東京 TY フィナンシャルグル―プ・新銀行東京 (内容)28 年4月1日に東京 TY フィナンシャルグル―プが株式交換により 新銀行東京を子会社化
 - ④ トモニホールディングス・大正銀行 (内容)28 年4月1日にトモニホールディングスが株式交換により大正銀 行を子会社化

3. 外国銀行の参入

27年7月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した。(28年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は53行)。

	免許付与日	営業開始日
台新國際商業銀行(台)東京支店	28年6月9日	28 年 10 月予定

4. 外国銀行の退出

27年7月以降、以下のとおり、外国銀行支店において銀行業の廃止等があった。

	営業廃止日
ハナ銀行(韓)東京支店(注)	27年9月1日
デプファ・バンク・ピーエルシー(銀行)(愛)東京支店	28年6月24日

(注)旧ハナ銀行東京支店は、27年9月1日付で旧韓国外換銀行在日支店に営業の全部譲渡を行い銀行業の免許が失効した(なお、旧韓国外換銀行在日支店はハナ銀行在日支店に商号変更)。

Ⅳ 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念(資料9-2-7~9参照)

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである(主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた)。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、 貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分(破綻先債権、延滞債権、3ヶ 月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)し、区分された債権毎に各金融機関が開 示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会(SEC)と 同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準 等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行 法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付 きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状(資料9-2-10~17参照)

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位:%、兆 円)	14年3月期	>>	22年3月期	23 年 3月期	24年 3月期	25年 3月期	26 年 3月期	27年 3月期	27 年 9月期	28年3月期
不良債権比率	8.4	>>	2.5	2.4	2.4	2.3	1.9	1.6	1.5	1.5
総与信	512.1		478.3	475.0	486.6	508.9	530.2	556.7	562.3	569.7
金融再生法開示債権	43.2	33	11.7	11.5	11.8	11.9	10.2	9.1	8.6	8.4
破産更生 債権	7.4	SS	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.3
危険債権	19.3	2)	6.7	6.6	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	5.2
要管理 債権	16.5	>>	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	2.1	1.9
正常債権	468.9	//	466.6	463.5	474.8	497.0	520.0	547.6	553.7	561.3

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位: 兆円)

22年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	27 年	28 年
3月期	3月期	3月期	3月期	3月期	3月期	9月期	3月期
11.4	11.3	11.5	11.7	10.0	9.0	8.5	8.2

3. 不良債権問題への取組み(資料9-2-18、19参照)

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13 年 4 月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2 年・3 年ルール」「5 割・8 割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

- (注1) さらに、14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良 債権比率を 16 年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を 図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組む こととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、自 己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の 取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17 年 3 月期に は主要行の不良債権比率は 2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な 課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。
- (注2) なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」、「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング(資料9-3-1参照)

I 主要行等に対する金融モニタリング

3メガバンクグループなどグローバルに活動する金融機関は、我が国経済の好循環の実現に向けて、産業・企業の競争力・生産性の向上や円滑な新陳代謝の促進に向けた取組みを金融面から支援することが求められるとともに、国内外の経済・市場等の変化に適時・適切に対応し、将来にわたり質の高い金融サービスを安定的に提供できるよう、経営管理・リスク管理等の向上等を進めていく必要がある。

平成27事務年度においては、こうした観点から、3メガバンクグループについて、 競合する欧米主要銀行との比較・分析や取引先企業へのヒアリング等を行ったほか、 海外業務の拡大を継続する3メガバンクグループに共通する経営課題として、海外 与信管理、外貨流動性管理等を主な検証項目として水平的レビューを実施した。

その他の主要行等については、オフサイト・モニタリングによる定期的なビジネス動向とリスク状況の把握を行ったほか、各金融機関のリスクプロファイルに応じたターゲット検査の実施など、効果的・効率的なモニタリングを実施した。

Ⅱ 地域銀行に対する金融モニタリング

27 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、人口減少や高齢化の進展が地域銀行の将来的な収益に及ぼす影響等を分析したほか、差別化されたビジネスモデルにより相応の収益を確保している一部の地域銀行について、インタビューを実施し、経営管理における特徴を抽出した。

取引先企業の事業の内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援(事業性評価)については、25事務年度から継続してモニタリングを実施しており、27事務年度も、取引先企業の、市場、競争環境、事業特性の把握や経営改善の方策について、銀行としての関わり方等を議論した。

また、検査局・監督局・財務局が緊密に連携しつつ、継続的な情報収集と分析、 定期的なヒアリングでの実態確認といったプロファイリング作業を中心として、オ フサイトでのモニタリングを実施した。

こうしたプロファイリングを踏まえつつ、オンサイトで実態を確認する必要がある場合には、ターゲット検査を実施した。

Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング

外国銀行在日拠点は、その規模やビジネスモデルが様々であり、母国を含めた国際的な経済・規制動向、ビジネス環境の影響を強く受けるという特性がある。また、本部・本店やアジア地域本部の決定により、その経営方針や業務内容が急に変更される場合もある。

こうした特性を踏まえ、本部・本店・地域本部幹部とのコミュニケーションや監

督カレッジ等への参加を通じて外国銀行グループ全体でのビジネス戦略やリスクの 把握に努めつつ、25 事務年度以降、オフサイト・モニタリングでの情報収集・分析 を強化し、そこで把握された重要な分野に力点を置いてオンサイト・モニタリング を行うなど、オン・オフー体での継続的なモニタリングを実施している。

27 事務年度においては、年次アンケート、決算ヒアリング、監督カレッジ等への参加、本部・本店・地域本部幹部との面談などにより把握したビジネス戦略及びリスク特性を踏まえた個別行のリスクプロファイリングを行い、これに基づく年間モニタリング計画の策定及びモニタリングの実施を行った。また、オフサイト・モニタリングの過程で把握された課題を踏まえ、より焦点を絞った機動的なオンサイト・モニタリングを実施した。

Ⅳ 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合に対する金融モニタリング

27 事務年度の信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、26 事務年度に引き続き、より早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを実施した。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の経営上重要な課題やリスク等を整理しデータベースを作成するなど、オフサイト・モニタリングを充実させるとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルや経営管理など、検証項目を絞り込んだ、効果的・効率的なオンサイト・モニタリングの実施に努めている。

(1) 信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務 (支)局が検査を実施(信金中央金庫は、金融庁が検査を実施)している。27事務年度は、70金庫に対して検査を実施した。

(2) 信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務(支)局が検査を実施(全国信用協同組合連合会は、金融庁が 実施)している。27事務年度は、43組合に対して検査を実施した。

- (注) 上記 I ~IV 1. のモニタリングの結果に関しては、平成 28 年 9 月 15 日に公表された「平成 27 事務年度金融レポート」を参照。
- 2. 労働金庫等に対する金融モニタリング 労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省、都道府県及び金融庁

の共管となっており、厚生労働省が都道府県及び財務(支)局と共同で 検査を実施している(労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で 検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金 庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、 原則として厚生労働省が都道府県及び財務(支)局と共同で検査を実施)。 27事務年度は、1金庫に対して検査を実施した。

労働金庫の検査を行う行政庁

地区種類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣	主務大臣都道府県知事

(注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は 金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

3. 信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林 水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務(支)局が 共同で検査を実施している。27事務年度は、10連合会(内訳は、信用農 業協同組合連合会5連合会、信用漁業協同組合連合会5連合会)に対し て検査を実施した。

4. 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事(都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。)が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣(内閣総理大臣及び農林水産大臣)が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22年6月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23年5月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の3者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

27 事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務(支)局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、22 組合に対して検査を実施した。

信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種類		地	区	都道府県の 区域を超える	都道府県の 区域と同じ	都道府県の 区域の一部
信用農業	協同組合	今連 台	会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会				主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農業	協同	組	合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)
漁業	協同	組	合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)

- (注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限 は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。
- (注2) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、 主務大臣及び都道府県知事となる。

第4節 自己資本比率規制等への対応

I バーゼル2 (資料9-4-1参照)

平成16年6月にバーゼル銀行監督委員会から公表された自己資本比率規制(バーゼル2)の国際的な枠組みを受け、我が国でも19年3月末よりバーゼル2が実施された。バーゼル2は、「最低所要自己資本比率」(第1の柱)、「金融機関の自己管理と監督上の検証」(第2の柱)及び「市場規律」(第3の柱)の3つの柱からなる規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制(バーゼル1)よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである。

Ⅱ バーゼル3 (資料9-4-2参照)

22 年 12 月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(いわゆる「バーゼル3」)を受け、24 年3月に、国際統一基準行を対象とした、自己資本の質および量の向上及びリスク捕捉のさらなる強化を求める告示改正を行った。改正告示は25 年3月期決算より、段階的な適用が開始されている。

Ⅲ 新国内基準(資料9-4-3参照)

25 年 3 月、バーゼル 3 (国際統一基準)を参考に、従来の最低自己資本比率 (4%)を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性も勘案のうえ、国内基準に係る告示改正を行った。改正告示は 26 年 3 月期決算より、段階的な適用が開始されている。

Ⅳ 要承認手法の承認実績(27事務年度)(資料9-4-4参照)

- 信用リスク(基礎的内部格付手法)…1持株会社及び2行
- ・ オペレーショナル・リスク (粗利益配分手法) … 1 持株会社及び 1 行
- ・ オペレーショナル・リスク (先進的計測手法) … 1 行

▼ レバレッジ比率(資料9-4-5参照)

26年1月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」を受け、27年3月及び6月に、国際統一基準行を対象とした、レバレッジ比率の開示に係る告示改正及びレバレッジ比率の計算方法に係る告示の策定を行った。レバレッジ比率については、国際合意上、29年までにレバレッジ比率の定義および水準についての最終調整を実施、30年からは第1の柱として運用することを予定している。

VI 流動性規制 (資料9−4−6参照)

19年に始まった世界的な金融危機において、十分な資本を持ちながらも資金流動性に問題が生じた金融機関が存在したことを踏まえ、バーゼル銀行監督委員会は、

22 年 12 月、バーゼル3の見直しの一つとして、資金流動性に係る二つの最低基準 (流動性カバレッジ比率 (LCR) 及び安定調達比率 (NSFR)) を導入すること について合意した。 LCRは銀行の流動性リスクプロファイルの短期的強靭性を高めることを目的とし、長期的強靭性を高めることを目的とするNSFRと相まって 流動性ストレス時の資金流動性を高めることを目指している。我が国では、LCR 計算告示の新設やQ&Aの策定等を行い、27 年 3 月末より、国際統一基準行 (連結・単体) に対して LCRの段階的な適用が開始されている。また、同年 6 月末より LCRの開示規制も導入されている。なお、NSFRは 30 年より適用を開始する予定である。

Ⅲ 資本バッファー規制(資料9-4-7参照)

バーゼル銀行監督委員会は、19 年に始まった世界的な金融危機への反省を背 景に、健全性規制強化の一環として、不況時に損失吸収に充てることにより、景気経済の減速期においても金融機関の金融仲介機能を維持し、景気変動増幅効果(プロシクリカリティ)を抑制することを基本的な目的として、金融機関に対して最低所要自己資本を上回る十分な量の資本バッファーの積み立てを求める規制を導入することとした。我が国では、バーゼル3等の国際合意に基づき、国際統一基準行に係る自己資本比率規制について、資本バッファー規制を導入するための告示等の改正を公布し、28 年 3 月 31 日より段階的な適用が開始されている。

Ⅲ TLAC規制(資料9-4-8参照)

金融安定理事会は、19年に始まった世界的な金融危機時に顕在化した「大きすぎて潰せない(Too big to fail)」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対して、予め十分な総損失吸収力(TLAC)の確保を求める規制を導入することとした。これを踏まえ、我が国では、今後の規制整備に向け、28年4月15日にTLACに係る枠組み整備の方針を公表した。TLAC規制については、31年より段階的な適用を開始する予定である。

第5節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ 平成27年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月25日 に、28年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年6月30日に、 報告内容の公表が行われた。(資料9-5-1~2参照)

2. 経営健全化計画の見直し

新生銀行において、経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営 健全化計画が、28年2月12日に公表された。

3. 公的資金の返済状況

27 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、26 事務年度と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約 12.3 兆円)に対して、28 年6月末時点で約 12.1 兆円が返済されており、残額は約0.2 兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、すでに返済されている約12.1 兆円に対し、約1.5 兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

Ⅱ 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

27 事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。(資料9-5-3参照)

27 年 12 月実施:全国信用協同組合連合会(106 億円)

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ 金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき国の資本参加を行った金融機関か

ら経営強化計画の履行状況報告がなされ、27年3月期(27金融機関)については、同年8月21日に、同年9月期(26金融機関)については、28年2月26日に報告内容を公表した。(資料9-5-4~5参照)

3. 経営強化計画等の公表

金融機能強化法の本則に基づき国の資本参加を行った、みちのく銀行、第三銀行、東和銀行、フィデアホールディングス(北都銀行)、宮崎太陽銀行、山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合並びに同法の震災特例に基づき国の資本参加を行ったじもとホールディングス(仙台銀行・きらやか銀行)の新しい経営強化

計画等については、27年8月21日に公表した。(資料9-5-6参照)

4. 公的資金の返済状況

27 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。 そのため、金融機能強化法に基づく資本参加額(6,731 億円)に対して、28 年 6月末時点で残額は4,926 億円となっている。

第6節 地域密着型金融の推進

I 経緯

地域密着型金融の取組みについては、二度にわたるアクションプログラムを経て、 平成19年8月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、通常の 監督行政の枠組みに位置付けて推進を図ってきた。こうした中、地域金融機関にお いては、顧客企業の経営改善支援や事業再生支援等、様々な取組みが行われてきた。

一方、中小企業をはじめとする利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されていた。また、地域密着型金融の推進については、本来、地道な企業訪問や経営相談・経営指導など中長期的な視点に立った継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくことが重要であるにもかかわらず、営業現場では短期的な量重視に偏りやすくなっていたほか、網羅的な実績作りに陥りがちな面が生じるなど、様々な課題も浮かび上がっていた。

このような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、23 年 5 月 16 日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、地域密着型金融の目指すべき方向等を示した。

Ⅱ 地域密着型金融の推進に係る取組み

1. 基本的考え方等

地域金融機関は、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置付け、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

2. 当局の施策

当局は、上記の考え方を踏まえながら、各種ヒアリング等の機会を通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組み状況についてフォローアップを実施した。また、各地域金融機関は、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことが求められ

ている。このことから、各財務(支)局(沖縄総合事務局を含む。)において、地域金融機関の課題や役割等について問題提起できる有識者や専門家による講演及び、有識者や地域関係者(地元企業経営者等)によるパネルディスカッションを行う、「地域密着型金融に関する会議(シンポジウム)」を開催(28年3月)した。

第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

I 対応

中小企業等の業況は、持ち直し基調の中にも弱い動きが見られる。地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。

1. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

(1) 中小企業等へのヒアリング

平成27年10月から11月にかけて、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、 企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒ アリング・意見交換を行った。

(2)「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

2. 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

(1) 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、 適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給 を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的 には、27年11月30日及び28年2月23日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全 信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大 臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

(2) 文書による要請

27年11月30日及び28年2月23日に、金融機関に対し、中小企業・小規模 事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

(3) 中小企業等への周知・広報

円滑な資金供給の促進に向けた金融庁の取組みについてまとめたパンフレットを作成し、中小企業団体等を通じて事業者に広く配布した(27年9月)。

3. 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表。27年4月 以降の実績については新規融資全体に占める無保証融資の割合も公表(27年7月、12月、28年6月)(資料9-7-1参照)
- ② ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表(27年7月、12月)(資料9-7-2参照)
- ③ ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を 改定(27年7月)
- ④ ガイドラインの活用状況についての地域金融機関による創意工夫ある具体的な開示を、モニタリングを通じて更に促進する旨を「平成27事務年度金融行政方針」に明記(平成27年9月)
- ⑤ 事業者向けにガイドラインを含めた当庁の取組みについてまとめたパンフレットを作成し、中小企業団体等を通じて事業者に広く配布(27年9月)
- ⑥ 政府広報によるガイドラインの広報の実施(27年10月、28年2月)
- ⑦ 金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行う とともに、ガイドラインの更なる活用に努めること等を要請(27 年 11 月、28 年2月)(資料9-7-3参照)
- ⑧ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、26 年 10 月の業務開始以降、28 年 6 月末までに、24 件の支援を実施

4. 地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進については、第3部第9章第6節「地域密着型金融の推進」を参照。

Ⅱ 現状

1. 貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日(21年12月4日)から28年3月末までの間に 金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業者向け貸付及び住宅ロ ーンの双方で、審査中の案件等を除き、9割を超える水準となっており、全体と して、金融機関の条件変更等の取組みは着実に行われていると考えている。(資料

9-7-4参照)

2. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断 D. I.」(D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比)をみると、28年6月期では+19(対前年同月比+3)となっている。(資料9-7-5参照)

3. 融資残高等

28 年 6 月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比 3.5%の増加、中堅・大企業向けが同 0.2%の減少となっている。(資料 9 - 7 - 6参照)

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、ABL等を推進している。(資料9-7-7参照)

第8節 金融仲介機能の質の改善に向けた取組み

I 融資先企業へのヒアリング等

1. 企業ヒアリング及びアンケート調査

金融庁は、金融機関に対し、担保・保証に依存しない企業の事業性評価に基づく融資や、企業の経営改善・生産性向上等の支援に積極的に取り組むよう促している。

他方、地域の中小企業等からは、依然として、「相変わらず担保・保証に依存している等、金融機関の対応は何も変わっていない」といった厳しい意見が多く聞かれる。

以上を踏まえ、金融機関の取組みの実態及び企業側から見た金融機関の評価等を把握するため、金融機関との日常のコミュニケーション、企業の金融機関に対する期待、金融機関が付加価値の高いサービスを提供しているか等を質問事項として、財務局及び財務事務所による企業ヒアリング及び外部委託によるアンケート調査を実施した。

企業ヒアリングは中規模・中小企業を中心に751 社、アンケート調査は企業ヒアリングで補足できない小規模企業15,000 社(有効回答数2,460 社)に実施。対象企業については全国の企業規模別割合、業種及び債務者区分の分布に偏りが出ないよう調整を行った。

また、再生等に向けた抜本的な対応がなされた企業の意見を収集・分析するため、サービサーへ債権譲渡された企業へのアンケート調査(対象先数 450 社、有効回答数 183 社)を行った。

2. 貸付条件の変更先の現状及び金融機関による支援状況に関する調査

中小企業金融円滑化法以降、地域金融機関による貸付条件の変更期間が長期化するとともに、抜本的な事業再生は進んでいない。こうした状況を踏まえ、貸付条件の変更先の現状や金融機関による支援状況について調査を実施した。

具体的には、地域銀行106行から、条件変更の実施状況のデータを受領し、全体的な傾向を分析するとともに、地域及び業態の分散等を総合的に勘案して選定した地域銀行6行から、長期条件変更先(平成27年9月末時点で初回条件変更から5年以上経過した企業)1,000社のデータを受領し、企業の現状を分析。更に、当該地域銀行6行からのヒアリング等に加え、事業再生の支援機関、サービサー、ファンド運営会社等からもヒアリング等を実施した。

Ⅱ 金融仲介の改善に向けた検討会議

1. 経緯等

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融仲介の改善に向けた検討会議」を27年12月18日に設置し

た。

同会議においては、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融仲介のあるべき姿等を継続して議論していくこととしている。(資料9-8-1参照)

2. 27 事務年度の開催状況

(1) 第1回(27年12月21日開催)

事務局から「企業ヒアリングの中間報告」及び「これまでの金融行政における取組み」について報告を行ったのちに、「地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けた課題」及び「地域金融の現状と課題」について、議論を行った。

(2) 第2回(28年2月22日開催)

地域銀行から「地域のグランドデザイン作りへの参画」について事例紹介を 受けたのちに議論を行った。また、事務局から「企業ヒアリングの中間報告」 を行ったのちに議論を行った。

(3) 第3回(28年4月4日開催)

地域銀行から「地方銀行の事業戦略」について事例紹介を受けたのちに議論を行った。また、事務局から「地方銀行の収益分析」の報告を行ったのちに議論を行った。

(4) 第4回(28年5月23日開催)

事務局から「企業ヒアリング・アンケート調査の結果」及び「企業ヒアリングを踏まえた地域銀行との対話」の結果について報告を行ったのちに議論を行った。

(5) 第5回(28年6月27日開催)

事務局から「金融仲介機能のベンチマーク (案)」及び「抜本的な事業再生への課題」について報告を行ったのちに議論を行った。

Ⅲ 金融仲介の取組みの評価に係る多様なベンチマークの検討

金融機関との間で、事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能の発揮についてより深度ある対話を行うため、企業ヒアリング等の結果や「金融仲介の改善に向けた検討会議」での議論も踏まえ、金融機関が自らの金融仲介機能の発揮状況について客観的に評価できる多様なベンチマークの検討を行った。

金融庁は、今後、ベンチマークや金融機関独自の指標も活用して、金融機関との間でより定性面も含めた深度ある対話を行っていく。また、金融機関においては、自らの取組みや成果について自主的な開示を行うことが期待される。

(ベンチマークの具体例)

- ・経営改善が見られた取引先数・融資額の推移
- ・金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況
- ・事業性評価等を提示して対話を行っている取引先数
- ・事業再生支援で債権放棄等を行った先数及び実施金額
- ・中小企業向け融資や本業支援を専担する本部職員数の推移

等

I 被害及び補償の状況(資料9-9-1参照)

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預貯金者保護法)の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月(18年12月末時点)より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、25 年度は312 件、26 年度は300件、27 年度は339 件となっている。27 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、99.3%(件数ベース)を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、25 年度は 3,500 件、26 年度は 3,038 件、27 年度は 2,680 件となっている。27 年度に発生した被害に対する補償 については、処理方針決定済みの被害のうち、45.8%(件数ベース)を金融機関 が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、25 年度は 133 件、26 年度は 101 件、27 年度 は 89 件となっている。27 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、38.5%(件数ベース)を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、25 年度は 1,954 件、26 年度は 1,407 件、27 年度は 1,509 件となっている。27 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、82.5% (件数ベース) を金融機関が補償している。

Ⅱ 金融機関における対応状況(資料9-9-2参照)

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年2月(17年12月末時点)から、各年度に一度公表している。27年度は、各預金取扱金融機関の28年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した(28年8月31日に概要を公表)。

また、警察庁が公表した27年中のインターネットバンキングにおける不正な払戻し被害金額が過去最悪であったことを踏まえ、全国銀行協会は、各金融機関において、引き続きセキュリティ対策の強化・高度化の取組みを進めていくことを公表するとともに、利用者に対して、取引金融機関が導入または推奨するセキュリティ対策を積極的に利用するよう注意喚起を実施(28年6月)したほか、金融庁も、業界団体との意見交換会等を通じて、顧客保護及びセキュリティ強化の観点から、万全の対策を講じるように要請した。

第10節 口座不正利用対策

I 金融庁における取組状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、平成25年度は1,643件、26年度は1,076件、27年度は695件であり、調査を開始した15年9月以降28年3月末までの累計は43,094件となっている。

なお、預金口座の不正利用防止について、金融機関との意見交換も適宜実施している。

Ⅱ 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、25 年度は809 件、26 年度は466 件、27 年度は353 件、強制解約等をしたのは、25 年度は672 件、26 年度は364 件、27 年度は218 件であり、調査を開始した15 年9月以降28 年3月末までの累計は、利用停止が23,509 件、強制解約等が15,299 件となっている。

第11節 振り込め詐欺等への対応

振り込め詐欺被害への注意を呼びかけるため、平成27年11月に、全国銀行協会の金融犯罪防止にかかる新聞記事広告に協力を行った。

第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであり、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものであり、27事務年度においては、以下のとおり本監督指針の改正を行っている。

1. 「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」 等を踏まえた改正 (28 年 3 月 31 日)

27年3月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)及び証券監督者国際機構(IOSCO)により公表された「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、証拠金授受に係る態勢整備を促すための改正を行った(28年9月1日より段階的に適用)。

2. 会社法の平成26年改正(27年5月1日施行)等に係る改正(28年6月3日) 26年改正会社法において新設された監査等委員会設置会社の記載を追加する などの改正を行った(28年6月3日より適用)。

第2節 信託会社等の新規参入(資料10-2-1参照)

平成 16 年 12 月 30 日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、28 年 6 月 30 日現在、運用型信託会社 7 社、管理型信託会社 12 社及び特定信託業者 6 社 (22 件)、自己信託 1 社、信託契約代理店 160 社 (注)が参入している。27 年 7 月 1 日から 28 年 6 月 30 日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

- ① 運用型信託会社(免許制)及び管理型信託会社(登録制) 運用型信託会社については、新たな免許は行っていない。管理型信託会社の登録は1社、廃業等による登録抹消は行っていない。
- ② 信託契約代理店(登録制) 信託契約代理業の登録は5社、廃業等による登録抹消は1社となっている。
 - (注) 信託契約代理店 160 社のうち 131 社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の 認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約 代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、27事務年度は、2社に対して検査を実施した。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており(信託業法第14条第2項)、違反者には30万円以下の罰金が課せられる(信託業法第97条第3号)。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が 認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がそ の商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が 見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、 金融庁ホームページ等において注意喚起を行っている。

- 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法(商号規制)違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成17年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、27事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

1. 共同保険契約(共同取扱契約)の非幹事会社の保険商品の認可申請・届出の取扱いに係る改正(28年2月1日)

共同保険契約(共同取扱契約)の非幹事会社の保険商品に限り、所定の条件を 満たす場合には、特約及び保険料計算方法等の新設・改定について、その都度の 認可申請・届出を不要とする改正を行った(28年2月1日より適用)。

2. 金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正(28年3月1日)

金融機関が金融庁に役員等の氏名届出等を行う際に、現在の戸籍上の氏名とともに、婚姻前の氏名を併記することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行った(28年3月1日より適用)。

3.「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等 を踏まえた改正(28年3月31日)

27年3月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)及び証券監督者国際機構(IOSCO)により公表された「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、証拠金授受に係る態勢整備を促すための改正を行った(28年9月1日より段階的に適用)。

4. コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成 26 年改正 (27 年5月1日施行) 等に係る改正 (28 年 6 月 3 日)

コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準のガバナンス態勢を構築するにあたって、同コードに則って、適切に取組みを進めているか、との着眼点を追記するとともに、26年改正会社法において新設された監査等委員会設置会社の記載を追加するなどの改正を行った(28年6月3日より適用)。

第2節 保険会社の概況

I 平成28年3月期決算状況

1. 生命保険会社(資料11-2-1参照)

(1) 損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、変額年金等の最低保証に係る費用が増加したことなどから、3兆3,342億円(前年は3兆8,235億円)と減少した。

上記に加え、有価証券売却損益の悪化を主因にキャピタル損益が悪化したことなどから、当期純利益(純剰余)は1兆3,438億円(前年は1兆5,327億円)と減少した。

(2) ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額金の減少などによりマージン総額が減少したことなどから、前年と比較して低下した(全社平均990.1%(前年比▲30.3%ポイント))。

2. 損害保険会社(資料11-2-2参照)

(1)損益の状況

正味収入保険料が火災保険の販売好調や前年度の自動車保険の料率改定等により8兆6,366億円(前年は8兆637億円)と増加したことに伴い、経常利益は8,209億円(前年は7,276億円)と増加し、当期純利益も5,777億円(前年は3,739億円)と増加した。

(2) ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額金の減少などによりマージン総額が減少したことなどから、前年と比較して低下した(全社平均695.6%(前年比▲13.5%ポイント))。

Ⅱ 再編等の状況(資料11-2-3~7参照)

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の 安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・ 合併等が行われ、保険業界の再編の動きがみられる。

なお、28 年6月末現在における会社数は、生命保険会社38 社、外国生命保険会社3社、損害保険会社30 社、外国損害保険会社21 社、免許特定法人1社、保険持株会社9社である。

2. 主要会社の再編等

27年7月以降、以下のような合併が行われた。

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
オリックス生命保険株式会社ハートフォード生命保険株式会社	・オリックス生命保険株式会社	27年7月1日

[※]合併保険会社のうち、下線のある会社が存続会社。

第3節 保険会社に対する金融モニタリング(資料11-3-1参照)

27 事務年度の保険会社に対するモニタリングについては、少子高齢化や人口減少の進展を背景とした保険会社を取り巻くビジネス環境の変化等を踏まえ、大手生命保険会社4社(日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命)及び大手損害保険会社3グループ(東京海上グループ、MS&ADグループ、損保ジャパン日本興亜グループ)に対して、近年相次いで実施されている国内外の保険会社等の大型買収を題材として、ガバナンスの機能発揮状況について実態を把握した。

また、保険会社の資産運用能力の向上は、自身の競争力強化にとって重要であると同時に、顧客の利益や国民の安定的な資産形成、さらには我が国資本市場の発展に寄与するものであることを踏まえ、26事務年度に引き続き、現状での対応に加え、今後求められる態勢整備について、主として大手生命保険会社4社を対象にモニタリングを行った。

このほか、26 事務年度に把握した大手乗合代理店及び中堅生命保険会社における保険募集管理態勢の課題についてのフォローアップを行うとともに、新たな募集規制を義務付けた改正保険業法の施行への対応準備状況等について、実態を把握した。

また、生命保険会社1社及び損害保険会社1社に対し、それぞれのリスク 特性に応じたターゲット検査を実施した。

(注)上記のモニタリングの結果に関しては、平成28年9月15日に公表された「平成27事務年度金融レポート」を参照。

第4節 統合的リスク管理態勢の整備・高度化について

保険業を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険会社においては、規制上求められる資本等の維持や財務情報の適切な開示に加え、自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理(ERM: Enterprise Risk Management)態勢を整備し、高度化していくことが重要である。

金融庁では、ERMを促進する一環として、平成27年度より保険会社がリスクとソルベンシーの自己評価(ORSA: Own Risk and Solvency Assessment)に関する報告書(ORSAレポート)を作成し、金融庁へ提出する取組みを開始した。27事務年度においては、各社のORSAレポートを有効に活用し、同レポートをもとにしたERMヒアリングを実施した上で、規模特性の観点から選定した56社についてERM評価を行った。

第5節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

ソルベンシー・マージン比率の計算の適正化を図るため、以下の改正を行った。

- ① 保険会社が締結する再保険契約のうち一定の要件に該当するものに係る受再保 険会社から収受した手数料の一部について、ソルベンシー・マージン比率の計算 から除くこととした。併せて情報開示の観点から、当該再保険契約に係る会計上 の影響額を記載するよう、内閣府令及び告示改正を行った(平成 27 年 10 月 8 日 公布、28 年 3 月 31 日施行)。
- ② 現行のソルベンシー・マージン比率の計算上、その他有価証券評価差額金についてはマージン総額に算入される一方、繰延ヘッジ損益は算入されておらず、ヘッジ手段の評価損益が反映されていないことから、その他有価証券評価差額金に対応する繰延ヘッジ損益をマージン総額に算入するよう、内閣府令及び告示その他関連法令について改正を行った(28年3月28日公布、同月31日施行)。

なお、資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討の一環として、28年6月、全保険会社を対象にしたフィールドテストの実施を公表した。(注)(資料11-5-1参照)

(注) 本テストの計算方法は、IAISで検討されているICS (国際資本基準) と基本的に整合的なものとするが、必ずしも我が国における方向性を示して いるものではない。

第6節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとと もに、保険契約者等にとって簡素で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査に当たっては、保険会社等との間で双方向の協議を十分に行ったほか、保険会社の商品開発担当者との意見交換(平成27年8月、28年3月)、商品審査の留意点を示した「商品審査事例集」の策定・業界周知(28年2月、6月)、共同保険(共同取扱)の非幹事契約に係る認可申請・届出の簡素化(28年2月)等を実施し、審査の予見性、効率性、迅速性等の向上を図った。

第7節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き(資料11-7-1参照)

少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第38号)が平成18年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

「少額短期保険業者向けの監督指針」については、18年4月1日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、27事務年度においても、保険募集の基本的ルールの創設などを目的とする「改正保険業法」が成立したことを踏まえた改正(27年7月7日改正、28年5月29日より適用)、役員等の氏名届出等に係る改正(28年3月1日改正、同日適用)及び会社法改正等に係る改正(同年6月3日改正、同日適用)を行った。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。27事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心に注意深くモニタリングを行った。

また、同事務年度においては、少額短期保険業者9業者に対して検査を実施した。 なお、同事務年度においては、4業者を新規に登録したことから、28年6月末現在 の業者数は、87業者となった。

第8節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き(資料11-8-1参照)

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」(平成 17 年法律第 38 号)(以下、「改正法」という。)の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで平成 20 年 3 月 31 日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人(公益法人)については、 改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると 規定された。しかしながら、20 年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25 年 11 月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後 は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなく なった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 51 号)により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23 年 5 月 13 日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法 人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣(権限は、内閣総 理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。)と規定さ れている。

認可特定保険業者の認可については、25 年 11 月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。27 事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行った。

また、同事務年度においては、財務局所管の認可特定保険業者に対する検査は実施していない。

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、27事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

1. 資本バッファー規制に係る改正(27年11月26日)

22 年 12 月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)により公表された「より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」等に基づき、国際統一基準行等に係る資本バッファー規制を導入するため、国内のシステム上重要な銀行(D-SIBs)の選定方法を記載する等所要の改正を行った(28 年 3 月 31 日より適用)。

2. ジュニアNISAの導入等に伴う改正(27年12月14日)

ジュニアNISA(未成年者向けの少額投資非課税制度)の導入(28年4月開始)に伴い、ジュニアNISAを利用する取引の勧誘に関し、監督上の留意点を追加するなどの改正を行った(27年12月14日(一部28年1月1日)より適用)。

証券会社等には、顧客のインサイダ一取引の防止を図るため適切な措置を講じることが求められているところ、その措置のひとつとして、JーIRISS(日本証券業協会の内部者登録・照合システム)に照合することを明らかにする改正を行った(27年12月14日より適用)。

3. 平成27年金融商品取引法改正を踏まえた改正(28年2月3日)

平成27年金融商品取引法改正により、適格機関投資家等特例業務制度が見直された(出資者の範囲の制限、行為規制の拡充及び行政処分の導入等)ことに伴い、 適格機関投資家等特例業者等に係る監督上の留意点等について改正を行った(28年3月1日より適用)。

4. 金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正(28年3月1日)

金融機関が金融庁に役員等の氏名届出等を行う際に、現在の戸籍上の氏名とともに、婚姻前の氏名を併記することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行った(28年3月1日より適用)。

5.「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等 を踏まえた改正(28年3月31日)

27年3月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)及び証券監督者国際機構(IOSCO)により公表された「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、証拠金授受に係る態勢整備を促すための

改正を行った(28年9月1日より適用)。

6. コーポレートガバナンス・コードの適用開始及び会社法の平成 26 年改正 (27 年5月1日施行) 等に係る改正 (28 年6月3日)

コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準のガバナンス態勢を構築するにあたって、同コードに則って、適切に取組みを進めているか、との着眼点を追記するとともに、26年改正会社法において新設された監査等委員会設置会社の記載を追加するなどの改正を行った(28年6月3日より適用)。

7. 法人顧客を相手方とする店頭FX取引に係る証拠金規制の導入に伴う改正(28 年6月14日)

法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、店頭FX業者の適切なリスク管理の観点から証拠金規制が導入されることに伴い、店頭FX業者における必要証拠金率の算出について監督上の留意点を追加する改正を行った(29年2月27日より適用)。

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

平成27事務年度においては、証券会社の規模・特性等に応じ、ガバナンスの発揮状況やビジネスモデルについても検証に努めたほか、証券会社が私募債(レセプト債等)の販売において事実と異なる説明を行っていた事例や、金融商品取引業者が適格機関投資家等特例業務届出者の運営するファンドへ実態のない出資を行っている事例など、投資者保護上の問題についても、証券取引等監視委員会と連携しつつ、適切な行政対応を行ってきた。

第3節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移(資料12-3-1参照)

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成 27 年7月以降、7社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者5社が、第一種金融 商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者 10 社が金 融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、28 年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は 279 社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者(金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る)については、248社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状 況	登録年月日
ごうぎん証券株式会社	0	新規登録	27年8月5日
Clear Markets Jap an株式会社	_	新規登録	27年9月29日
株式会社フジトミ	0	変更登録	27年11月24日
株式会社お金のデザイン	_	変更登録	27年12月1日
株式会社One Tap BUY	0	新規登録	27年12月17日
ウェルスナビ株式会社	0	新規登録	27年12月17日
WisdomTree Japan 株式会社	_	新規登録	28年1月22日
とうほう証券株式会社	0	新規登録	28年1月22日
ブラックストーン・グループ・ジャ パン株式会社	0	変更登録	28年3月1日
アムンディ・ジャパン株式会社	0	変更登録	28年3月9日
アライアンス・バーンスタイン株式 会社	_	変更登録	28年3月9日

スタンダードチャータード証券株式	±с+в 2 ⁄. Аз.	20 年 日 20 日
会社	新規登録	28年5月20日

② 金融商品取引業の廃止等(金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの) 又は変更登録(第一種金融商品取引業の廃止)した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
三栄証券株式会社	0	合併消滅	27年7月21日
FXCMジャパン証券株式会社	0	合併消滅	27年8月1日
株式会社よじげん証券	0	廃止	27年9月24日
大宇証券株式会社	0	廃止	27年11月5日
アーツ証券株式会社	0	登録取消し	28年1月29日
八幡証券株式会社	0	合併消滅	28年2月1日
第一商品株式会社	_	廃止	28年3月18日
アライアンス・バーンスタイン・ル クセンブルグ・エス・エイ・アー ル・エル	0	事業譲渡	28年3月31日
アムンディ・ジャパン証券株式会社	0	合併消滅	28年4月1日
ソシエテジェネラルセキュリティー ズノースパシフィックリミテッド	0	事業譲渡	28年5月1日

(2)特別金融商品取引業者

28年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、20社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	JPモルガン証券(株)
シティグル―プ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	日本相互証券㈱
野村證券(株)	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレ―証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレ ー MUFG証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サ
	ービシズ

(3) 指定親会社

28 年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法 第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディ ングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の27年度決算概要(資料12-3-2~3参照)

国内証券会社 233 社の 27 年度決算(単体)は、株式市場が概ね好調であった前年度に比べると、それをやや下回る水準ではあるものの、受入手数料が前年度と同程度であったことなどから、良好な決算を確保した。

営業収益は、前期比 1,274 億円減の3兆 9,655 億円(同3%減)、販売費・一般管理費は、同 102 億円減の2兆 7,622 億円(同0%減)、経常損益は、同 1,330 億円減の8,771 億円(同13%減)、当期損益は、同1,087 億円減の6,085 億円(同15%減)となった。

なお、投資信託関連手数料をみると、販売手数料を重視した営業から、預り資産残高重視の営業へ移行している証券会社の増加などから、投資信託販売手数料は、前期比 1,207 億円減の 3,302 億円(同 27%減)と減収となったものの、投資信託代行手数料(信託報酬)は、同2億円増の 2,467 億円(同0%増)と同水準を維持した。

Ⅱ 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の 確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、 法令に則り厳正に対処してきている。

27 年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、 証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、18 社(21 件)に対し行政処分を行っ ており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 1件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 3件
- ③ 業務改善命令 17件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「分別管理を適切に行っていない 状況」「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを 告げる行為」「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、 又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」「適格機関投資家出資と評価し得ない出資」「法人関係情報の管理に不備がある状況等」等となっている。

Ⅲ 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正(10年12月1日施行)において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社(235 社)を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社(46 社)を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14 年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている(28 年6月末時点251 社、同年3月末時点基金規模約569億円)。(資料12-3-4参照)

第4節 第二種金融商品取引業

Ⅰ 第二種金融商品取引業者の概況(資料12-4-1参照)

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム(ファンド)持分の販売、 信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財 務局が監督している。

平成28年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,155社となっている。

Ⅱ 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

27 年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、9社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが8件(うち4件は業務改善命令を含む。)、業務改善命令が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「出資金の流用を知りながらファンドの私募の取扱いを行っている状況」、「事業の実態について事実と異なる内容を表示しファンドの私募の取扱いを行っている状況」等となっている。

第5節 投資助言・代理業

Ⅰ 投資助言・代理業者の概況(資料12-5-1参照)

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資ー 任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督し ている。

平成28年6月末時点では、投資助言・代理業者数は994社となっている。

Ⅱ 投資助言・代理業者に対する行政処分

27 年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、5社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが2件、業務停止命令(業務改善命令を含む。)が3件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引業を適確に遂行する に足りる人的構成を有しない状況」等となっている。

第6節 投資運用業

投資運用業者の概況

I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び 自己運用業者の4類型に分類される。

平成28年6月末現在の投資運用業者数は352社(投資信託委託業者98社、投資法人資産運用業者81社、投資一任業者273社、自己運用業者30社)となっている。 (資料12-6-1参照)

(注) 重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資 信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用 業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

Ⅱ 投資法人の推移

28 年 6 月末現在の登録投資法人は 84 社 (不動産系 81 社、インフラ系 1 社、証券系 2 社) となっている。

このうち、上場不動産投資法人 (いわゆるJ-REIT) 54 社の運用資産残高 の合計は、28年5月末で15兆1,802億円 (前年比9.9%増) となっている。

27年7月以降、6件の I P O を伴う新規上場があった。(資料 12-6-2参照)

Ⅲ 運用資産の推移

27 年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は28年6月末で公募投信86兆631億円(前年比14.7%減)(株式投信74兆1,406億円(同10.8%減)、公社債投信11兆9,225億円(同32.8%減))、私募投信66兆1,772億円(同22.8%増)(株式投信62兆7,127億円(同21.4%増)、公社債投信3兆4,645億円(同54.7%増))となっている。(資料12-6-3参照)投資一任契約資産残高については、28年3月末で199兆2,821億円(同0.05%増、一般社団法人日本投資顧問業協会員合計)となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、4,278億円となっている(27事務年度に提出された事業報告書を基に集計)。

第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者

I 登録金融機関の概況

平成 28 年 6 月末現在における登録金融機関数は、1,067 社となっている。(資料 12-7-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資 者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則 り厳正に対処している。

なお、27年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

Ⅱ 取引所取引許可業者の概況

取引所取引許可業者は、国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法 第60条第1項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業とし て行うことができる者であり、金融庁が監督している。

28年6月末現在における取引所取引許可業者は1社となっている。(資料 12-7 - 2参照)

Ⅲ 金融商品仲介業者の概況

28 年6月末現在における金融商品仲介業者数は、832 業者となっている。(資料 12-7-1参照)

27年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の状況については、関東財務局による検査の結果、法令違反等が認められたため、1社に対して行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を行っており、行政処分に至った法令違反等の内容は、「法人関係情報を利用した勧誘行為及び法人関係情報の管理不備」等である。

第8節 信用格付業者

Ⅰ 信用格付業者の概況(資料12-8-1参照)

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業と して行う者であり、金融庁が監督している。

平成28年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

Ⅱ 信用格付業者の特定関係法人

28年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人(特定関係法人)は、43法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要(28年6月末現在)

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	13 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	13 法人

第9節 適格機関投資家等特例業務届出者

I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集や その財産の自己運用のうち、適格機関投資家(いわゆるプロ投資家)が1名以上 及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務 (支)局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行 前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金 融庁及び財務(支)局に届出をしている。

平成28年6月末現在、これらの届出業者は3,215者(うち、適格機関投資家等特例業務届出者は2,882者、特例投資運用業者は415者)である。

- (注) 重複して届出を行っている業者がいるため、その内訳である適格機関 投資家等特例業務届出者数及び特例投資運用業者数を合計した数値は、 届出業者数と同一にはならない。
- Ⅱ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について

27年7月以降、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、29者の適格機関投資家等特例業務届出者に対して警告を行っており、その内訳は無登録で金融商品取引業を行う者19者、虚偽の告知等を行った者が25者となっている。

(注) 重複して警告を行っている業者がいるため、その内訳である無登録で金融商品取引業を行う者数及び虚偽の告知等を行った者数を合計した数値は、警告を行った業者数と同一にはならない。

第10節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成28年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(28年6月30日現在)

認定日	団 体 名	所在地
22年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町 2 - 1 -13

第11節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

平成27事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室では、詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は、1,579件となっており、その年齢別内訳は60代以上が半数以上(約60%)を占める傾向は変わらないが、20代から40代の相談が増加しており、その半数以上が被害後の相談となっている。これらの相談には、インターネットを通じた海外の無登録FX業者との取引などが多く含まれる。

商品別では、最近は集団投資スキーム(ファンド)の取引に関する相談件数が減少してきている(25 事務年度 1,202 件→26 事務年度 654 件→27 事務年度 514 件)。 一方、FX 取引に関する相談件数が多く認められており(27 事務年度 838 件)、海外所在の無登録業者のインターネット広告を見て取引を開始したが、返金に応じてもらえない、といった相談が目立つ。

なお、相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁や証券 取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等も発生している。

Ⅱ 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者及び届出業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発 出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携
- (注) このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者等に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。
- ④ 「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

I 貸金業者向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年11月7日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであり、27事務年度においては、「金融庁への役員等の氏名届出等に係る改正」(28年3月1日より適用)及び「コーポレートガバナンス・コードの適用開始等に係る改正」(28年6月3日より適用)を行った。

Ⅱ 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、28年3月末現在、1,926業者(うち財務(支)局長登録292 業者、都道府県知事登録1,634業者)となり、27年3月末から85業者減少した。

Ⅲ 貸金業者に対する金融モニタリング

財務(支)局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、27事務年度は、44業者に対して検査を実施した。

(注)上記のモニタリングの結果に関しては、平成28年9月15日に公表された 「平成27事務年度金融レポート」を参照。

Ⅳ 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況(資料13-2-1参照)

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21 年6月 18 日に 日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ(貸金業法施行規則第 26 条の 34 第 1 項)、27 事務年度においては、27 年 11 月 15 日に実施した。

V 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任して おり、21年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、28 年 6 月末現在、26,841 人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

VI 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22 年9月30日に日本貸金業協会を

登録講習機関として登録し、当協会は、23年1月から登録講習を実施している。 同講習は毎年1回以上行うこととされ(貸金業法施行規則第26条の63第1号)、 27事務年度は、計36回実施している。

VII 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行(21年6月18日)により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、28 年 6 月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22年2日11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号
22年3月11日	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田東松下町 41-1

第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督をめぐる動き

I 前払式支払手段発行者の概況

平成22年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」(以下、「資金 決済法」という。)においては、「前払式証票の規制等に関する法律」(資 金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。)において規制対象と していた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法 において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段 (発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をい う。)についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者(届出制)と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者(登録制)に区分される。

「事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」 については、判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正を行った(28 年6月3日より適用)。

(前払式支払手段発行者数の推移)

	26年3月末	27年3月末	28年3月末
自家型発行者	765	805	828
第三者型発行者	1, 050	1, 024	1, 002
合計	1, 815	1, 829	1, 830

Ⅱ 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務(支)局が検査を実施して おり、27事務年度は、126業者に対して検査を実施した。

Ⅲ 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする 旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙 による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周 知を行わなければならないとされている。 金融庁及び財務(支)局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトに払戻しに関する情報として「商品券(プリペイドカード)の払戻しについて」(資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。)を掲載している。また、事務ガイドラインにおいては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60日よりも可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、資金決済法施行日から28年6月末までに900件実施されている。

Ⅳ 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日(3 月末と9月末)における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者に ついては、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、 前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、 財務(支)局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日(2年10月1日)から28年6月末までに50件実施されている。

(26 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者)

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
(有)パル・サービス	中国財務局	27 事務年度

(27 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者)

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
(株)フラワーカードビューロー	近畿財務局	27 事務年度
(有)万作石油	東北財務局	未実施
(協)やよいデパート	中国財務局	未実施

V 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告(21年1月14日)において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと(為替取引に関する制度の柔軟化)を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為 替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設 されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引(少額の取引)については、政令において100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

「事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係」については、判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正を行った(28年6月3日より適用)。

28年6月末現在の資金移動業者数は46業者となっている。

VI 資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、27 事務年度は、4業者に対して検査を実施した。

第4節 SPC等の監督をめぐる動き

I SPC等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」(以下、「旧法」という。)は、金融制度調査会答申(平成9年6月)において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社(以下、「SPC」という。)が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることの流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」(以下、「新法」という。)が同年11月から施行された。18年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社(特例旧特定目的会社)にも、原則として新法が適用されることとなった。23年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

「事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係 9A 特定目的会社、特定目的信託(SPC、SPT)関係」及び「事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係 9B 特例旧特定目的会社関係」については、判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正を行った(28年6月3日より適用)。

(SPCの登録・届出件数)

	26年3月末	27年3月末	28年3月末	28年6月末
新法SPC	759社	774社	722社	710社
旧法SPC	2 社	2 社	1 社	1 社

(注1)業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

(注2) 新法SPCとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたSPC をいい、旧法SPCとは、特例旧特定目的会社をいう。

Ⅱ 資産の流動化の状況

(億円)

	25年9月末	26年9月末	27年9月末
資産対応証券の発行残高等	98, 640	87, 061	82, 195
(1) 新法SPC	98, 478	86, 899	82, 135
(2) 旧法SPC	162	162	61
① 不動産	50, 257	41, 991	34, 117
② 不動産の信託受益権	38, 164	35, 119	34, 119
③ 指名金銭債権	6, 943	6, 461	7, 237
④ 指名金銭債権の信託受益権	2, 445	3, 077	3, 412
⑤ その他	832	413	3, 310

(注1)毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

(注2) ①~⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

25年12月には倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の 実施を可能とするための改正法が施行された。

「事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」については、判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正を行った(28年6月3日より適用)。

不動産特定共同事業者の数は、28年6月30日現在91社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が39社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が51社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業(特例事業)を行う特例事業者の届出数は28年6月30日現在25件である。

第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等(当該本人又は当該事業主の従業員等)が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成13年6月に確定拠出年金法が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、28 年 6 月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は 198 法人となっている。(資料 13-6-1参照)

第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者 の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿 への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるととも に、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年6月20日に成立し、20年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

「事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」については、判例を踏まえた行政手続法の運用の明確化等に係る改正を行った(28年6月3日より適用)。

電子債権記録機関は、28年6月末現在4社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	21年6月24日
SMBC電子債権記録株式会社	22年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	22年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	25年 1 月25日

第8節 金融コングロマリットの監督をめぐる動き

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業(有価証券関連業に限る。)又は投資運用業を行う者)のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう。

平成28年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、125グループ存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、17年6月24日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的 な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点 から、監督局内にコングロマリット室を設置し、コングロマリット監督の充実・強化 に努めている。

第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、経済産業局、都道府県・市町村及び 財務(支)局が検査を実施しており、27事務年度は、7協会に対して検査を実施した。

信用保証協会の検査を行う行政庁

区域種類	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

- (注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁 長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。
- (注2) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない(28年3月末現在)。

Ⅱ 政策金融機関等に対する金融モニタリング(資料13-9-1参照)

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、15事務年度から検査を実施している。27年10月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、 各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法 を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

27事務年度は、2機関に対して検査を実施した。

第14章 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

I 本制度導入の経緯

政府は、平成13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認 手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商 品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行う に際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為に ついて特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の 公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表 する」こととした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に 関する細則」を策定し、13年7月16日より、金融庁の所管する法令について、「法 令適用事前確認手続」制度(ノーアクションレター制度)の運用を開始し、その後、 数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室の長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

Ⅱ 回答実績

金融庁では、27事務年度において、対象となる照会に対して2件の回答を行って おり、制度導入からの累計は61件となっている。

Ⅲ 利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、 異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、 捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度(法令適用事前確認手続)を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

本手続きは、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則2ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

Ⅱ 回答実績

制度導入からの累計は6件(27事務年度における照会は2件)。

Ⅲ 利用上の留意点

1. ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

2. 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する 一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するもの ではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第16章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「犯罪収益移転防止法」という。) の規定により、金融機関等は、顧客から収受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金 である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているの ではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務 が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、 整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に 提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローン ダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。 (資料 16-1 参照)

Ⅱ 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間に、金融機関等から 385,639 件(前年比 18,860 件増) ※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成 27 年 警察庁 犯罪収益移転防止対策室 犯罪収益移転防止に関する年次報 告書」より

2. 研修会の開催

警察庁との共催により、27年10月から11月にかけて、各財務(支)局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

3. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

FATF声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第17章 課徵金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月(公認会計士法については20年4月)から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注)制度の対象とする違反行為

- (1) 金融商品取引法
 - ① 不公正取引
 - (インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、 風説の流布・偽計)
 - ② 情報伝達・取引推奨行為
 - ③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等(発行開示義務違反)
 - ④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等(継続開示義務違反)
 - ⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等
 - ⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等
 - プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等 情報の虚偽等
 - ⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

(2) 公認会計士法

ア. 公認会計士

- ① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽 錯誤及び脱漏のないものとして証明
- ② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

イ. 監査法人

- ① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚 偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明
- ② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏の ある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2. 課徴金納付命令までの手続(資料17-1参照)

(1) 金融商品取引法

- ① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。
- ② これを受け、金融庁長官(内閣総理大臣から委任。以下同じ。)は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

(2) 公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

Ⅱ 課徴金納付命令等の状況(資料17-2参照)

1. 課徴金納付命令の実績

27 事務年度においては、不公正取引事件32 件及び開示書類の虚偽記載等事件6件並びに公認会計士法違反事件1件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

(1)金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
17 事務年度~ 22 事務年度	116 件	57 件	173 件
23 事務年度	25 件	14 件	39 件
24 事務年度	29 件	9件	38 件
25 事務年度	40 件	8件	48 件
26 事務年度	40 件	8件	48 件
27 事務年度	32件	6件	38 件

(2) 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
27 事務年度	O件	1件	1件

2. 審判期日等の実績

(1) 海外に居住する個人投資家による内部者取引(平成27(判)17)

27 年 10 月 29 日 開始決定

28年 2月29日 審判期日

28年3月17日 課徵金納付命令

(2) (株) オプトロムに係る四半期報告書等の虚偽記載(平成27(判)13)

27年 9月18日 開始決定

28 年 6月30日 審判期日

(注) これまでに審判期日が開催され、27事務年度中に審判手続(審判期日)が終結したもの。

第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

第1節 検査モニター制度(資料18-1-1参照)

立入検査中又は立入検査終了後に、金融庁や財務(支)局等(沖縄総合事務局を含む)のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、経営陣から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、適正な検査の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担 当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財 務(支)局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制と している。

27 事務年度においては、26 事務年度に実施した立入検査に関するオフサイト検査モニター(アンケート方式)の集計結果を27年10月2日に公表した。

また、28年1月より、オンサイト検査モニターをヒアリング式検査モニターに、オフサイト検査モニターをアンケート式検査モニターに名称を変更するとともに、検査の質的向上を図るため、検査の品質評価に係る項目をアンケート式検査モニターの様式に追加するなどの改正を踏まえた新しい検査モニター制度を試行し、28年7月から本格施行予定としている。

(参考) 新しい検査モニター制度の概要

- 1. ヒアリング式検査モニター
 - ① 金融庁・財務(支)局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、 立入検査中又は立入検査終了後に、経営陣や検査担当者から直接意見聴取を行 う。

また、金融庁主担検査に財務(支)局等幹部が赴き、反対に財務(支)局等 主担検査に金融庁幹部が赴いて、経営陣等から意見を伺う、クロスモニターも 実施している。

- ② ヒアリング式検査モニターの実施時期については、被検査金融機関の希望を 聴取し、調整を行う。
- ③ 聴取した意見については、必要に応じて担当主任検査官に伝達する等の対応をとるとともに、今後の検査運営等の参考とする。

2. アンケート式検査モニター

- ① ヒアリング式検査モニターを補完するものとして、アンケート方式により意見を受け付ける。
- ② アンケート式検査モニターの提出期間は、検査結果通知等の交付から 10 日目までの間を目安とする。
- ③ 寄せられた意見については、必要に応じ、補足ヒアリングを行うとともに、 把握した課題等については改善を図り、今後の検査運営等の参考とする。

第2節 意見申出制度(資料18-2-1参照)

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施されている。

17年7月からは、本制度の中立性・公平性・透明性の向上の観点から、意見申出の審理を行う意見申出審理会の外部委員として、専門家4名を招聘し、その後21年1月には、外部委員を6名増員し、10名体制とした(28年6月末時点では9名体制)。なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、27事務年度末までに42機関より380事案の申出があり、機関数の内訳は、銀行22件、協同組織金融機関11件、保険会社2件、貸金業者5件、その他(証券会社)2件となっている。

また、申出内容については、380 事案のうち、資産査定に関するものが全体の約8 割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は161事案であり、全体の約42%となっている。

(参考) 意見申出制度について

① 対象検査

金融庁検査局、財務(支)局等(沖縄総合事務局を含む)の実施する全ての金融検査。

2 対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び主張は対象としない。

③ 提出期限

立入検査終了手続(エグジット・ミーティング)実施日から2週間後(期限が 土休日に当たる場合、その翌営業日)を期限とする。

(注)郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

4)提出方法

立入検査終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

⑤ 提出先

被検査金融機関の代表者名において、金融庁検査局長宛に提出する。ただし、 担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務(支)局等経由での提出もできる。

⑥ 審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会(立入検査を行った検査官 以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成)において、申出書に基づき、書 面による審査を行う。

⑦ 審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

第3節 金融モニタリング情報の収集について

I 概要(資料18-3-1参照)

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、ウェブサイト(ホームページ)上の入力フォーム、ファックス、郵送を通じて、金融機関に関する情報を広く一般から収集する「金融モニタリング情報収集窓口」を設置している。

Ⅱ 情報の収集状況

1. 収集件数

平成27事務年度の総収集件数は、474件となっており、そのうち、預金取扱等金融機関に関する情報が210件(44%)、保険会社に関する情報が241件(51%)、金融機関名や情報内容が不明なもの等が23件(5%)となっている。

2. 業態別の主な情報

- (1) 預金取扱等金融機関については、苦情対応等に関するもの、法令等の遵守等に関するもの、預金・投資信託及び保険等の説明等に関するもの、経営管理に関するもの、リスク管理に関するもの、融資の申込みや貸付条件の相談等に関するものなど、多様な情報が寄せられている。
- (2) 保険会社については、保険金や給付金の支払い等に関するもの、法令等の遵守等に関するもの、苦情対応等に関するもの、契約の変更や解約処理等に関するもの、保険商品の説明及び告知の取扱い等に関するもの、経営管理に関するもの、顧客情報の漏洩等に関するもの、リスク管理に関するものなど、保険募集代理店での対応を含めた情報が寄せられている。

第4部 国際関係の動き

第19章 国際的な課題への対応(総論)

第1節 国際的な意見発信

2008 年以降の世界的な金融危機への反省から、G20、FSB(金融安定理事会)等の場を通じ、国際的に包括的な金融規制改革が進められてきた。多くの改革項目は設計段階から実施段階へと移行しつつあり、バーゼル皿に関する残された見直し項目についても、2016 年内の最終化が目指されている。

こうした規制改革は、金融システムの強靭性を高める上で一定の成果があったと考えられるが、改革の全体像が概ね明らかとなった今、以下のような点についても検証が必要と考えられる。

1. 安定と成長の両立

改革の諸要素を全体として見たときに、経済の持続的成長と金融システムの安定 を両立できるものとなっているか。

2. 規制の副作用の検証

規制は、金融機関の規制回避行動を通じた歪み、複数の規制の複合的な効果、規制対象分野とは別の分野への波及等の形で、想定外の副作用も生み出しうる。市場流動性の低下、新興国市場に対する金融サービス提供の縮小などについての指摘もある中、規制の複合的な効果・影響についての検証が必要ではないか。

3. 次の危機への対応

過去の危機への対応に集中するあまり、市場構造の新たな変化への対応がおろそかとなっていないか。

4. 規制と監督の役割分担

過去のバランスシートに着目した静的な規制に依存する傾向があるが、規制の副作用を抑える意味でも、次の危機に備える意味でも、ビジネスモデルの持続可能性等に着目した動的な監督によってこれを補っていく必要があるのではないか。

2015 事務年度においては、G20、FSB等の当局者同士の場のみならず、公開の国際会議での講演や海外メディアへの寄稿等を通じて、こうした点について繰り返し問題提起を行った。

金融庁長官が行った主な英文講演等

日付		講演等	主な内容
2015年	10月13日	トムソン・ロイター 汎アジア規制サミット	①成長と安定との両立、②規制の複合的な影響の検証、③「次の危機」への対応、の重要性
	10月20日	チャタムハウス・大和総研 共催セミナー	我が国の金融危機の教訓
	11月25日	IBA 年次総会	我が国の資本市場改革、在日外国金融機関の検査・監督、国際金融規制改革
	12月15日	フィナンシャル・タイムズ 紙 (寄稿)	我が国の長期停滞の経験からみた、世界経済の持続的成長を 実現するための課題
2016年	3月10日	日本証券サミット	コーポレート・ガバナンス改革等、我が国資本市場改革の進 捗状況と今後の展望
	4月13日	ISDA 年次総会	静態的な規制が中心の枠組みを動態的な監督によって補って いく必要性
	6月6日	国際倒産再建協会年次総会	我が国の事業再生の枠組みの発展と今日の取組み

⁽注) これらの講演内容は、金融庁ウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/index_kouen.html) に掲載している。

最近では、国際的にもこうした問題意識を共有する議論が見られるようになっており、G20 首脳宣言等においても、経済の持続的成長が規制改革の目標であること、規制改革の複合的な影響の評価が必要であること、バーゼルⅢの最終化に当たっても全体的な負担水準を大きく引き上げないようにすべきことなどが明示的に言及されるようになっている。

G20 首脳宣言における金融規制改革に関する記載

首脳宣言	金融規制改革に関する記載
G20 杭州サミット首脳宣言 (2016 年9月4日・5日)	開かれた強じんな金融システムの構築は、 持続可能な成長と発展を支える上で極めて重要 である。
	我々は、(中略) 重大で意図せざるいかなる影響にも対処 すること等により、 我々の全体的な目的との整合性を確保するため、改革の実施と影響に対する監視を引き続き向上させる 。
	我々は、公平な競争条件を促進しつつ、 銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなく バーゼル皿の枠組みを2016年末までに最終化するためのバーゼル銀行監督委員会(BCBS)の作業に対する支持を再確認する。

第2節 国内の課題と国際的課題の一体的対応

2015 事務年度においては、我が国金融システムの抱える課題と国際的な金融規制改革が対処しようとしている課題に共通する要素について、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者が一体的なチームを編成し、我が国として必要と考える対応を踏まえて国際交渉において提言を行うとともに、国際的な議論を国内での対応の参考に活用する、内外一体のアプローチを、全庁的な取組みとして推進した。

例えば、銀行勘定の金利リスクにかかる問題は、我が国においても国際的にも監督上の重要な課題であり、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者でプロジェクト・チームを編成し、日本銀行からの参加も得て、累次にわたる検討を実施した。BCBS(バーゼル銀行監督委員会)から、2016年4月に公表された同リスクの基準にかかる最終文書では、第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)に基づく各国当局による適切な監督対応や情報開示の充実等、我が国等の主張に沿った内容で最終化された。

第20章 金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

2008 年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008 年 11 月に第 1 回 G20 首脳会合がワシントンで開催された。その後、G20・FSB(金融安定理事会)・各基準設定主体といった様々な場において、金融危機の再発防止に向けた金融規制改革が議論されてきており、これまでに多くの合意がなされてきている。今後は、これらの合意が実施段階を迎えるにあたって、規制の影響評価等を進めていくことが課題となっており、当庁はこうした国際的な合意の実施・課題に対する対処に積極的に参画している。

第1節 首脳・閣僚級の国際会議(G20・G7)

I 概要

2008 年9月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、金融危機への対応や金融規制・監督の改革等を議論するために、それまでのG7を中心とした枠組みではなく、新興国も交えた首脳レベルの会合が必要とされ、ワシントンにおいて第1回G20首脳会合(サミット)が開催された。それ以降、G20は、国際経済協力に関する「第一のフォーラム」として定例化されており、金融規制は引き続き主要な議題とされている。近年は年に1回のサミットと、年に数回の財務大臣・中央銀行総裁レベルの会合が行われている。

2015年11月の第10回G20アンタルヤ・サミットでは、金融危機への対応として 進められてきた金融規制改革が概ね達成されたことが歓迎され、また、今後の課題 は、新たなリスクに注意を払いつつ、政策枠組みの残された部分の最終化や、合意 した事項の完全な実施が中心であると、各国が一致した。

G7においても引き続き国際的な金融規制改革に関する議論が行われることもあり、財務大臣・中央銀行総裁レベルの会合等が開催されている。2016年は日本が議長国を務め、2016年5月20・21日にG7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議(以下、G7仙台会合)、2016年5月26・27日にG7伊勢志摩サミットが開催された。

※ G20 メンバーは、G7 (日、米、英、独、仏、伊、加)、アルゼンチン、豪、 ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラ ビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合、で構成されている。

なお、G20 及びG7の議長国は1年ごとに各国の持ち回りとなっている。G20 の議長国については、2015 年はトルコ、2016 年は中国であり、2017 年は独が議長国に選出されている。一方、G7については、2015 年は独、2016 年は日本であり、2017 年は伊が議長国に選出されている。

Ⅱ 活動状況

- 1. 2015 事務年度の主な首脳・閣僚級会議の開催状況
 - ① G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(2015年9月4・5日、トルコ・アンカラ)
 - ② G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(2015 年 10 月 8 日、米・ワシントン)
 - ③ G20 サミット(2015 年 11 月 15・16 日、トルコ・アンタルヤ)
 - ④ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(2016年2月26・27日、中国・上海)
 - ⑤ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(2016年4月14・15日、米・ワシントン)
 - ⑥ G 7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議(2016 年 5 月 20・21 日)
 - ⑦ G7伊勢志摩サミット(2016年5月26・27日)
- 2. 2015 年 11 月のG20 首脳会合で合意された事項 2015 年 11 月 15・16 日にトルコ・アンタルヤで開催されたG20 サミットでは、 金融規制改革について、主に以下の事項が合意された。
- (1) 金融機関の強じん性の強化及び金融システムの安定性の向上は、成長及び発展を支える上で極めて重要であることを確認。
- (2) グローバル金融システムの強じん性を向上させるため、金融規制改革の課題の中核的な要素を更に完了させたことを確認。
- (3)「大きすぎて潰せない」問題の終結に向けた重要なステップとして、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)の総損失吸収力(TLAC)についての共通の国際基準を最終化したことを確認。
- (4) 中央清算機関(CCP)の強じん性、再建計画及び破綻処理可能性に関する 更なる作業に期待するとともに、FSBに対して次のサミットまでに報告を求 める。
- (5) 金融システムにおいて新たに生じつつあるリスク及び脆弱性を引き続き監視 し、必要に応じ対処。
- (6) シャドーバンキングの監視・規制を更に強化。
- (7) コルレス銀行サービスの減少に対する適宜の評価・対処について、更なる進 捗を期待。
- (8) 店頭デリバティブの実施に関し、国・地域に対して、サンクトペテルブルク 宣言に則り、正当化されるときには、相互の規制に委ねることを奨励。

- (9) グローバルな金融規制枠組みを完全かつ整合的に実施することにコミット。
- (10) 改革の実施及びその影響に関するFSBの最初の年次報告を歓迎。
- (11) 重大で意図せざるいかなる影響への対処を含め、規制改革の実施及びその影響等を引き続き監視・評価。

3. 2016年のG7について

G7仙台会合においては、規制の複合的影響評価やサイバーセキュリティ、フィンテック、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に関する議論が行われた。G7仙台会合後は議論の内容をまとめた議長サマリーが公表され、G7伊勢志摩サミット首脳宣言では金融規制に関するパラグラフが盛り込まれている。首脳宣言では、主に以下の事項が合意された。

- (1) 持続的な経済成長という目標の達成に資する、G20 金融セクター改革の課題の、適時の、完全な、かつ、整合的な実施を支持するというコミットメントを改めて表明。
- (2) 関連する改革の複合的な影響及びセクターを越えた相互作用を含む、G20 金融規制改革の影響分析を向上させるためのFSB等の作業を歓迎し、規制改革の実施及び影響に関するFSBの第2回G20向け年次報告を期待。
- (3) 金融イノベーションの、金融の安定性及び市場の健全性に対する潜在的な影響を管理しつつ、それらイノベーションの経済的利益を享受。
- (4) 金融分野におけるサイバーセキュリティを促進し、G7各国間での協力を強化するための、G7サイバー専門家グループの作業を歓迎。
- (5) G20/OECDのコーポレート・ガバナンス原則の効果的な実施を歓迎し、 支持。特に、その原則の評価メソドロジーの策定を期待。

Ⅲ 当庁の対応

我が国は、国際的な金融規制改革において、国際的に合意された改革を着実に実施するとともに、

- ① 中長期的に強固な金融システムを構築した上で、成長資金の供給に支障をもたらさないバランスの取れた規制とすること、
- ② 規制導入にあたっては、十分な経過期間を確保した上で、着実に実施すべきものであること、

が重要であると主張してきた。

我が国は、これまでの国際合意に従って、バーゼル皿や店頭デリバティブ市場改革を実施してきたほか、金融システムの安定及び金融危機の再発防止に向けて、国際的な金融規制改革の議論に引き続き建設的に参加・貢献していく。

第2節 金融安定理事会(FSB)

I 概要

1. 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」(contagion)した経験を背景に、1999年2月のG7での合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム(FSF:Financial Stability Forum)が設立された。金融安定理事会(FSB:Financial Stability Board)は、2009年4月のG20ロンドン・サミットの合意を踏まえ、FSFが、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として発展的に再構成されたものであり、FSBの発足会合は2009年6月に開催された。FSBは、スイス・バーゼルのBIS(国際決済銀行)内に事務局を有しており、2013年1月には、スイス法上の非営利法人として法人格を取得している。

2. 目的

FSBは、

- ① マクロ・プルーデンス的観点からの、国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、
- ② 金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、
- ③ 金融規制に係る国際基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視

などを主な目的としている。

3. 組織

(1) メンバーシップ(代表権)

FSBは、全てのG20に所属する国及び地域、さらに香港、オランダ、シンガポール、スペイン、スイスの国内当局(監督当局、財務省、中央銀行)のほか、国際通貨基金(IMF)等の関係国際機関、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)等の金融分野の国際基準設定主体などから構成されている。1カ国は1~3の代表権を有しており、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとなっている。FSBの議長は、2011年11月よりマーク・カーニー英中銀総裁が務めており、2014年11月に再選された(任期は3年)。

(2) FSBの構成

FSBは、年2回程度行われる本会合を最終的な意思決定会合としており、 我が国においては、前述の通り、金融庁、財務省及び日本銀行がそれぞれ議席 を有している。FSB本会合の下には、FSB全体の方針を議論する運営委員 会(Steering Committee)が設置されており、さらにその下に規制監督上の協 調に関する常設委(SRC)、脆弱性評価に関する常設委(SCAV)、基準の実施に関する常設委(SCSI)、予算等に関する常設委(SCBR)の4つの常設委員会(Standing Committee)や複数の部会が設置されており、それぞれFSBに参加している各国当局の幹部等により構成されている。また、必要に応じて、様々な専門部会が設置されており、個別具体的なテーマについての検討が行われている。

その他、FSBは、金融システムの脆弱性及び金融システムの安定化に向けた取組みについて、FSBメンバー当局と非FSBメンバー当局との意見交換を促す観点から、アジア・アメリカ・欧州・中東及び北アフリカ・サブサハラアフリカ・CIS諸国の6つの地域諮問グループ(RCG)を設置している。

Ⅱ 活動状況

1. 概要

2015 事務年度においては、計2回のFSB本会合が開催された。

- 2. 2015 事務年度にFSBから公表された主な報告事項等
 - 「主要な金利指標改革の進捗状況」(2015年7月9日公表)
 - ・ 「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する第9次進捗状況報告書」(2015年7月24日公表)
 - 「企業の資金調達に係る構造とインセンティブ」(2015年9月22日公表)
 - 「金融危機と情報ギャップ」(2015年9月22日公表)
 - 「外貨エクスポージャーへの取組」(2015年9月22日公表)
 - 「中央清算機関(CCP)作業計画に係るプログレスリポート」(2015年9月22日公表)
 - 「CCP作業計画にかかる進捗報告書」(2015年9月22日公表)
 - 「外為指標 2014年9月の提言履行に係る進捗状況」(2015年10月1日公表)
 - ・ 市中協議文書「グローバルなシステム上重要な銀行の秩序ある破綻処理の支援に必要な一時的資金調達に係るガイダンス」(2015年11月3日公表)
 - 「店頭デリバティブの取引報告に関するピアレビュー」(2015 年 11 月 4 日 公表)
 - ・ 店頭デリバティブワーキング・グループ(ODWG)による第10次店頭デリバティブ市場改革の実施に関する進捗状況報告書(2015年11月4日公表)
 - 「コルレス銀行業務の減少への評価と対処のためのアクションに関する報告書」(2015年11月6日公表)
 - 「不正行為の減少のための方策」(2015 年 11 月 6 日公表)
 - ・「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に 係る原則」(2015 年 11 月 9 日公表)

- G20 への破綻処理に関する進捗状況報告書「破綻処理可能性に対する残された障害の除去」(2015 年 11 月 9 日公表)
- 「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」(2015年11月9日公表)
- 「気候変動関連リスクに関する開示タスクフォースのための提案」(2015年 11月9日公表)
- 「健全な報酬慣行に関する原則実施基準第4次進捗報告書」(2015 年 11 月 10 日公表)
- ・ 「シャドーバンキングから強じんな市場型金融への転換 清算集中されない 証券金融取引に関するヘアカット規制の枠組み」(2015年11月12日公表)
- 「シャドーバンキング・モニタリングレポート (2015)」(2015 年 11 月 12 日公表)
- ・ 「シャドーバンキングから強じんな市場型金融への転換 証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」(2015 年 11 月 18 日 公表)
- 「シャドーバンキング主体のための FSB 政策枠組みの実施に関するテーマ別レビュー」(2016 年 5 月 25 日公表)
- ・「システム上重要な保険会社向けの効果的な破綻処理の戦略及び計画の策定 に関するガイダンス」(2016年6月6日公表)

等

3. 国際基準の策定に向けた取組み

FSBは、世界的な金融危機時に顕在化した「大きすぎて潰せない(Too big to fail)」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIB)に対して、予め十分な総損失吸収力(TLAC: Total Loss Absorbing Capacity)の確保を求める規制に関する最終合意文書を 2015 年 11 月 9 日に公表。最終合意文書は、同月 $15 \cdot 16$ 日の G20 アンタルヤ・サミットへ提出された。

その他、CCPに関して、CCPの強じん性 (resilience)、再建計画の策定 (recovery planning)、破綻処理可能性 (resolvability) を促進するための作業 が進められている。

4. 国際基準の遵守強化等に向けた取組み

金融規制改革を巡る検討作業のほか、FSBは、国際基準の各国による遵守強化に向けた取組みとして、国際協調及び情報共有に関する基準の遵守促進に向けた取組みや、FSBメンバー国間のテーマ別及び国別レビューを実施している。

テーマ別レビューは、金融規制、監督上の特定の国際基準・課題についてFSBメンバー各国の取組み状況を横断的にレビューするものであり、2015年は、破たん処理、店頭デリバティブの取引報告、シャドーバンキング主体のためのFSB政策枠組みに関するテーマ別ピアビューが実施された。国別レビューは、IM

FによるFSAPの金融関連指摘事項についての実施状況を中心にレビューを行うもので、これまでに16カ国に対するレビューが完了している。現在は、日本、インド、ブラジルの3カ国を対象に実施中。

2015 年より、金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書がされており、 2016 年は第2回目の年次報告書がG20 杭州・サミットに提出される予定。

第21章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制 監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画 している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、 証券監督者国際機構(IOSCO)及び保険監督者国際機構(IAIS)が、業態横断 的には、前章掲載のFSBなどが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融 システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・基準・指針 等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会(BCBS)

I 概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会(BCBS:Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。)は、1974 年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975 年、G10 中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行(BIS:Bank for International Settlements)本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

2. 目的

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、 以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、国際的な基準の設定
- ② 銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供

3. 組織(資料21-1-1参照)

(1) メンバーシップ

バーゼル委員会は、G20 が国際経済協力の枠組みとして本格稼動を始める中で 2009 年及び 2014 年に段階的にメンバーシップを拡大し、現在、日本、アルゼンチン、豪、ベルギー、ブラジル、加、中国、仏、独、香港特別行政区、インド、インドネシア、伊、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米及びEUの銀行監督当局及び中央銀行から構成されて

いる。我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の 議長は、2011年7月からはスウェーデン中央銀行のイングベス総裁が務めてい る。

(2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、政策企画部会(PDG: Policy Development Group)、監督・基準実施部会(SIG: Supervision and Implementation Group)、会計専門家部会(AEG: Accounting Experts Group)等数多くの部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国・地域等の銀行監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されているほぼ全ての小委員会に出席し、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

4. 性格

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を国際的に整合性のある形で行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の 規約 (チャーター) で定められている。

Ⅱ 活動状況

1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針等を策定する観点から、 以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

(1) バーゼルⅢ

2008 年 9 月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はG 20 首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及び流動性に係る新たな基準の設定は、中核的課題とされた。こうした新たな基準の大枠は、2010 年 11 月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、同年 12 月、「バーゼルエテキスト」として公表された。

そのうち、自己資本比率については、国際的に活動する銀行の健全性を測るリスク・ベースの指標として機能しているものであるが、バーゼルⅢを踏まえ、従来の普通株式等 Tier1比率 2%から、最低水準とバッファーを加えて、同比率 7%と大幅に水準が引き上げられたほか、資本の算入要件についても厳格化が図られている。また、その実施については、新規制への円滑な移行を確

保する観点から、2013 年 1 月から段階的に実施し、2019 年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。

こうしたリスク・ベースの指標である自己資本比率を補完するものとして、 二つの流動性基準(流動性カバレッジ比率、安定調達比率)及びレバレッジ比率(詳細は、2. (4)参照)の導入が定められている。流動性基準については、 2013年1月に流動性カバレッジ比率の最終規則文書が公表され、2015年から段階的に実施する(比率の最低水準を当初60%とし、翌年から10%ずつ引き上げ2019年に100%とする)こととなった。2014年10月には、安定調達比率の最終規則文書が公表され、2018年から実施することとなった。

(2)システム上重要な金融機関

システム上重要な金融機関(SIFIs: Systemically Important Financial Institutions)に対する規制・監督上の措置については、2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、「グローバルな」システム上重要な金融機関(G-SIFIs: Global Systemically Important Financial Institutions)への規制・監督上の措置の検討を先行することとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs: Global Systemically Important Banks)の①特定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された(2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表)。追加的資本上乗せ規制については、2016年1月から段階的に適用が開始され、2019年1月までに完全実施される予定である。

また、2012 年 10 月、バーゼル委員会より、国内のシステム上重要な銀行(D - S I B s : Domestic Systemically Important Banks) の取扱いに関する 12 の原則を示した枠組み文書が公表された。

(3) その他

バーゼル委員会は、各国におけるバーゼルⅢ規制の着実な実施を促すため、その状況を調査・評価することとしており、2012 年 10 月には我が国におけるバーゼルⅢの実施状況に関する報告書を公表した。この中で、我が国の国内規制は国際合意を遵守していると総合的に高く評価された。

2. 最近の主な動き

2014年11月のG20ブリスベン・サミットでは、これまでに合意したテーマについて概ね作業が完了した旨の首脳宣言が出され、バーゼル委員会においても、全体としては、既に合意した各種規制を各国が着実に実行に移していく段階に入っている。

一方で、残された課題としては、リスクアセット計測手法の見直しやレバレッ

ジ比率規制などに関する議論が行なわれており、最終化にあたっては、規制の相互連関や複合的影響にも留意することとされている。これらの金融危機後の規制改革については、2016年1月に開催された中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)会合において、資本賦課の全体水準を大きく引き上げることなく、2016年中に見直し作業を完了させることが合意されている。

(1) 信用リスクの計測手法

ア. 標準的手法

バーゼル委員会は、リスク感応度の向上や比較可能性の向上等の観点から信用リスクに関する標準的手法の見直し作業を行っており、2015 年 12 月に信用リスクに関する標準的手法の見直しについての第2次市中協議文書を公表している。

イ. 内部モデル手法

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルを用いたリスク計測結果に基づき 自己資本比率を算出しているが(内部格付手法)、その結果にはばらつきが 見られるところ、バーゼル委員会は、G20の指示を受けて、銀行の自己資本 比率規制の簡素さや比較可能性を向上させるべく検討を行っている。

2016年3月には、内部モデル手法の利用を制約する方向の市中協議文書を公表しており、今後市中からのコメント及び包括的な定量的影響度調査の結果を踏まえて検討を進め、2016年中に最終化する予定となっている。

(2) オペレーショナルリスクの計測手法

バーゼル委員会は、オペレーショナルリスクの計測手法に関し、従来のBIA(基礎的手法)・TSA(粗利益配分手法)を統合し、新しい標準的手法の導入を検討しており、2016年3月にオペレーショナルリスクに関する新しい標準的手法についての第2次市中協議文書を公表している。なお、モデル手法である先進的計測手法(AMA)の廃止も提案されている。

(3) 資本フロア

バーゼル委員会は、2014 年 12 月に資本フロア(所要自己資本額の下限)の 見直しに関する市中協議文書を公表しており、リスクアセットの信頼性や比較 可能性を向上させる観点から、資本フロアの参照基準を、現行のバーゼル I から標準的手法に変更することを提案している。2016 年 3 月に公表された市中協 議文書において、リスクアセット全体を対象に、標準的手法対比 60~90%の資 本フロアを導入することが提案されているほか、代替案として、リスクカテゴ リー毎等のより粒度の細かいフロアとすることも提案されている。

(4) レバレッジ比率規制

銀行システムにおけるレバレッジの過大な積み上がりを抑制すること、及び

簡易な指標とすることにより、リスク・ベースの指標(自己資本比率規制)を 補完することを目的としたレバレッジ比率規制の導入が進められている(開示 は2015年1月から開始)。

2016年1月のGHOSにおいて、全ての銀行に対するレバレッジ比率の最低 水準をTier1比3%とすることで合意されが、GーSIBsに対する上乗 せ(デザインや水準)についても引き続き議論される予定となっている。これ も含めて、2018年1月から第1の柱へ移行することを視野に、2016年末までに 規制のデザイン及び水準について最終的な調整を行う予定となっている。

(5) システム上重要な銀行に対する対応

2015 年 11 月、FSBからG - SIBsの新たなリストが公表された。本リストに基づいたG - SIBsに対する追加的資本上乗せは 2017 年から適用される(リストは毎年更新されており、翌々年の資本上乗せ規制の前提となる)。資本上乗せは 2016 年から段階的に実施されており、2019 年から完全実施される予定となっている。

我が国では、2015 年 12 月に3メガバンクをG-SIBsに指定するとともに、3メガバンクに加え、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、大和証券グループ本社、野村ホールディングスをD-SIBsに指定した。

バーゼル委員会は、2016年6月に、我が国のG-SIBsに係る規制の整備 状況についてRCAP(Regulatory Consistency Assessment Program:整合性 評価プログラム)を実施し、報告書を公表した。この中で、我が国は国際合意 を総合的に遵守しているとの高い評価を受けた。

(6) 最終化された主要項目

ア. 銀行勘定の金利リスク

2013 年4月からバーゼル委員会にて検討を開始した銀行勘定の金利リスクに関する規制・監督の枠組みについては、2015 年6月、①リスク量の計測を定式化し、自己資本比率の分母に勘案する第1の柱案及び②現行の監督枠組みは維持しつつ監督対応の深化を図る第2の柱案の両論併記による市中協議が実施されたが、市中からのコメント(第2の柱案支持)を踏まえ、最終的に②第2の柱案が採用された最終文書が2016 年4月に公表された。

イ、トレーディング勘定の抜本的見直し

2009 年に公表されたマーケットリスク規制の見直し(いわゆるバーゼル 2.5)が応急措置に止まっていたとの問題意識から、トレーディング勘定の 抜本的見直しが行われ、①トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直しと 勘定間の規制裁定の防止措置、②内部モデルの精緻化とより厳格なモデル承 認プロセス、③内部モデルのフォールバックとして標準的方式のリスク感応度の向上、の3点を主な見直しポイントとして 2016 年 1 月のGHOSにおいて最終合意され、同月に最終規則が公表された。

I 概要

1. 沿革及び現状

- (1)証券監督者国際機構(IOSCO:International Organization of Securities Commissions)は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員(Ordinary Member:証券規制当局)、準会員(Associate Member:その他当局)及び協力会員(Affiliate Member:自主規制機関等)あわせて210機関(2016年6月末現在)となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード(スペイン)に置かれている(1986年から2000年末まではモントリオール(カナダ))。
- (2) 我が国は、1988 年 11 月のメルボルン(オーストラリア)における第 13 回年 次総会で、当時の大蔵省が普通会員として I O S C O に加盟した。現在は、金 融庁が、2000 年 7 月の発足と同時にそれまでの金融監督庁(準会員)及び大蔵 省(普通会員)の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その 他、1993 年 10 月のメキシコ・シティー(メキシコ)における第 18 回年次総会 で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌し ている経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証 券業協会が協力会員となっている。
- (3) I OSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2015年6月にロンドン、2016年5月にリマで開催された。次回は、2017年にキングストン(ジャマイカ)で開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

2. 活動

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスク への対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等 を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取

り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み(以下「IOSCO・MMOU」という。)については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMOUへ署名(将来的な署名約束を含む)することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMOUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている。

3. 組織(資料21-2-1参照)

(1) 総会 (Presidents Committee)

総会は、すべての普通会員の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

(2) 代表理事会(IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている(主な委員会等の活動状況についてはII参照)。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。現在の議長は、香港証券先物委員会(SFC)のオルダーCEOである。副議長は、ベルギー金融サービス市場局(FSMA)のセルベー委員長と、マレーシア証券委員会(SC)シン委員長の2名が務めている。いずれの任期も、2018年の総会までとされている。

<参考:代表理事会に統合された過去の主な会議体>

〇 理事会 (Executive Committee)

理事会は、主に定款の変更、予算・メンバーシップの承認など、組織運営上の必要な決定を行う会議体であり、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された9の普通会員で構成されていた。

〇 専門委員会 (Technical Committee)

専門委員会は、理事会により設置されたIOSCOの政策立案の中心となる機関であり、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としたものである。世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する18の当局(当庁を含む)で構成されていた。

(3) 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会(APRC: Asia Pacific Regional Committee)に属しており、同委員会は、年2回程度開催されている。APRCは28当局から構成されており、現在の議長は、当庁の氷見野金融国際審議官が務めている。

4. 我が国の対応

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。例えば、2015年9月には投資管理に関する委員会(Committee 5)の副議長に当庁の専門官(課長補佐レベル)が就任するとともに、同委員会の会合を10月に東京で開催した。

Ⅱ 活動状況

1. 概要

IOSCOは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、 法執行に関するクロスボーダーの協力の改善(IOSCO・MMOUの推進)に 取り組んでおり、G20 首脳会合のマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭 デリバティブ規制、システミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野 の規制上の個別課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分 野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準(IFRS)及び国際監査基準(ISA)等の開発の過程で、新たな基準の公開草案が公表される毎に各々の基準設定主体に対してコメント・レターを発出している。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から、議論を行っている。2015年11月に「公開企業の監査を行う監査法人の透明性」と題する最終報告書、2016年5月に「監査委員会による監査人の監視に関する調査報告書」、同年6月には「会計基準で求められていない財務数値に関する提言」と題する最終報告書を公表した。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を 行っている。2015年12月には、「取引所等において電子取引システムのリスクを 効果的に管理し、事業継続を計画するためのメカニズム」と題する最終報告書を 公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2015 年 12 月には、「2015 年 クラウドファンディングに関する調査結果報告書」と題する報告書、また「市場仲介業者の事業継続及び復旧計画」及び「大規模な市場仲介業者における信用力評価及び外部格付の利用に関するサウンド・プラクティス」と題する最終報告書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国 当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、 情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不公正取引の 抑止の手段などについて議論を行っている。

また、Committee 4と同時に開催されるIOSCO・MMOUの審査グループ (SG)において、MMOU署名申請当局の審査を行っている。SGでは、IOSCO・MMOUのB署名当局(審査基準を満たさなかった当局)が署名当局となることを目指し、審査作業を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2015 年 11 月には「C I S資産のカストディに関する基準」と題する最終報告書を公表した。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。

8. 商品先物市場に関する委員会 (Committee 7)

商品先物市場に関する委員会は、商品先物市場の透明性の向上等について検討を行っている。G20の要請を受け2012年10月に公表した「石油価格報告機関に関する原則」の、実施状況に関する報告書を2014年9月に公表した。これに引き続き、2015年9月には、同原則の遵守状況の評価結果を取りまとめた第2次報告書を公表した。また、2016年5月に、「商品デリバティブ市場価格への倉庫及び受渡施設の影響」に関する報告書を公表した。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、 投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上に係るIOSCOの役割や戦略的取 組み等について検討を行っている。

10. エマージング・リスク委員会(CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) は、証券当局がシステミック・リスクをモニターし軽減するための方法や、エマージング・リスクの特定手法等について検討している。2016 年3月には、「証券市場のリスク・アウトルック 2016」を公表した。

11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2015 年7月には、「証券規制に関するIOSCO原則第16条及び第26条に基づく投資家への開示の適時性と頻度に関する遵守状況のテーマ別レビュー」を公表、9月には「マネー・マーケット・ファンド(MMF)規制のピアレビュー」、「証券化におけるインセンティブ・アラインメント提言導入のピアレビュー」と題する最終報告書を公表した。

12. サイバーセキュリティについて

各委員会の横断的な検討の結果として、2016 年4月に「証券市場におけるサイバーセキュリティ」と題する報告書を公表した。本レポートにおいて、① サイバーセキュリティ及びフィンテックの注視、② 情報共有プラットフォームの開発及び保守、③ 年次円卓会合開催及び④ 机上訓練の主導をマンデートとする、組織の設置が提言された。かかる提言を踏まえ、現在 I O S C O では、新たにサイバーリスクに係る組織の設置が検討されている。

Ⅲ その他

1. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、 証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の 情報交換が不可欠である。

我が国は、これまで中国証券監督管理委員会(CSRC)(1997年)、シンガポール通貨監督庁(MAS)(2001年)、米国証券取引委員会(SEC)及び米国商品先物取引委員会(CFTC)(2002年)、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)(2004年)、香港証券先物委員会(SFC)(2005年)並びにニュージーランド証券委員会(2006年)との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名し

ている。また、2006年1月には米国証券取引委員会(SEC)及び米国商品先物取引委員会(CFTC)との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局(ESMA)とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換(2011年)及び清算機関に関する覚書への署名(2015年)、欧州の証券監督当局29当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名(2013年)、米国商品先物取引委員会(CFTC)とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名(2014年)をそれぞれ行った。

2. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、IOSCO・MMO Uに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署 名当局となった。2016年4月末現在、109の証券当局がIOSCO・MMOUに 署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMOUを強化するための改訂が議論されている。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

第3節 店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み

I 概要

2009年のピッツバーグ・サミット首脳宣言において、以下の事項を行うことに合意した。

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引の
 - a) 適当な場合における取引所又は電子取引基盤(ETP) を通じた取引
 - b)中央清算機関(CCP)を通じた決済
- ② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関(TR)への報告 これを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則が策定されるととも に、各国においても規制が整備・実施されているところである。

Ⅱ 活動状況

1. FSB 店頭デリバティブ作業グループ(ODWG)

上記合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革 (2012 年末期限)の進捗状況をモニタリングする目的で設立され、定期的に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。直近では 2015 年 11 月に第 10 次報告書が公表されている。

2. 店頭デリバティブ主要当局者会合(ODRG)

規制の実施に関する各国相互理解及び国際協調に向けた共通理解の促進を目的に、米証券取引委員会(SEC)・商品先物取引委員会(CFTC)の呼びかけにより設置された公式会合。主にクロスボーダー規制に係る議論を行っており、直近では2015年11月、G20アンタルヤ・サミット向けに、これまでのODRGでの議論の概要に関する報告書を提出した。

3. マージン規制作業部会(WGMR)

中央清算機関(CCP)で清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会(WGMR)を設置して、規制の在り方を検討している。これまで2012年7月(第一次)及び2013年2月(第二次)の二度にわたり市中協議文書を公表し、2013年9月に最終報告書を公表、2015年3月に最終報告書の改訂を公表した。現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

4. CPMI-IOSCO

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会(CPMI: Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会(CPSS: Committee on Payment and Settlement Systems)から改称)が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」(FMI原則)を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。実施モニタリングについては、2015年11月に当局の責務(当局等向け原則の実施状況検証)に係る報告書、同年12月に豪州に係るレベル2(各国国内法・規制枠組みの内容とFMI原則の整合性の検証)評価報告書を公表した。また、2015年11月に「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス」、及び2015年12月に「固有商品識別子の調和」に係る報告書について市中協議を実施した。

第4節 保険監督者国際機構(IAIS)

I 概要

1. 沿革

保険監督者国際機構 (IAIS: International Association of Insurance Supervisors) は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約 200機関 (メンバー) で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

2. 目的

IAISは、1994年に以下の目的のために設立された。

- ① 効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持
- ② 国際的な金融安定化への貢献

3. 組織(資料21-4-1参照)

(1) 総会

総会はIAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が 開催される。

(2) 執行委員会

議長は、ビクトリア・サポルタ氏 (BOE プルーデンス政策機構局長)、共同副議長は、浜野金融庁総務企画局国際政策管理官とジュリー・マクピーク氏 (テネシー州長官) が務めている (2016 年 6 月現在)。

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した24の国・地域(北米:5、西欧:5、アジア:5、オセアニア:1、ラテンアメリカ:2、アフリカ南部:1、北アフリカ・中東・:2、中東欧:1、オフショア:2)から構成されている。我が国は、1998年よりメンバーとして参加している。

(3) 金融安定·専門委員会

マイケル・マクレイス議長 (米連邦保険局 局長 (2016 年 6 月現在))。執行委員会の下で金融安定に関する基準や監督基準の策定等を所掌している。

金融安定・専門委員会の下には、G-SIIs政策措置、資本規制検討作業、破綻処理作業、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに小委員会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

(4) その他の委員会等

監督基準の実施に関する議論を行う実施委員会のほか、クロスボーダー監督 上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設 置されている。

4. 我が国の対応

金融庁は現在、執行委員会(共同副議長)、金融安定・専門委員会及びその他主要な小委員会等に主要メンバーとして出席し、国際的な保険監督の基準や原則の 策定等に積極的に参画・貢献している。

Ⅱ 活動状況

1. 金融危機を踏まえた対応

(1) グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs:Global Systemically Important Insurers) の選定

IAISは、2013年7月にグローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)の選定手法及び政策措置を2013年7月に公表する際、同手法に基づき保険会社9社をG-SIIsに選定し、それ以降、毎年11月に更新リストを公表している。2015年11月の更新リストでは、前年のリストからジェネラリ(伊)が外れ、エイゴン(蘭)が追加された9社(注)が選定された(日系保険会社は含まれず)。

(注) エイゴン (蘭)、アリアンツ (独)、アクサ (仏)、A I G (米)、アビバ (英)、メットライフ (米)、平安 (中)、プルデンシャル (米)、プルデンシャル (英) の9社。再保険会社の選定は、先送りされている。

IAISでは、当該G-SIIs選定手法について、保険や再保険、その他の金融活動など国際的な保険会社の全ての業務を適切に選定に反映するために2014年11月以降、見直し作業を実施。また、2015年7月から、G-SIIs選定手法の中核的な概念である「非伝統的保険(CDS、金融保証など)・非保険業務(銀行業務など)」(NTNI: Non-Traditional Non-Insurance activities and products)の定義についても見直し作業を実施。

IAISでは、2015 年 11 月にG-SIIs選定手法、NTNI定義見直しの双方について市中協議を実施し、市中からのコメントを踏まえて、2016 年 6 月に両者の最終文書を公表。

2016年のG-SIIs選定は、再保険会社も含めて、見直し後のG-SIIs選定手法に基づき、行われる予定。

(2) GISIIsに対する政策措置の検討

G-SIIsに対しては、監督当局は、①「監督の強化」(グループ監督・流動性管理計画など)、②「破たん処理可能性の向上」(FSB: Key Attributes

の適用)、③「より高い損失吸収力の賦課(資本上乗せ基準)」(HLA: Higher Loss Absorbency)、からなる政策措置を行うこととされている。

I A I Sは、2014 年 10 月にH L A の基礎となる簡素な資本要件として「基礎的資本要件」(BCR: Basic Capital Requirements) の最終文書を公表。

HLAの枠組みは、2015 年 11 月に一旦最終化されたが、今後も必要に応じて見直しがなされる予定。なお、BCRを基礎として、HLAを賦課する方式は2019 年からG-SIIsに適用される予定であるが、後述する「国際資本基準」(ICS: Insurance Capital Standard)の完成後は、基礎がBCRからICSに置き換えられる予定。

(3) 国際的に活動する保険グループ(IAIGs)の監督のための共通枠組み(Comframe)及び国際資本基準(ICS)の検討

I A I Sでは、金融危機を踏まえ、「国際的に活動する保険グループ(I A I Gs)」の監督のための共通枠組み(Common Framework for the Supervision of I A I Gs: ComFrame)を検討している。

Comframeは、①適用範囲(IAIGsの選定基準等)、②IAIGs が満たすべき基準(ソルベンシー、ERM、ガバナンス等)、③監督当局が満た すべき基準(クロスボーダーでの監督上の協力等)の3つの柱から構成される。 ②に含まれるICSについては、2014年12月に第1次市中協議文書を公表し、 2015年に1回目も影響度調査を実施。本年5月に2回目の影響度調査を開始し た。今後、2017年にICSの標準的手法の枠組み(version1.0)、2019年に内 部モデルの扱いを含むICS(version2.0)の策定を予定している。

Comframeについても、最終的には、ICSと同時に2019年に採択され、2020年からIAIGsに適用される見通しである。

2. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

IAISは、新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等をIAISに拠出するなどの積極的な協力を行っている。

第5節 金融サービス利用者保護国際組織(FinCoNet)

金融サービス利用者保護国際組織(FinCoNet)は、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立。2013年11月の年次総会(於:リスボン)において、金融消費者保護の監督当局による国際組織として設立された。現在、20カ国や6機関(IAIS、欧州委員会、OECD、世界銀行等)が加盟し、議長はバーナンド・シェリダンアイルランド中央銀行金融サービス利用者保護局長が務めている(2016年6月)。

当庁は、2013年11月の年次総会(於:リスボン)で、当該組織の執行評議会(Governing Council) メンバーに選任され、組織作りの作業に貢献してきた。

2015 年事務年度においては、2015 年 10 月にケープタウンで開催された年次総会での議論を経て、3 つの常設委員会(監督ツールボックス、貸金業者による責任ある貸出、モバイル技術・技術革新)における作業を、今後、どのように発展させていくかが課題となっている。

なお、2017年に日本で年次総会が開催される予定である。

第22章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。こうした動きに加え、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も進展している。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、各種フォーラム等に積極的に参加している。

第1節 国際通貨基金(IMF)

I 概要

国際通貨基金(IMF: International Monetary Fund)は、1944 年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946 年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンD. C.。専務理事はラガルド元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会(全加盟国の大臣級からなる)であり、原則として年1回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

Ⅱ 活動状況

1. IMF4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年1回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・金融政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN(Public Information Notice)として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表されている。

2016年の当庁との協議では、主に金融セクターの安定性について意見交換が行われた。当庁は、IMFに対し、我が国の金融セクターの状況や当庁の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題が適切に理解されるよう努めている。

2. 金融セクター評価プログラム(FSAP:Financial Sector Assessment Program)
IMFは加盟国に対し、金融セクター評価プログラム(FSAP:Financial

Sector Assessment Program)を実施している。これは、加盟国の銀行・証券・保険を含む各セクターに対し、国際基準の遵守状況や規制監督の枠組み・運用等についてレビューし、金融セクターの安定性を評価するもので、1999 年から加盟国に対し順次実施されている(基本的に各加盟国に対して5年に一回行われる)。なお、我が国に対するFSAPの結果は、2003 年9月(第一回)、2012 年8月(第二回)にそれぞれ公表されている。

3. その他 I M F の刊行物 (WEO、G F S R 等)

通常年2回刊行される「世界経済見通し(WEO:World Economic Outlook)」及び「国際金融安定性報告書」(GFSR:Global Financial Stability Report)においては、世界の金融システムの状況や政策対応に関する記述がなされている。直近のレポート(2016 年4月)では、生産性向上のための構造改革の必要性や、マイナス金利導入に伴う影響等について分析が行われている。

第2節 経済協力開発機構(OECD)

I 概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構(OEEC:Organization for European Economic Co-operation)が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961 年に経済協力開発機構(OECD:Organization for Economic Co-operation and Development)が設立された。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本(1964 年加盟)を含む 34 カ国が加盟している。事務総長はメキシコ出身のアンヘル・グリア氏が務めている(2006 年~)。

Ⅱ 活動状況

1. 閣僚理事会

OECDの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、日本からは外務省、経済産業省、内閣府等から関係閣僚が出席。

- 2. 経済開発検討委員会(EDRC: Economic and Development Review Committee) OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と望ましい政策の勧告を行っている。審査は、加盟34カ国及び重要な非加盟国について、1年半~2年に1回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2015年4月に対日経済審査報告書が公表された。
- 3. 経済政策委員会 (EPC: Economic Policy Committee)

OECD事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価した上で、経済見通し(OECD Economic Outlook)を検討・公表するとともに、必要な経済政策の提言を行っている(年2回)。

4. コーポレート・ガバナンス委員会

G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施のほかOECD非加盟国に対する普及活動等を行っている。

2015 年 11 月より、同委員会の副議長を金融庁の神田国際担当参事官(2016 年 6 月現在)が務めている。

5. その他の委員会等

保険及び私的年金委員会 (IPPC: Insurance and Private Pensions

Committee)、金融資本市場委員会(CMF: Committee on Financial Markets)等があり、それぞれテーマに応じた分析や知識の普及活動が行われている。最近では、2012年4月に、金融教育に関する国際ネットワーク(INFE)で「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が公表されたほか、長期投資に係るG20 とOECDの共同作業部会が設置され、2013年9月に「機関投資家による長期投資ファイナンスに関するG20/OECDハイレベル原則」がG20サミットで承認され、公表された。

6. OECDを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援

OECDでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁では2008年度よりOECD事務局に職員を派遣するとともに、ODA予算の拠出により、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行っている。

第3節 世界貿易機関(WTO)

I 概要

世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、162 カ国・地域が加盟している(2016年6月時点)。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、サービスの貿易に関する一般協定(GATS: General Agreement on Trade in Services)に規定されている。GATSは、最恵国待遇(MFN)を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス(他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと)及び内国民待遇(内外無差別)を保障する義務を負う等の枠組みを定めている。

Ⅱ 活動状況(金融サービス分野)

1. ドーハ・ラウンド

2001年11月のドーハ閣僚会議で、サービス分野を含むWTO発足後初の「ドーハ・ラウンド」の開始が決定され、2000年2月にサービス分野の自由化交渉が開始された。金融サービス分野についても、四極(日、米、加、欧州委員会)を中心とした自由化推進派が新興市場国(中国、インド、ブラジル、ASEAN等)に対して金融サービス自由化を促す構図で、各国が自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行っていた。しかし、農業及び非農産品の市場アクセス(NAMA: Non-Agriculture Market Access)交渉において主要国の立場が膠着状態に陥り、2006年7月に交渉が一旦中断し、その後、サービス交渉も含め、ラウンド交渉は決裂した。

2. 新サービス貿易(TiSA:Trade in Services Agreement)協定

GATS発効後約20年が経過し、GATS以上の自由化を実現するための協定が必要との認識が有志国において醸成され、ドーハ・ラウンドとは別の取組みとして2012年より、WTOに加盟する有志国が、新しいサービス貿易の一層の自由化に向けた議論を開始。2013年6月よりTiSAとして本格的な交渉へと移行した。米国やEUなどの大国・地域の他、今後市場として魅力のある新興国が参加していることから、グローバルな貿易・投資ルールの形成が可能となり、二国間・少数国間FTAにより形成された各々異なるルールの共通化とコスト負担の削減が期待されている。2016年6月現在で23ヶ国・地域(注)が交渉に参加し、2016年末の合意を目指して、金融を含むサービス貿易について議論を行っている。

(注) 日本、米国、EU、カナダ、豪州、韓国、香港、台湾、パキスタン、ニュージーランド、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン、モーリシャスが参加

I 概要

1. 二国間EPA等

経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関(WTO)が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール(2002年11月発効)、メキシコ(2005年4月発効)、マレーシア(2006年7月発効)、チリ(2007年9月発効)、タイ(2007年11月発効)、インドネシア(2008年7月発効)、ブルネイ(2008年7月発効)、フィリピン(2008年12月発効)、ASEAN全体(2008年12月から順次発効)、ベトナム(2009年10月発効)、スイス(2009年9月発効)、インド(2011年8月発効)、ペルー(2012年3月発効)、オーストラリア(2015年1月発効)及びモンゴル(2016年6月発効)との間でEPAが発効している。

2. 環太平洋パートナーシップ(TPP: Trans Pacific Partnership)協定 2010 年3月に交渉が開始されたTPPは、日本を含む 12 カ国が参加し、アジア太平洋地域における高い水準の貿易自由化を目標に、物品の関税撤廃に加え、金融サービスを含む非関税分野のルール作りや新しい分野(環境、労働等)を含む包括的協定として 2015 年 10 月に大筋合意、2015 年 2 月に 12 カ国間の署名に至った。金融サービス章では、内国民待遇、最恵国待遇等のWTO協定と同種の規律のみならず経営幹部等の国籍要件の禁止など自由化促進のための規律が定められている。

Ⅱ 活動状況

現在、EU、東アジア地域包括的経済連携(RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership)、トルコ、カナダ、コロンビア、ASEANとの間でEPA交渉、中国・韓国との間でFTA交渉を行っている(韓国とのEPA交渉は 2004年以降中断、湾岸協力理事会諸国との交渉は 2009年以降中断。)(資料 22-4-1参照)。

自由化交渉においては、日本の金融機関の海外進出や更なる業務展開のため、他 国におけるビジネス環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規 免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩和を求め、 金融セクターの自由化を促している。また、規制の内容や運用の不透明性は、日本の金融機関の萎縮に繋がる恐れがあるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上等についても積極的に議論を行ってきている。

さらに、国際的な金融安定化や相互に進出している金融機関の監督、両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、EPAに基づく金融当局間の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできている。EPAにより、既存の対話の枠組みを強化するとともに、これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった国・地域との間で、このような対話を継続する枠組みを設けることにより、幹部職員をはじめ様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化している。

第5節 金融活動作業部会(FATF)

I 概要

1. 金融活動作業部会(FATF)

金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force)は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金供与対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在35カ国・2地域が参加(下記参照)。 FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、 その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2012年4月のFATF大臣会 合での承認により、2020年までの活動期間延長が決定されている。

参加国·地域(2016年6月30日現在)

アルゼンチン、豪、オーストリア、ベルギー、ブラジル、加、中国、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、香港、アイスランド、インド、アイルランド、伊、日本、韓国、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、欧州委員会、湾岸協力理事会

FATFの主な役割は、以下のとおり。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準(FATF 勧告)の策定及び見直し
- ② FATF参加国間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究
- 2.「40の勧告」及び「9の特別勧告」から「40の勧告」への改訂(FATF勧告) 国際基準であるFATF勧告は、マネー・ローンダリング対策の基本的枠組み である「40の勧告」及びテロリズムとテロ行為に対する資金供与対策の基本的枠 組みである「9の特別勧告」により構成されてきた。第4次相互審査に向けて、 「40の勧告」と「9の特別勧告」を改訂、統合、整理し、双方の対策をカバーす る改訂「40の勧告」が 2012 年2月のFATF全体会合において採択・公表され た。
- 3. FATF相互審査

FATFは、参加国におけるFATF勧告遵守状況に関し、参加国間にて相互 審査を実施しており、その審査報告書は、FATF全体会合での議論を経て採択 される。

第4次相互審査において、被審査国は、審査報告書の採択後、「通常のフォローアップ」又は「強化されたフォローアップ」のプロセスに置かれる。フォローアッププロセスは5年サイクルで行われ、いずれのフォローアッププロセスに置かれた場合でも、相互審査の5年後にフォローアップ審査が実施される。なお、フォローアップ審査までの間、「通常のフォローアップ」においては相互審査から2年半後に、「強化されたフォローアップ」においては全体会合において決定された頻度で(一般的にはフォローアップ審査までに3回)、不備事項の改善状況等をFATFに対して報告する必要がある。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定 FATF勧告の遵守が不十分な国・地域(非FATFメンバーを含む)に対し て是正措置を求めるなど、非協力的な国・地域に関する問題はFATFの一作業 部会である I CRG (International Cooperation Review Group) が取り扱っている。

FATFは、2007 年 10 月以降、ICRGプロセスにおいて特定された非協力的な国・地域に関し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に重大な戦略上の欠陥があること等、各国に対してリスクの認識を促す旨の声明を発出している。

Ⅱ 活動状況

1. FATF第3次相互審査

FATF勧告の遵守状況に関する我が国の第3次相互審査は、2008年に実施され、全49勧告中25勧告において履行の不備が指摘された。審査から2年後にあたるFATF2010年10月会合において、我が国対応の進捗について第1回フォローアップ報告を行い、本事務年度は第13回フォローアップ報告を行った。

2. FATF第4次相互審査

第3次相互審査基準におけるFATF勧告履行上の様々な問題点を踏まえ、2009年10月のFATF全体会合での採択に基づき第4次相互審査基準の改訂作業が開始された。作業部会での議論の末、2012年2月のFATF全体会合において改訂FATF勧告が採択・公表された。この改訂勧告に基づき、2014年より、加盟国・地域の①形式基準の遵守(法令整備等の評価「Technical Compliance」)及び②実効性(マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策システムの評価「Effectiveness」)について、審査が順次実施されている。

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定 2009 年4月のロンドン・サミットにおけるG20 からの要請に基づき、4つの地域(アフリカ/中東、米州、アジア/太平洋、欧州/ユーラシア)毎の分析グループを設立し、非協力国・地域の特定作業を開始した。2009 年9月のG20 ピッツバーグ・サミットにおいて、FATFは非協力国・地域特定のための手続き、各国のFATF勧告遵守状況の概観等について報告を行った。

2015 事務年度においては、2015 年 10 月の声明により、引き続き、対抗措置の 適用対象国としてイラン及び北朝鮮が特定されているほか、対抗措置適用対象外 のカテゴリーとして、ミャンマーが特定されている。また、2016 年 2 月の声明により、上記の対抗措置適用対象外のカテゴリーから、ミャンマーがリストより削除された。

4. テロ資金対策の強化

2015年11月のパリでのテロ事件を受け、FATFは2016年2月にテロ資金対策に係る新しい統合戦略を公表した。統合戦略においては、テロ資金供与リスクの理解に向け調査・分析を実施した上で、FATF勧告の改定の必要性について検討を行うこととされており、対象として顧客管理の敷居値などが挙げられている。なお、2016年5月に仙台で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議において、「テロ資金供与対策に関するG7行動計画」が採択・公表され、G7においても基準強化に向けた検証を行うこととなった。

第23章 海外の金融当局との関係

第1節 金融監督者間の連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施するほか、必要に応じて、監督協力に関する覚書締結・書簡交換等を行っている。

I 二国間協議等

金融庁は、2015 事務年度においては、EU、スイス、韓国、台湾、インドネシア 等多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢 等に関する意見交換を行った。

Ⅱ 米国の店頭デリバティブ規制

2012年7月、米国商品先物取引委員会(CFTC)は、ドッド・フランク法(2010年7月)に基づき、非証券店頭デリバティブ取引(スワップ取引:金利スワップ及び index 型を含む 10 銘柄以上を対象としたCDS等)に係る具体的なクロスボーダー規則案を公表した。

当該規制案によると、非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、CFTCにスワップ・ディーラーとして登録し、米国の規制に服さなければならないとされていたため、日欧等の当局が当該規制案に対する懸念を表明。

上記を踏まえ、2013 年7月にCFTCのクロスボーダー規制の最終版が公表された。CFTCは、外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもって、米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」を設けており、一定の企業及び取引に当該措置が適用される。

2013年12月、CFTCは、日本を含む6カ国・地域(日本、香港、豪州、欧州、スイス、カナダ)の店頭デリバティブ規制に係る米国規制との同等性評価の結果を公表。日本の店頭デリバティブ規制に関する法令・監督制度については、CFTCと議論を重ねてきた結果、概ね同等との評価がなされた。しかしながら、米国で活動する、又は将来的に活動を予定している本邦の金融機関等については、代替的コンプライアンス措置あるいは米国での活動の法的位置づけがなお未確定・不明確なケースがあり、今後も、CFTCと継続的に調整・検討する予定である。

Ⅲ 欧州の店頭デリバティブ規制

2012 年8月 16 日に、欧州委員会(EC)より、店頭デリバティブ取引の清算集中・取引情報報告に関するEU規則(EMIR)が施行された。また、2013 年3月 15 日に、欧州証券市場監督局(ESMA)より、EMIRの技術的細則にあたるテクニカルスタンダードが公表され、同日施行された。

EMIRでは、EU域外の中央清算機関(CCP)がEU域内の金融機関に対して清算サービスを提供するためには、ESMAから認証を受ける必要があると規定されており、その前提として、CCPに関する欧州域外国の法令及び監督・執行の枠組みが欧州のそれらと同等であるとECが判断する必要がある。

ESMAは、2013年9月1日の欧州域外国CCPの同等性評価に関する技術的助言をECに提出し、9月3日に公表。2014年10月、わが国の清算機関に係る法令及び監督・執行制度は、欧州規制と同等であると評価された。

2015 年2月、ESMAとの間でCCPに関する監督協力に関する覚書を締結し、 2015 年4月、当庁管轄のCCPは、ESMAから外国CCPとして認証を受けた。

2010年以降、APECにおいて、アジア地域ファンドパスポート(ARFP)についての検討が行われてきた。ARFPは、APEC加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド(投資信託等)について、相互に販売を容易にするため、規制の共通化を図るための枠組みである。

ARFPのルールの検討に当たっては、当庁も関与して具体的な検討を行ってきたところ、ルール案における投資者保護のための措置も明確となったことから、2015年9月のAPEC財務大臣会合において、日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、タイ及びフィリピンの6カ国が参加表明文書に署名を行った。その後、2016年4月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの4カ国が、同年6月、タイが、ARFPの協力覚書(MOC)に署名を行い、同月30日に同MOCが発効した。

第2節 アジア等の新興市場国への取組み

金融庁は、アジア等の新興市場国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、 ①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の 共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

I 金融インフラ整備支援

1. 概要

アジア等の新興市場国の金融当局との間で金融技術協力の枠組みを構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や 金融当局の能力向上を支援している。

2. 活動実績

金融庁は、これまでにミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ等の7ヶ国14 当局との間で金融技術協力に係る覚書締結(書簡交換)を実施し、金融技術協力の枠組みを構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

とりわけ、ミャンマーにおいては、当庁からミャンマー金融当局へ派遣中の長期専門家や財務省財務総合政策研究所等と協働して、証券取引法令の整備や証券取引所の設立を支援し、ヤンゴン証券取引所の開所(2015 年 12 月)や取引開始(2016 年 3 月)が実現した。

(参考) ミャンマーにおける証券取引所設立支援の経緯

2013年12月 職員をミャンマー財務省に派遣(JICA専門家)

2014年1月 ミャンマー財務省との間で金融技術協力に係る覚書を締結。 証券取引所の設立を優先事項に位置付。

以来、ミャンマーの金融当局職員等を対象とする累次の現地研修を開催し、 証券規制・監督等に関するノウハウを提供。また、現地及び東京での累次の ハイレベル面会を通じ、証券取引所の設立に向けたプロジェクトマネジメン ト等について意見交換。

2014年8月 ミャンマー証券取引委員会(証券当局)発足 2016年3月 ヤンゴン証券取引所において取引開始

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招へいし、 それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容につい て幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」を実施している。

Ⅱ グローバル金融連携センター(GLOPAC)

1. 概要

グローバル金融連携センター(GLOPAC: Global Financial Partnership Center)は、①金融市場に係る諸課題について検討を行い、金融インフラ整備支援に活用すること、及び②海外金融当局との協力体制を強化することを主な目的としている。2014年4月に金融庁内に設置されたアジア金融連携センター(AFPAC)を2016年4月にグローバル金融連携センターへ改組し、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米も対象地域に追加した。

2. 活動実績

2014 年7月以降、インド、ウズベキスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、ドバイ、フィリピン、ベトナム、ボツワナ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス(13 の国と地域)の金融当局者を招聘し、2016 年6月末までに計48 名の研究員・インターン生がAFPAC及びGLOPACの研修プログラムを修了した。

長期滞在の研究員については、概ね2~3ヶ月間の滞在期間中、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、庁内職員によるテーマ別研修や意見交換等を行っているほか、外部関係機関等を訪問する機会も提供している。研修プログラムの中で、研究員は、母国の金融システムの現状や課題、GLOPACのプログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行うほか、国内で開催される国際シンポジウム等において発表する研究員もいる。

また、研究員等との継続的なネットワーク構築・強化のため、受け入れた研究 員等(卒業生)に対する、GLOPACが発行するニュースレターの送付、金融 庁職員が外国出張する際のフォローアップ面談の実施、当庁等が主催する国際シ ンポジウムへのパネリストとしての招へい等を通じ、プログラム修了後のフォロ ーアップを行っている。